

2013年3月

公開草案 ED/2013/3

## 金融商品：予想信用損失

コメント募集期限：2013年7月5日

## 金融商品：予想信用損失

コメント募集期限：2013年7月5日

## EXPOSURE DRAFT—MARCH 2013

Exposure Draft ED/2013/3 *Financial Instruments: Expected Credit Losses* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to Standards. Comments on the Exposure Draft, the Basis for Conclusions and Illustrative Examples should be submitted in writing so as to be received by **5 July 2013**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website ([www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)), using the ‘Comment on a proposal’ page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2013 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-907877-82-7

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB publications are copyright of the IFRS Foundation. The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

All rights reserved. Copies of the draft amendments and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation’s copyright and sets out the IASB’s address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC Foundation’, ‘IASCF’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

## 金融商品：予想信用損失

コメント募集期限：2013年7月5日

## EXPOSURE DRAFT—MARCH 2013

公開草案 ED/2013/3「金融商品：予想信用損失」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、基準の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案、結論の根拠及び設例に対するコメントは、**2013年7月5日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に、‘Comment on a proposal’のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2013 IFRS Foundation®

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB 公表物は、IFRS 財団の著作物である。国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

すべての権利は保護されている。本修正案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

## 目 次

|                        | 開始ページ |
|------------------------|-------|
| 要約及びコメント募集             | 6     |
| 「金融商品：予想信用損失」（案）       |       |
| 目 的                    | 21    |
| 範 囲                    | 21    |
| 認識及び測定                 | 21    |
| 表 示                    | 25    |
| 開 示                    | 26    |
| 付 録                    | 30    |
| A 用語の定義                | 30    |
| B 適用指針                 | 34    |
| C 発効日及び経過措置            | 44    |
| D 他の IFRS の修正          | 45    |
| 審議会による「金融商品：予想信用損失」の承認 | 60    |
| 設 例                    | 61    |
| 結論の根拠                  | 79    |
| 公開草案に対する代替的見解          | 132   |
| [案] 付録                 |       |
| 他の IFRS に関するガイダンスの修正   | 136   |

## 要約及びコメント募集

### IASB が本公開草案を公表する理由

貸付金及び他の金融商品に関連した信用損失の認識の遅れは、金融危機の間に、現行の会計基準の弱点として指摘された。現在行われている、発生した信用損失による減損モデル（「発生損失モデル」）は、信用損失の認識を信用損失事象が発生するまで遅らせているため、金融危機諮問グループは、発生損失モデルに代わる、もっと将来予測的な情報を使用する代替案の検討を提言した<sup>1</sup>。複数の減損モデルを有していることの複雑性が、現行の会計基準のもう 1 つの弱点として指摘された。

この提案の開発における主要な目的は、財務諸表利用者に、金融資産及び信用供与のコミットメントに係る予想信用損失に関して、より有用な情報を提供することである。この目的は、提案しているモデルを通じて扱っている。それは、予想信用損失及び信用損失に関する予想の変化に関する情報を提供するとともに、より広範囲の合理的で裏付け可能な情報を予想信用損失の算定に使用することを要求するものである。現在実務で生じている複雑性にも、これらの提案で対処している。これは、減損会計の対象となるすべての金融商品に同じ減損モデルを適用することによるものである。

本公開草案は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるための IASB のプロジェクトの一環である。最終的には、減損会計に関する新たな要求事項が IFRS 第 9 号「金融商品」の一章として追加されることになる。

### 誰が本公開草案における修正の影響を受けるのか

金融資産及び信用供与のコミットメントを保有している企業は、これらの提案の影響を受ける。本提案が適用される金融商品は次のものである。

- (a) 償却原価で測定されるか又は強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される (FVOCI) <sup>2</sup>金融資産
- (b) 営業債権及びリース債権
- (c) 信用リスクに晒されている他の金融商品、例えば、
  - (i) 一部のローン・コミットメント
  - (ii) 一部の金融保証契約

<sup>1</sup> 金融危機により生じた財務報告上の論点を扱う共同のアプローチの一環として、IASB と米国の基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) は、2008 年 10 月に金融危機諮問グループを設置した。財務報告の改善により金融市場への投資者の信託をどのようにして高めることができるのかを検討するためである。

<sup>2</sup> FVOCI は、ED/2012/4「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」（「分類測定 ED」）で提案している新たな強制的な測定区分である。

## 主要な提案は何か

主要な提案は、企業が、金融資産及び信用供与のコミットメントに係る予想信用損失の認識を、報告日時点での当該金融商品に係るキャッシュ・フローの予想される不足額についての現在の見積りを用いて行うことを要求するものである。企業は、それらの予想信用損失を、損失評価引当金（金融資産について）又は引当金（信用供与のコミットメントについて）として認識することになる。本提案によれば、信用損失の認識は、企業が最初に信用損失事象を識別することに依拠しないことになる。さらに、企業が信用リスクの評価及び予想信用損失の測定の際に考慮しなければならない情報の範囲が広がる。より具体的には、予想信用損失の見積りは、過大なコスト又は労力なしに利用可能な関連性のある情報を基礎とする。これには下記に関する情報が含まれる。

- (a) 過去の事象（類似の金融商品についての過去の損失の実績など）
- (b) 現在の状況
- (c) 当該金融商品に係る将来のキャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

予想信用損失の見積りは、常に、信用損失が発生する**確率**、及び黙示的に、信用損失が発生しない確率を反映することになる。したがって、本提案では、企業が最も可能性の高い結果（すなわち、統計学上の最頻値）のみに基づいて予想信用損失を見積ることを禁止することになる。

本提案は、金融商品の信用度の**変化**に関する情報を提供する。特に、主要な提案は企業が下記の両者を区別することを要求している。

- (a) 信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い（例えば、「投資適格」である）金融商品—これらの項目については 12 か月の予想信用損失を認識する。
- (b) 信用度が当初認識以降に著しく悪化している金融商品（報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）—これらの項目については全期間の予想信用損失を認識する。

全期間の予想信用損失とは、金融商品の存続期間中のあらゆる時点での債務不履行の可能性を考慮した、契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額である。12 か月の予想信用損失とは、今後 12 か月の債務不履行の可能性のみを考慮した、契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額である。以下に示す若干の単純化があるが、認識される予想信用損失は、減損会計の対象となるすべての金融商品（分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融商品を含む）について、この方法で計算されることになる。

IASB は一般的に、企業は自らの現在のリスク管理システムを本提案の適用の基礎として使用できると予想している（全期間の予想信用損失の認識が要求されるかどうかの検討と、予想信用損失の測定の両方の目的で）。しかし、調整が必要となる可能性が高い。例えば、過去の損失の実績を将来の信用損失の予想のために調整するため、及び信用度の悪化の程度を評価するためである。

## 提案している予想信用損失モデルの3つの段階

---

主要な提案において、最終的に債務不履行となる金融商品の悪化の一般的なパターンを反映するための3つの段階がある。会計処理の相違は、予想信用損失の認識並びに金融資産については金利収益の計算及び表示に関するものである。

- (a) **段階 1**：信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品。これらの項目については、12か月の予想信用損失を認識し、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する（すなわち、予想信用損失について減額しない）。
- (b) **段階 2**：信用度が当初認識以降に著しく悪化している（報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）が、信用減損事象の客観的証拠がない金融商品。これらの項目については、全期間の予想信用損失を認識するが、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する。
- (c) **段階 3**：報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産。これらの項目については、全期間の予想信用損失を認識し、金利収益を純額での帳簿価額について計算する（すなわち、予想信用損失について減額する）。

## 現行のIFRSの要求事項と本提案との相違点は何か

---

現行のIFRSは、本公開草案の範囲に含まれる金融商品について、さまざまな減損モデルを使用している。現行のモデルは、一般的に、減損の客観的証拠がある場合又は信用リスクが発生している場合に信用損失の認識を要求している（「認識の閾値」）。この認識の閾値は、信用損失の認識の遅れを生じさせてきたと考えられている。本公開草案では、この閾値を削除することを提案している。その代わりに、予想信用損失が常に認識され、信用損失の予想の変動について更新されることになる。

さらに、信用損失を現行のIFRSに従って測定する際に、企業は過去の事象及び現在の状況から生じている信用損失だけを考慮することができる。将来の信用損失事象の影響は考慮することができない。本提案では、企業が信用損失の見積りを決定する際に考慮することが要求される情報を拡大する。具体的には、本公開草案では、企業が予想信用損失の測定を過去の事象に関する関連性のある情報を用いて行うことを要求としている。これには、類似した金融商品についての過去の信用損失事象、現在の状況、及び金融商品に係るキャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測が含まれる。その結果、企業は、借手に固有の定性的要因及び定量的要因（借手の信用度についての企業の現在の評価を含む）を考慮することになる。また、企業は一般的な経済状況と景気循環の現在の地点と将来の方向の両方の評価も考慮することになる。

## 単純化したアプローチとは何か

---

IASBは、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のいずれを認識すべきかの判定のコストが、営業債権及びリース債権については正当化されない可能性があることに留意した。したがって、IASBは、一般的に、「短期」の営業債権については、企業は常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失

と同額で認識すべきであると提案している<sup>3</sup>。「長期」の営業債権及びリース債権については、本提案では、企業が常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識する会計方針を選択することを認めるとしている<sup>4</sup>。これはモデルの適用の単純化となる。これらの金融資産の信用度が当初認識以降に著しく悪化しているのかどうかを企業が検討する必要がなくなるからである。

## 主要な提案は IASB の以前の提案とどのように異なるのか

IASB は以前に、予想信用損失を会計処理するためのモデルを提案した 2 つの公開文書を公表している。2009 年 11 月公表の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（「2009 年 ED」）と 2011 年 1 月に FASB と共同で公表した補足文書「金融商品：減損」（「SD」）である。すべての場合において、予想信用損失を見積るために用いる情報は同じであり、本公開草案に示しているとおりである。さらに、すべての場合において、IASB は企業が予想信用損失を金融商品の当初認識時から認識すべきだと提案してきた。認識はもはや信用損失事象の発生を条件としないこととなる。しかし、予想信用損失を認識する方法は、提案ごとに異なっている。

本プロジェクト全体を通じて、IASB は、信用損失の当初の予想は金融資産が組成される場合と購入される場合の両方で金融資産の価格に織り込まれることに注目してきた。その結果、IASB が有してきた考えは、金融資産の組成時又は購入時から予想されている信用損失は観念的には当該金融資産の利回りに反映されているべきであり、信用損失の予想の変化があった時には、当該変化は資産の価格に織り込まれていないので、経済的な利得及び損失を認識すべきだというものである。したがって、IASB は信用損失の当初の見積りと価格付けとの間の関係を反映することを図ってきた。その結果、IASB は、金融商品の当初認識時に全期間の予想信用損失と同額の損失を認識することは、融資の経済的実質と整合しないと考えている。

2009 年 ED は、これを最も適切に達成するものとなっていた。2009 年 ED では、償却原価の統合化された測定を提案していた。実効金利は信用損失の当初の予想について調整され、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額は常に、予想される将来キャッシュ・フローを信用調整後の実効金利で割り引いた現在価値と同額で測定するとされていた。予想される将来キャッシュ・フローの変動により生じた帳簿価額のすべての変動は、直ちに純損益に認識するものとされていた。しかし、このアプローチの適用の運用上の課題に関して懸念が提起された。

こうした懸念の結果、また、FASB との共通の解決策を見出すことへの要望に対応して、IASB と FASB は SD を公表した。SD では、企業は予想信用損失に係る引当金を、金融資産が「グッドブック」と「バッドブック」のいずれに含まれているのかに応じた金額で認識すべきだと要求していた。バッドブックについては、企業は全期間の予想信用損失を認識し、グッドブックについては、企業は次のいずれか大きい方と同額を認識するものとされていた。

### (a) 予見可能な将来において見込まれる信用損失

<sup>3</sup> 具体的には、IAS 第 18 号「収益」に従って財務取引を構成しない営業債権についてである。

<sup>4</sup> 具体的には、IAS 第 18 号に従って財務取引を構成する営業債権についてである。

**(b) 全期間の予想信用損失の期間按分額<sup>5</sup>**

本公開草案における提案と同様に、SD では、金利収益を予想信用損失から「分離（デカップル）」して、実効金利を信用損失の予想について調整しないこととしていた。

SD と現在の提案の両方で、IASB は 2009 年 ED の結果と近似させることを図ってきた。金融商品の価格付けと信用損失の予想との間の経済的関係を反映する一方で、当該提案の運用上の課題の克服を図るためである。IASB は、一部の金融商品については全期間の予想信用損失を認識し、他の金融商品については全期間の予想信用損失の一部分を認識することにより、これを行うことを提案してきた。

**本提案はいつ発効するのか**

IASB は、すべてのプロジェクトについて、要求事項の発効日を再審議の完了時にはじめて設定する。適切な日を決定する際に、本公開草案における必要な導入期間に関する質問への回答を考慮する。

**本提案は FASB の予想信用損失の提案とどのように異なるのか**

現行の IFRS と同様に、US GAAP は当初認識の閾値を含んだ発生損失減損モデルを使用している。さらに、現行の IFRS がそうであるように、信用損失を現行の US GAAP に基づいて測定する場合、企業は一般的に、減損を測定する際に過去の事象及び現在の状況を考慮する。

両審議会は、予想信用損失に基づく、より将来予測的な減損モデルを開発するために作業してきた。SD の公表後に、両審議会は、本公開草案における提案の当初の基礎となった提案を共同で開発するために作業した。

2012年7月に、FASBは共同のモデルに関する以前の暫定的決定を再検討することを決定し、その後、当初認識以降に信用度が悪化した金融商品とそうでない金融商品とを区別しない予想信用損失モデルを開発することを決定した。FASB が提案している現在予想信用損失（「CECL」モデル）では、予想信用損失は常に、IASB の提案では「全期間の予想信用損失」として記述している額で認識される。これは、予想信用損失を一部の金融商品について 12 か月の予想信用損失と同額で測定するという IASB の提案と対照的である。

2 つのモデルの間では、全期間の予想信用損失の認識の時期に相違がある。しかし、共通の特徴がある。両方のモデルは、すべての金融商品について予想信用損失の認識を要求しており、両者とも予想信用損失を見積る際に同じ情報の使用を要求している。さらに、当初認識以降に信用度が著しく悪化している金融商品について、2 つのモデルで認識される予想信用損失の金額は同じになるはずである。

本公開草案のコメント期間と FASB の CECL 公開草案のコメント期間は重なっている。これにより、利害関係者は両方の提案を比較することが可能となる。本公開草案には CECL モデルに関連する質問も含めている（質問 1(b)及び 2(c)）。これにより、利害関係者が IASB に対して IASB 自身の提案と

<sup>5</sup> この用語及び期間按分額の計算方法は、SD で詳細に説明されている。

CECL モデルの諸側面の両方に関するコメントを提供することが可能となる。

IASB と FASB は、それぞれの提案について受取ったコメントを、コメント期間の終了後に共同で議論することを予定している。これにより、それぞれの審議会が他方が受け取った意見を考慮する機会が与えられ、両者の予想信用損失モデルをもっと密接に合わせる事が可能かどうかを両審議会が検討する機会となる。

### 本公開草案の内容

---

IASB は次のことを提案している。

- (a) どの金融商品が IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失の会計処理の対象となるのかを明確化する。
- (b) 金融商品についての予想信用損失の認識及び測定に対する全般的なアプローチ
- (c) 営業債権及びリース債権に対する単純化したアプローチ
- (d) 当初認識時に信用減損が生じている金融資産の測定
- (e) 上記に付随する表示及び開示の要求事項

### コメントの募集

---

当審議会は、本公開草案中の全ての項目に関し、特に以下の項に記載される質問についてコメントを募集する。以下のようなコメントであれば非常に有用である。

- (a) 記載した質問に回答している
- (b) コメントに関連する具体的な項番号を示している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) IASB が検討すべき代替案を記述している (該当がある場合)

コメント提出者は、すべての質問に対してコメントする必要はなく、追加的な事項についてのコメントも推奨する。しかし、本公開草案で取り上げていない IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の諸側面についてのコメントは求めていない。また、本公開草案は、過去の公開草案の対象としていた下記の領域における IASB の結論を提示しており、したがって、IASB はこれらの論点に関するコメントを特に求めていない。

- (a) 償却原価及び総帳簿価額の測定
- (b) 金融資産の直接償却
- (c) 予想信用損失の期待現在価値での測定

IASB は 2013 年 7 月 5 日までに文書で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

### 予想信用損失減損モデルの目的

2009年ED及びSDに対するコメント提出者の多くが、新しい減損アプローチをもっと将来予測的なものとし予想信用損失を基礎とすべきであること同意した。

IASBの考えでは、予想信用損失は2009年EDにおける提案で最も忠実に表現される。当該提案は、金融資産の価格付けと当初認識時の予想信用損失との間の経済的関連性を反映しており、当初認識後における予想信用損失の変動の影響を直ちに認識することを要求していた。

2009年EDの運用上の課題を克服するために、IASBはSD及び本公開草案において予想信用損失の認識に関するアプローチを単純化した。SD及び本公開草案は、依然として、金融商品の価格付けと当初の信用度との間の関連、及び信用度の変化の影響を反映している。これは、下記と同額での損失評価引当金又は引当金の認識を要求することによるものである。

- (a) 予想信用損失のうち当初認識時からの部分
- (b) 金融商品の信用度の著しい悪化の後における全期間の予想信用損失

2009年EDと同様に、両方の文書とも、各報告日において、予想信用損失の再測定を、更新した情報を考慮することにより行うよう提案している。

IASBの考えでは、当初認識時に全期間の予想損失と同額で損失評価引当金を認識することは、金融商品の背景にある経済的実質を忠実に表現しない。同様に、予想信用損失を信用損失事象が発生している場合にのみに認識することは、経済的損失の認識を遅らせることになる。

#### 質問 1

- (a) 損失評価引当金（又は引当金）を当初は予想信用損失の一部と同額で認識し、信用度の著しい悪化の後にはのみ全期間の予想信用損失を認識するというアプローチが、下記のことを反映するものとなることに同意するか。
  - (i) 金融商品の価格付けと当初認識時の信用度との間の経済的関連性
  - (ii) 当初認識後における信用度の変化の影響
 同意しない場合、反対理由は何か、また、提案モデルをどのように改訂すべきだと考えるか。
- (b) 損失評価引当金又は引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失（当初の実効金利を用いて割引後）で認識することは、金融商品の背景にある経済的実質を忠実に表現しないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

### 本公開草案の主要な提案

IASBは、当初認識時に信用減損している金融資産又は単純化したアプローチの要件を満たす金融資産（18ページの「一般的モデルに対する例外」参照）を除いて、金融資産についての損失評価引当金（又はローン・コミットメント若しくは金融保証契約についての引当金）を12か月の予想信用損失と同額で測定しなければならないと提案している。これは、信用度の著しい悪化が当初認識後に発生

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

している場合を除いて当てはまる。その例外となる場合には、損失評価引当金（又は引当金）を全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならない。例外として、報告日現在で信用リスクが低い金融商品については、12 か月の予想信用損失が認識される。

IASB は、SD と本公開草案の提案とで、提供される情報及び導入のコストを比較した。その際に、IASB は、**予見可能な将来のフローアを除いた SD** を検討した（すなわち、グッドブックについて、予想信用損失を期間按分アプローチを用いて認識し、それにより全期間の予想信用損失と同額がポートフォリオの予想存続期間にわたり認識される）。本公開草案におけるアプローチと同様に、SD では、一部の金融資産（バッドブックに含まれるもの）について、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識する一方、他の金融資産（グッドブックに含まれるもの）については当該信用損失の一部分を認識することを提案していた。バッドブックとは、当該金融資産の回収可能性の関する不確実性の程度により、予想信用損失を一定期間にわたって認識することが不適切とみなされる金融資産を指していた。

IASB の考えでは、本公開草案で提案しているモデルは、SD（予見可能な将来のフローアを除いたもの）で提案していたモデルと比較して、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間のより適切なバランスを達成している。

### 質問 2

- (a) 損失評価引当金（又は引当金）を、12 か月の予想信用損失と同額で、また、信用度の著しい悪化の後には全期間の予想信用損失と同額で認識することが、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。どのような代替案が望ましいと考えるか、また、その理由は何か。
- (b) 本公開草案で提案している予想信用損失の会計処理に関するアプローチの方が、2009 年 ED 及び SD（予見可能な将来のフローアを除いたもの）よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。
- (c) 損失評価引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失（当初の実効金利を用いて割引）と同額で認識する方が、本公開草案よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成すると考えるか。

### 範囲

本公開草案で提案している適用範囲には、次のものが含まれる。

- (a) IFRS 第 9 号に従って償却原価で測定する金融資産（営業債権を含む）
- (b) 分類測定 ED に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産
- (c) 信用を供与する現在の契約上の義務がある場合のローン・コミットメント（IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で会計処理するローン・コミットメントを除く）

- (d) IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融保証契約のうち、純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないもの
- (e) IAS 第 17 号「リース」及び IASB のリース・プロジェクトにおける暫定的決定の範囲に含まれるリース債権

2012 年 11 月に、IASB は、IFRS 第 9 号における金融資産の分類及び測定 of 要求事項の限定的な修正を提案した。分類測定 ED では、元本と利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを含んだ特定の金融資産について強制的な FVOCI 測定区分を導入することを提案している。この測定区分の目的は、財務諸表利用者に公正価値と償却原価の両方に関する情報を提供することである。この目的を達成するため、IASB は分類測定 ED において、企業は金利収益の計算及び予想信用損失の会計処理を償却原価で測定する金融資産に適用される要求事項と整合的な方法で行わなければならないと提案した。したがって、この文書における提案は FVOCI 測定区分に適用されることになる。

### 質問 3

- (a) 本公開草案の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。
- (b) 分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融資産については、予想信用損失の会計処理は本公開草案のとおりとすべきであることに同意するか。同意又は不同意の理由は何か。

### 12 か月の予想信用損失

IASB は、損失評価引当金（又は引当金）は所定の状況においては 12 か月の予想信用損失と同額で測定しなければならないと提案している。12 か月の予想信用損失とは、報告日から 12 か月後に債務不履行が発生する場合に生じる、金融商品の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額を、その債務不履行の発生確率により加重したものである。

### 質問 4

損失評価引当金（又は引当金）を 12 か月の予想信用損失と同額で測定することは、運用可能か。そうでない場合、理由は何か、また、当初認識時から認識している部分をどのように決定すべきだと考えるか。

### どのような場合に企業が全期間の予想信用損失を認識しなければならないのかの評価

IASB は、企業は損失評価引当金（又は引当金）を、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならないと提案している。この評価を行う際に、企業は、金融商品の当初の信用リスクを報告日現在の信用リスクとの比較を、残存期間及び当初の信用リスクを考慮に入れて、行わなければならない。企業は、**予想信用損失**ではなく**信用リスク**の著しい増大があったのかも検討しなければならない（すなわち、この評価は債務不履行の発生確率の変動を基礎とする）。

IASB は、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかの評価について、次のような運用上の単純化を提案している。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

- (a) 企業が、当該金融商品は報告日現在で信用リスクが低い（例えば、「投資適格」である）と見積っている場合には、損失評価引当金（又は引当金）を 12 か月の予想信用損失と同額で測定する。これは、信用リスクの著しい増大があったかどうかを問わない。
- (b) 支払の期日経過が 30 日超であれば信用リスクの著しい増大が発生しているという反証可能な推定を置く。これは、損失評価引当金（又は引当金）を全期間の予想信用損失と同額で認識しなければならないかどうかを判定するための、借手固有の他の情報が、過大なコスト又は労力なしには利用可能でない場合に適用する。

さらに、IASB は、12 か月の予想信用損失と同額で測定する損失評価引当金（又は引当金）は、当初認識後の信用リスクの著しい増大がもはやなくなっている場合には、金融商品について再設定しなければならないと提案している。

### 質問 5

- (a) 損失評価引当金（又は引当金）を当初認識以降の信用リスクの著しい増大に基づいて全期間の予想信用損失と同額で認識するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのような代替案が好ましいと考えるか。
- (b) この提案は、どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかに関する十分なガイダンスを提供しているか。そうでないとすれば、どのような追加的なガイダンスを提案するか。
- (c) どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかの評価で考慮すべきなのは、債務不履行の発生確率の変動のみであり、予想信用損失（又は債務不履行が生じた場合の信用損失（LGD））の変動ではないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。
- (d) 提案している運用上の単純化に同意するか、また、それは忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスに寄与するか。
- (e) このモデルでは、全期間の予想信用損失の認識の要件に該当しなくなった場合には、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金（又は引当金）の再設定を認めなければならないという提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。

### 金利収益

IASB は、企業は金利収益を純損益及びその他の包括利益計算書において独立の表示科目として表示しなければならないと提案している。

金利収益は、通常は、金融資産の**総額での**帳簿価額に対して実効金利法を用いて計算しなければならない。しかし、報告日現在で、減損の客観的証拠がある場合には、金利収益は**正味の**帳簿価額（償却原価）に対して実効金利法を用いて計算しなければならない。

さらに、金融資産が当初認識時に信用減損している（購入又は組成した信用減損金融資産である）という客観的証拠がある場合には、金利収益は、償却原価に対して信用調整後の実効金利を適用するこ

とにより計算しなければならない。

金利収益の計算は「対称的」となるように提案している。ある期間において償却原価に対する金利収益を計算する企業は、減損の客観的証拠が存在しなくなった場合には、その後の期間において総額での帳簿価額に対する金利収益を計算しなければならない。

#### 質問 6

- (a) 総額での帳簿価額ではなく正味の帳簿価額（償却原価）に対して計算した金利収益の方が有用な情報を提供できる状況があることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。
- (b) 当初認識後に減損の客観的証拠のある資産についての金利収益の計算方法を変更する提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、資産のどのような集団について金利収益の計算を変更すべきか。
- (c) 金利収益のアプローチは対称的としなければならない（すなわち、当該計算は総額での帳簿価額に対する計算に復帰することができる）という提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。

#### 開示

IASB は、企業は次の事項を識別し説明するような情報を開示しなければならないと提案している。

- (a) 予想信用損失から生じた金額（下記を含む）
- (i) 金融商品についての総額での帳簿価額及び損失評価引当金（又は引当金）の調整表
  - (ii) 12 か月及び全期間の予想信用損失を測定する際に用いたインプット及び仮定
- (b) 金融商品の信用リスクの悪化及び改善の影響（下記を含む）
- (i) 金融資産の総額での帳簿価額（信用リスク格付け別に）並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に関する引当金
  - (ii) 信用リスクの著しい増大が発生しているか否かを判定する際に用いたインプット及び仮定
  - (iii) 金融資産の総額での帳簿価額、及び個別に評価している金融商品のうち信用リスクが当初認識後に著しく増大したものについて引当金として認識した金額

本公開草案は、企業が以下に関する事項を開示しなければならないことも提案している。直接償却、認識の中止はしていないが契約上のキャッシュ・フローが条件変更されている金融資産、担保又は他の信用補完により保全されている金融商品、特定のポートフォリオ又は地域により生じた損失評価引当金（又は引当金）に対する重大な影響についてである。

開示の目的上、企業は、金融商品を特性と開示する情報の内容に見合ったクラスにグループ分けしなければならない。一部の開示要求に対する例外を、単純化したアプローチで損失評価引当金を測定す

る営業債権及びリース債権について設けている。

**質問 7**

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 提案している開示要求を適用する際の具体的な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。
- (c)他にどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に加えてであれ、代えてであれ）、また、理由は何か。

**条件変更されたが認識の中止はしていない資産への本モデルの適用**

IASB は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、当該条件変更により認識の中止が生じない場合には、企業は当該資産の総額での帳簿価額を改訂後の契約上のキャッシュ・フローを反映するように修正しなければならないと提案している。総額での帳簿価額は、将来の契約上のキャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で現在価値に割り引いたものとすべきである。信用リスクの著しい増大が発生しているのかどうかを判定する目的上、企業は、当該資産の条件変更後の契約条件における報告日現在の信用リスクを考慮しなければならない。これを当該金融資産の当初の条件変更前の契約条件による当初認識時の信用リスクと比較しなければならない。信用リスクの著しい増大が発生していないか又は当該資産の報告日現在の信用リスクが低いと判定された場合には、予想信用損失は 12 か月の予想信用損失で測定しなければならない。

**質問 8**

契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融資産の取扱い案に同意するか、また、それは有用な情報を提供すると考えるか。同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案が好ましいと考えるか。

**ローン・コミットメント及び金融保証契約への本モデルの適用**

IASB は、本公開草案の範囲内のローン・コミットメント及び金融保証契約について、予想信用損失を次のように見積ることを提案している。

- (a) 未行使のローン・コミットメントについては、下記の差額として
  - (i) 当該ローン・コミットメントの保有者が融資を引き出した場合に企業が受け取るべき元本及び利息のキャッシュ・フローの現在価値
  - (ii) 融資が実行された場合に企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローの現在価値
- (b) 金融保証契約については、企業は、債務者による債務不履行の場合に、保証した金融商品の条件に従って支払を行うことだけが要求される。したがって、キャッシュ不足額は、保有者に生じた信用損失を弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取ると見

込んでいる金額を控除した額である。

企業は、予想信用損失の見積りを、ローン・コミットメントが実行されるという予想と整合的に行わなければならない。すなわち、12か月の予想信用損失を見積る場合にはローン・コミットメントのうち12か月間に実行されると予想される部分を考慮し、全期間の予想信用損失を見積る場合にはローン・コミットメントのうちローン・コミットメントの残存期間にわたって実行されると予想される部分を考慮しなければならない。

IASB は、ローン・コミットメント及び金融保証契約の残存期間は、残存契約期間、又はそれよりも短い、企業が信用リスクに晒される期間とすべきだと提案している。予想信用損失を見積る際に考慮すべき最大限の期間は、企業が信用リスクに晒される最大限の契約期間であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合的であっても、それより長い期間とはならない。

さらに、本公開草案では、金融保証契約又はローン・コミットメントから生じる予想信用損失に係る引当金を負債として財政状態計算書上の独立の表示科目に表示すべきだと提案している。

#### 質問 9

- (a) ローン・コミットメント及び金融保証契約への一般的モデルの適用に関する提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。
- (b) 金融保証契約又はローン・コミットメントに係る予想信用損失を、財政状態計算書上に引当金として表示するという提案から生じる可能性のある重大な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。

#### 一般的モデルに対する例外

##### 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ

IASB は、営業債権及びリース債権について単純化したアプローチを提案している。提案では、損失評価引当金は、IAS 第 18 号「収益」に従って財務取引を構成しない営業債権の当初認識時及び当該資産の存続期間全体を通じて、全期間の予想信用損失で測定すべきだと提案している。IAS 第 18 号に従って財務取引を構成する営業債権については、損失評価引当金を当初認識時及び当該資産の存続期間全体を通じて、全期間の予想信用損失で測定するという会計方針を選択する別個の選択肢を提案している。IASB は、この単純化したアプローチは、次のことを行う必要性をなくすことにより、運用上の救済を与えるものと考えている。

- (a) 12か月の予想信用損失の計算
- (b) 全期間の予想信用損失を認識することが要求されるかどうかの判定

IASB は、IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」の公表時に、重大な財務部分がない営業債権を当初認識時に請求金額で測定するように IFRS 第 9 号を修正することも提案している。

**質問 10**

- (a) 営業債権及びリース債権について提案している単純化したアプローチに同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 重大な財務要素がない営業債権の当初認識時に測定に対する変更案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、代わりにどのような提案をするか。

**当初認識時に信用減損している金融資産**

IASB は、金融資産が当初認識時において減損の客観的証拠がある場合には、企業は実効金利を計算する際に当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることが要求されると提案している。この調整後の実効金利が適用される資産の提案されている範囲は、IAS 第 39 号の AG5 項における現行の要求事項と整合的である。さらに、この測定アプローチの対象となる資産から生じる金利収益は、償却原価に対して実効金利法を用いて計算しなければならない。IASB の考えでは、このアプローチの方が、一般的アプローチよりも、これらの資産の背景にある経済的実質を忠実に表現することになり、このより適切な表現の便益がこれらの金融資産についてのコストを上回る。

損失評価引当金は、これらの金融資産について、全期間の予想信用損失の当初認識以降の全ての変動と同額で認識される。

**質問 11**

当初認識時に信用減損している金融資産についての提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチを好ましいと考えるか。

**発効日及び経過措置**

IASB は、企業はこれらの要求事項を遡及適用しなければならないと提案している。ただし、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを（過大なコスト及び労力なしに）判定することが可能でない場合を除く。こうした金融商品については、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金（又は引当金）を、当該金融商品の認識の中止まで認識することになる。ただし、当該金融商品の報告日現在での信用リスクが低い場合は除く。この救済措置は、期日経過の状況を信用リスクの変動の評価に使用している金融商品については利用可能ではない。その情報は当該評価を行うために利用可能となると想定されるからである。

さらに、比較情報の修正再表示は要求されない。しかし、企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合には、修正再表示後の比較情報を提供することが認められる。

IFRS 第 9 号の強制発効日は 2015 年 1 月 1 日である。IFRS 第 9 号のすべてのフェーズ（すなわち、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計）は発効日が同じである。

**質問 12**

- (a) 提案している要求事項を適用するにはどのような準備期間が必要となるか。この評価を行う際に用いた仮定を説明されたい。結果として、IFRS 第 9 号の強制発効日はどのようにするのが適切と考えるか。説明されたい。
- (b) 提案している経過措置に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (c) 移行時における比較情報の修正再表示の免除の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

**影響分析**

結論の根拠の BC164 項から BC216 項では、提案している要求事項の影響についての IASB の評価を示している。

**質問 13**

提案の影響についての IASB の評価に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。

## 国際財務報告基準第 X 号「金融商品：予想信用損失」（案）

## 目 的

- 1 本基準 [案] の目的は、予想信用損失の認識、測定、表示及び開示についての原則を定めることであり、それは財務諸表利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するための有用な情報を提供するものとなる。

## 範 囲

- 2 本基準 [案] は、次のものに適用しなければならない。
- (a) IFRS 第 9 号「金融商品」に従って償却原価で測定する金融資産
  - (b) 公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」（「分類測定 ED」）<sup>6</sup>に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産
  - (c) 信用を供与する現在の契約上の義務がある場合のローン・コミットメント（IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定するローン・コミットメントを除く）
  - (d) IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約のうち、純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないもの
  - (e) IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース債権<sup>7</sup>

## 認識及び測定

## 一般的なアプローチ

- 3 企業は、財政状態計算書における信用損失の認識を、当該予想信用損失が償却原価で測定する金融資産又はリース債権に関するものである場合には予想信用損失引当金（「損失評価引当金」）として、ローン・コミットメント又は金融保証契約に関するものである場合には引当金として行わなければならない。企業は、本基準 [案] における損失評価引当金の測定についての要求事項を、分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融資産の減損累計額の測定に適用しなければならない。減損累計額は、財政状態計算書において区分表示しないが、この金額の測定には、分類測定 ED の 5.7.1A 項に従って純損益に認識すべき減

<sup>6</sup> 本公開草案は分類測定 ED の提案を参照している。強制的に FVOCI で測定される金融資産に関する提案が IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版に含まれるかどうかは、減損の再審議だけでなく、分類及び測定のプロジェクトの再審議の結果にも左右される。損失評価引当金の測定に関する要求事項を、強制的に FVOCI で測定される金融資産に係る減損累計額を測定する際に適用することが提案されている。分類測定 ED は、こうした金融資産についての利得及び損失の認識並びに表示及び開示についての追加的な要求を含んでいる。

<sup>7</sup> IASB は、今後公表予定のリースに関する公開草案に含まれる提案に従って認識されるリース債権は、提案している減損モデルの対象とすることを決定した。したがって、この文書におけるリース債権への言及は、最終的には、当該公開草案に従って貸手が認識するリース債権に関するものとなる。今後公表予定のリースに関する改訂後公開草案では、本基準 [案] における減損のガイダンスのリース債権への適用方法を例示する予定である。

損利得又は損失を計算することが要求され、それは本基準 [案] における開示要求の目的上、損失評価引当金である。

- 4 **第 12 項から第 15 項を例外として、報告日において企業は、金融商品に係る予想信用損失を 12 か月の予想信用損失と同額で測定しなければならない。ただし、第 5 項の要求が満たされている場合は除く。**
- 5 **報告日において企業は、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る予想信用損失を全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならない。**
- 6 例外として、金融商品に関する信用リスクが報告日時点で低い場合には、第 5 項における要件に該当しない。本基準 [案] の目的上、信用リスクが低い場合とは、債務不履行が差し迫っておらず、不利な経済状況又は状況変化により生じる可能性があるのが、せいぜい、借手が当該金融商品に関する契約上のキャッシュ・フローの義務を果たす能力が弱まることである場合である。例えば、「投資適格」の外部信用格付けに相当する内部信用格付けを有する貸付金は、信用リスクが低いと考えられることになる。
- 7 企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかの評価（第 5 項参照）が第 16 項(a)及び第 17 項におけるガイダンスと整合することを確保しなければならない。
- 8 第 5 項に従ってある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価する際に、企業は、予想信用損失の変動ではなく、当該金融商品について債務不履行が発生する確率の変動を使用しなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日時点での当該金融商品の残存期間にわたる債務不履行の発生確率を、当初認識時点での当該金融商品の残存期間にわたる債務不履行の発生確率と比較しなければならない。この評価の目的上、債務不履行の発生確率の絶対値の単純な比較では十分ではない。当該金融商品の条件及び当初の信用度も考慮しなければならない（B11 項から B16 項参照）。
- 9 通常、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が利用可能であり、それを報告日時点で信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために使用しなければならない。しかし、契約上の支払の期日経過が 30 日超となっている場合には第 5 項の要件に該当するという反証可能な推定がある。この推定は、契約上の支払の期日経過が 30 日超であっても信用リスクが著しく増大していないことを示す他の説得力のある情報が利用可能である場合には、反証される。例えば、過去の証拠により、金融資産についての債務不履行の発生確率の著しい増大と支払の期日経過が 30 日超である金融資産との間に因果関係がないことが証明されるが、支払の期日経過が 60 日超である金融資産については因果関係が識別される場合である。
- 10 企業（第 12 項から第 15 項を適用しようとする企業を除く）は、第 5 項に従って各報告日において信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しなければならない。したがって、企業が損失評価引当金又は引当金の測定を、過去の報告期間においては金融商品に係る全期間の予想信用損失と同額としていたが、当報告日時点では第 5 項の要件に

もはや該当していないと判断する場合には、企業は損失評価引当金又は引当金を当報告日時点の 12 か月の予想信用損失と同額で測定しなければならない。

- 11 企業は、報告日時点の損失評価引当金又は引当金を本基準案 [案] に従って認識することが要求される残高に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、純損益に認識しなければならない。

#### 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ

- 12 第 4 項及び第 5 項にかかわらず、企業は、下記については、損失評価引当金を常に全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならない（B33 項から B35 項参照）。
- (a) IAS 第 18 号「収益」の範囲に含まれる取引から生じた営業債権のうち、次のいずれかに該当するもの
- (i) IAS 第 18 号に従って財務取引を構成しないもの。
- (ii) IAS 第 18 号に従って財務取引を構成するもので、企業が損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択をしている場合。この会計方針は、企業がこうした営業債権のすべてに適用しなければならない。<sup>8</sup>
- (b) リース債権で、企業が損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択をしている場合。この会計方針は、企業がこうしたリース債権のすべてに適用しなければならない。
- 13 企業は、営業債権とリース債権に関する会計方針の選択を、それぞれ独立に適用することができる。

#### 購入又は組成した信用減損金融資産

- 14 第 4 項及び第 5 項にかかわらず、報告日において、企業は、全期間の予想信用損失の当初認識以降の変動累計額を、購入又は組成した信用減損金融資産に係る損失評価引当金として財政状態計算書に認識しなければならない。
- 15 各報告日において、企業は、全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は損失として純損益に認識しなければならない。企業は、全期間の予想信用損失の有利な変動を、減損利得として認識しなければならない。これは、たとえ全期間の予想信用損失の変動累計額が正で、当初認識時に見積キャッシュ・フローに含めた予想信用損失の金額を上回る場合でも同じで

<sup>8</sup> IASB は、IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じる営業債権のうち、次のいずれかに該当するものについては、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならないことも決定した。

- (a) IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」に従って、重大な財務要素がないもの（又は企業が 1 年以内の契約についての実務上の便法を適用する場合）
- (b) IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」に従って決定された重大な財務要素を有するもので、企業が損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択をしている場合。この会計方針は、企業がこうした営業債権のすべてに適用しなければならない。

ある。

### 予想信用損失の見積りの基礎

16 予想信用損失の見積りは、次のものを反映しなければならない。

(a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額  
(第 17 項及び B28 項参照)

(b) 貨幣の時間価値 (B29 項から B31 項参照)

17 予想信用損失を見積る目的は、最悪のケースのシナリオを見積ることでも、最善のケースのシナリオを見積ることでもない。むしろ、予想信用損失の見積りは、たとえ最も可能性の高い結果が損失なしである場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を常に反映しなければならない。予想信用損失を見積る際に、企業は、

(a) 必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はない。しかし、企業は、信用損失の確率を、たとえ当該確率が非常に低い場合であっても、考慮しなければならない。

(i) 12 か月の予想信用損失については、企業は、債務不履行が当該金融商品について今後 12 か月間に発生する確率を見積らなければならない。

(ii) 全期間の予想信用損失については、企業は、債務不履行が当該金融商品についてその残存期間中に発生する確率を見積らなければならない。

予想信用損失を見積る際に考慮すべき最大限の期間は、企業が信用リスクに晒される最大限の契約期間であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合的な場合であっても、それより長い期間ではない。

(b) 最善の利用可能な情報を織り込まなければならない(B5 項から B8 項参照)。本基準[案]の目的上、最善の利用可能な情報とは、合理的に利用可能な情報であり、過去の事象、現在の状況、並びに報告日時点での合理的で裏付け可能な将来の事象及び経済状況の予測である。情報は、その入手に過大なコスト又は労力を要しない場合には、合理的に利用可能である。財務報告目的に利用可能な情報は、過大なコスト又は労力なしに利用可能である。

18 企業は、さまざまなアプローチを、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価する際や、予想信用損失を測定する際に使用することができる。しかし、そうしたアプローチは第 16 項から第 17 項の要求事項を満たさなければならない。信用損失率などのアプローチは、たとえ債務不履行の明示的な発生確率をインプットとして含んでいない場合であっても、そうした要求事項と整合的であり得る (B33 項から B35 項参照)。企業は、異なる金融商品について異なるアプローチを適用することができる。

### 条件変更

19 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、そ

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

の再交渉又は条件変更により IFRS 第 9 号に従って当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は総額での帳簿価額を再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローに基づいて再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならぬ。

- 20 金融商品の契約上のキャッシュ・フローの条件変更の日から、企業は第 5 項の要件に該当するかどうかを B22 項に従って評価しなければならない。

### 直接償却

- 21 企業は、回収の合理的な予想を有していない場合には、**金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならない。直接償却は、認識の中止の事象となる。**

- 22 直接償却は、ある金融資産の全体に関連する場合もあれば、その一部分に関連する場合もある。例えば、企業が担保を実行して金融資産の 30%を回収した後に、残りの 70%は、企業が当該金融資産からそれ以上の金額を回収する合理的な予想を有していない場合には、直接償却される可能性がある。

### 表 示<sup>9</sup>

[下記の要求事項に加えて、分類測定 ED では、強制的に FVOCI で測定される金融資産に係る損失評価引当金の表示に関する要求事項を記載している（当該公開草案の 4.1.2A 項参照）。当該公開草案の付録 C で、IASB は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に第 16A 項を追加することを提案しており、そこでは、こうした資産についての減損累計額又は損失評価引当金を財政状態計算書に表示することを禁止している。]

### 金利収益

- 23 企業は、金利収益を、純損失及びその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示しなければならない。
- 24 金利収益は、下記の各金融資産についてそれぞれ異なる方法で計算される。
- (a) 購入又は組成した信用減損金融資産（第 25 項(a)参照）
  - (b) 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産（第 25 項(b)参照）
  - (c) 他のすべての金融資産（第 25 項参照）
- 25 金利収益は、実効金利法を用いて、実効金利を金融資産の総額での帳簿価額に適用することにより、計算しなければならない。ただし、次のものを除く。

<sup>9</sup> 提案している表示の要求事項は、本提案の理解を促進するため、関連する認識、測定及び開示の要求事項とともに示している。本提案を確定する際には、IASB は表示の要求事項を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正として扱うかもしれない。

- (a) 購入又は組成した信用減損金融資産。当該金融資産については、企業は、信用調整後の実効金利を当該金融資産の償却原価に当初認識時から適用しなければならない。
- (b) 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産。当該資産については、企業は、実効金利を当該金融資産の償却原価にその後の報告期間において適用しなければならない。
- 26 ある期間において、金利収益の計算を第 25 項(b)に従って償却原価に実効金利法を適用することにより行う企業は、その後の期間において、予想信用損失の金額が減少して、第 25 項(b)における要求事項が適用された後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合（借手の信用格付けの改善など）には、実効金利法を総額での帳簿価額に適用することにより、金利収益を計算しなければならない。

### 減損損失又は利得

- 27 企業は、本基準 [案] に従って算定した減損損失（減損損失の戻入れ又は減損利得を含む）を、純損益及びその他の包括利益計算書の独立の表示科目として表示しなければならない。

### 開 示<sup>10</sup>

- 28 **企業は、次のことを特定し説明する情報を開示しなければならない。**
- (a) **本基準 [案] に従って測定した予想信用損失から生じた財務諸表上の金額**
- (b) **本基準 [案] の範囲に含まれる金融商品の信用リスクの悪化又は改善の影響**
- 29 第 28 号の要求事項を満たすため、企業は次のことを考慮しなければならない。
- (a) 当該開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
- (b) 開示要求のそれぞれをどのくらい強調すべきか
- (c) どのくらいの集約又は分解が適切か
- (d) 財務諸表利用者が、開示されている定量的情報を評価するために追加的な情報を必要としているかどうか
- 30 本基準 [案] 及び他の関連する基準の要求事項に従って提供した開示が第 28 項の目的を満たすのに十分でない場合には、企業は当該目的を満たすために追加的な情報を開示しなければならない。
- 31 他の基準（例えば、IFRS 第 7 号）が、本基準 [案] に従った開示要求を満たす開示を要求している場合がある。企業は当該情報を重複させる必要はなく、これらの開示を相互参照することが認められる。

<sup>10</sup> 提案している開示要求は、本提案の理解を促進するため、関連する認識、測定及び表示の要求事項とともに示している。本提案を確定する際には、IASB は開示要求を IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正として扱うかもしれない。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

- 32 本基準 [案] における開示要求は、財務諸表において示すか、又は財務諸表から財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能な他の報告書（リスクの報告書及び開示など）に相互参照することにより組み込むかのいずれかとしなければならない。相互参照により組み込んだ情報がないと、その財務諸表は不完全である。
- 33 本基準 [案] の開示要求は、本基準 [案] の範囲に含まれるすべての金融商品に適用される。しかし、損失評価引当金を第 12 項から第 13 項に従って営業債権又はリース債権のいずれかについて全期間の予想信用損失と同額で測定する企業は、第 35 項(a)、第 38 項(a)、第 42 項から第 43 項及び第 45 項の開示要求を当該金融資産に適用する必要はない。さらに、第 40 項(a)はリース債権には適用されない。

### 金融商品のクラス及び開示のレベル

- 34 本基準 [案] に従って提供する開示の目的のため、企業は、金融資産、ローン・コミットメント及び金融保証契約をグルーピングして、開示する情報の性質に適合し当該金融商品の特性を考慮に入れたクラスに分けなければならない（ポートフォリオへのグルーピングを含む）。企業は、財政状態計算書に表示している表示科目への調整ができるようにするのに十分な情報を提供しなければならない。

### 予想信用損失から生じた金額

- 35 企業は、次のものに係る総額での帳簿価額及び関連する損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を示さなければならない。<sup>11</sup>
- (a) 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で測定する金融資産
  - (b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する金融資産
  - (c) 報告日時点で減損の客観的な証拠があるが、購入又は組成した信用減損金融資産ではない金融資産
  - (d) 購入又は組成した信用減損金融資産。これらの資産についての調整表に加えて、企業は、当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない。
- 36 企業は、ローン・コミットメント及び金融保証契約の期首残高から期末残高への調整表を、第 35 項と整合的に示さなければならない。
- 37 企業は、直接償却の方針（例えば、直接償却についての企業の指標）を開示しなければならない。これには、直接償却していて依然として履行強制活動の対象となっている資産があるかどうかが含まれる。直接償却及び回収を第 35 項に従って調整表に含めることに加えて、企業は、直接償却していて依然として履行強制活動の対象となっている金融資産の名目金額を開示しなければならない。

<sup>11</sup> この開示要求は、本基準 [案] における他のすべての開示要求とともに、分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融資産にも適用される（第 33 項参照）。

38 企業は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが条件変更された報告期間の末日現在で、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を有していたが条件変更された金融資産について、償却原価及び条件変更による利得又は損失を開示しなければならない。企業は、こうした条件変更の後の各報告日においても、当該金融資産の残存期間を通じて開示しなければならない。

- (a) 存続期間中に条件変更され、損失評価引当金の測定が全期間の予想信用損失と同額から 12 か月の予想信用損失と同額に変更された金融資産の総額での帳簿価額
- (b) 債務不履行中に条件変更された金融資産についての債務不履行の再発率（すなわち、条件変更後に再び債務不履行となった金融資産の比率）

本項における開示要求（第 38 項(a)以外）は、第 12 項に従って全期間の予想信用損失が常に認識される営業債権又はリース債権にも適用されるが、期日経過が 30 日超の時に条件変更された場合に限る。

39 企業は、12 か月及び全期間の予想信用損失を算定する際に使用したインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない。この目的上、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) インプットの根拠（例えば、内部の過去情報又は格付けレポート（債務不履行をどのように定義しているか及び当該定義を選択した理由、当該金融商品の残存期間に関して行った仮定、及び担保の売却の時期を含む）、及び見積技法（当該資産を B25 項に従って集合的に測定している場合にどのようにグルーピングしたのかを含む）
- (b) 予想信用損失の見積りの変更及び当該変更の理由の説明（例えば、損失の重大さ、ポートフォリオの構成の変化又は購入若しくは組成した金融商品の分量の変化）
- (c) 見積技法の変更及び当該変更の理由
- (d) 企業が B29 項(a)に従って選択した割引率に関する情報。次のものを含む。
  - (i) 企業がどのような割引率の使用を選択したのか（すなわち、無リスク金利、実効金利、又はその中間の何か）及びその選択の理由
  - (ii) 使用した割引率（百分率）
  - (iii) 割引率を決定するために行った重要な仮定

40 企業が、担保又は他の信用補完により保証されている金融資産、ローン・コミットメント又は金融保証契約を有している場合には、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 保証として保有している担保及び他の信用補完の記述。これには、保有している担保の質（例えば、資産価値の安定性や流動性）や、悪化による質の変化又は企業の担保方針の変更が含まれる。
- (b) 担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産の総額での帳簿価額

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

(c) 報告日時点で減損の客観的証拠がある金融商品について、担保及び他の信用補完により予想信用損失の重大さがどの程度減少しているのかに関する定量的情報

41 企業は、特定のポートフォリオ又は地域により生じた損失評価引当金への重要な正又は負の影響の定量的分析及び定性的分析を開示しなければならない。

### 信用リスクの変動の影響

42 企業は、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかの判定及び減損の客観的証拠があるかどうかの判定の際に使用したインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない（第 5 項、第 14 項から第 15 項及び第 25 項(b)参照）。この目的上、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) インプットの根拠（例えば、内部の過去情報又は格付けレポート（信用リスクの著しい悪化にどのようにして該当するのか、債務不履行をどのように定義しているのか及び当該定義を選択した理由を含む）、及び見積技法（第 5 項の要件を B17 項から B18 項に従って集的に評価している場合に、当該金融商品をどのようにグルーピングしたのかを含む）

(b) 信用リスクの見積りの変更及び当該変更の理由の説明

(c) 見積技法の変更及び当該変更の理由

43 企業は、期日経過が 30 日超の金融資産には信用リスクの著しい増大があるという推定に反証した場合には、当該推定にどのように反証したのかを開示しなければならない（第 9 項参照）。

44 企業は、信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約について引当金として認識した金額を開示しなければならない。企業は、この分析を、金融資産、ローン・コミットメント及び金融保証契約で、損失評価引当金又は引当金を第 4 項、第 5 項、第 12 項及び第 14 項から第 15 項に従って測定しているものについて区分して開示しなければならない。この開示に使用する信用リスク格付けの数は、企業の財務諸表の利用者が信用リスクに対する企業のエクスポージャーを評価できるようにするのに十分なものとしなければならない。格付けの数は企業が内部での信用リスク管理目的で使用している数を超えてはならない。ただし、企業は、たとえ内部で使用している信用リスク格付けが 3 つよりも少ない場合であっても、常にポートフォリオを少なくとも 3 つの格付けに分解しなければならない。企業が第 12 項を適用する営業債権及びリース債権については、この開示を引当金マトリクスに基づいて行うことができる（B34 項から B35 項参照）。

45 企業は、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約について引当金として認識した金額のうち、個別に評価していて信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものを開示しなければならない。

## 付録 A

## 用語の定義

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

|   |   |
|---|---|
| <b>12 か月の予想信用損失 (12-months expected credit losses)</b>                              | 当該金融商品について報告日から 12 か月以内に生じ得る債務不履行事象により生じる <b>予想信用損失</b>   |
| <b>金融資産又は金融負債の償却原価 (amortised cost of a financial asset or financial liability)</b> | 金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の <b>実効金利法</b> による償却累計額を加減し、金融資産については <b>損失評価引当金</b> を調整した金額   |
| <b>信用損失 (credit loss)</b>   | 契約に従って企業に支払われるべきすべての元本及び利息のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると予想しているすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値。企業は、キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、コール又は類似のオプション）を当該金融商品の予想存続期間を通じて、又は適切な場合には、それより短い期間を通じて考慮することにより行う。考慮するキャッシュ・フローには、保有している担保の売却又は他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含めなければならない。金融商品の予想存続期間は信頼性をもって見積れるという推定がある。しかし、金融商品の予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合においては、企業が当該金融商品の残存契約期間を使用しなければならない。  |
| <b>信用リスク格付け (credit risk rating grades)</b>   | 当該金融商品に債務不履行が発生する確率に基づく信用リスクの格付け  |
| <b>信用調整後の実効金利 (credit-adjusted effective interest rate)</b>                         | <b>金融資産の残存期間</b> を通じて見積った将来の現金授受を <b>購入又は組成した信用減損金融資産</b> である <b>金融資産の償却原価</b> まで正確に割り引く率。信用調整後の実効金利を計算する際に、企業は、予想キャッシュ・フローを当該金融資産のすべての契約条件（例えば、期限前償還、コール又は類似のオプション）及び <b>予想信用損失</b> を考慮することにより見積る。この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（IAS 第 18 号参照）、 <b>取引コスト</b> 、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。類似した金融商品のグループのキャッシュ・フロー及び予想存続期間は信頼性をもって見積れるという推定がある。しかし、金融商品（又は金融商品のグループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、企 |

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

業は当該金融商品（又は金融商品のグループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。

|   |  |
|---|--|
| <b>実効金利法 (effective interest rate method)</b>                     | <b>金融資産又は金融負債の償却原価</b> の計算及び金利収益又は金利費用の関連する期間にわたっての純損益への配分及び認識の際に使用される方法   |
| <b>実効金利 (effective interest rate)</b>                             | <b>購入又は組成した信用減損金融資産</b> 以外については、当該 <b>金融資産又は金融負債の残存期間</b> を通じて見積った将来の現金授受を <b>金融資産の総額での帳簿価額</b> 又は <b>金融負債の償却原価</b> まで正確に割り引く率。実効金利を計算する際に、企業は、予想キャッシュ・フローを当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、コール又は類似のオプション）を考慮することにより見積らなければならないが、 <b>予想信用損失</b> を考慮してはならない。この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（IAS 第 18 号参照）、 <b>取引コスト</b> 、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。類似した金融商品のグループのキャッシュ・フロー及び予想存続期間は信頼性をもって見積れるという推定がある。しかし、金融商品（又は金融商品のグループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、企業は当該金融商品（又は金融商品のグループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。 |
| <b>予想信用損失 (expected credit losses)</b>                            | <b>信用損失</b> をそれぞれの債務不履行確率で加重した加重平均。例えば、 <b>信用損失</b> CU100×債務不履行が発生する確率 5% + CU0×債務不履行が発生しない確率 95%は、 <b>予想信用損失</b> CU5 に等しい。  |
| <b>金融資産の総額での帳簿価額 (gross carrying amount of a financial asset)</b> | <b>金融資産の償却原価額</b> から、 <b>損失評価引当金</b> があれば控除した金額  |
| <b>全期間の予想信用損失 (lifetime expected credit losses)</b>               | 当該金融商品の存続期間にわたってのすべての生じ得る債務不履行事象から生じる <b>予想信用損失</b>  |
| <b>損失評価引当金 (loss allowance)</b>                                   | <b>予想信用損失</b> に係る評価性引当金 <sup>12</sup>  |

<sup>12</sup> FVOCI については、これは分類測定 ED で記述されている減損累計額である。

**条件変更による利得又は損失 (modification gain or loss)** **金融商品**（又は金融商品のグループ）の**総額での帳簿価額**を再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローに修正することにより生じる金額。企業は、**金融資産の総額での帳簿価額**を見積った将来の契約上のキャッシュ・フローの現在価値として再計算する。その際の割引率は、**実効金利**（又は、**購入又は組成した信用減損金融資産**については、**信用調整後の実効金利**）あるいは、該当がある場合には、IAS 第 39 号の第 92 項<sup>13</sup>に従って計算した改訂後の**実効金利**である。金融資産の将来の契約上のキャッシュ・フローを見積る際に、企業は、当該金融資産のすべての契約条件（例えば、期限前償還、コール又は類似のオプション）を考慮しなければならないが、**予想信用損失**を考慮してはならない。ただし、当該金融資産が**購入又は組成した信用減損金融資産**である場合は例外とし、その場合には、企業は、当初の**信用調整後の実効金利**を計算した際に考慮した当初の**予想信用損失**も考慮しなければならない。

**減損の客観的証拠 (objective evidence of impairment)** 発生した 1 つ又は複数の事象で、金融商品の期待将来キャッシュ・フローに影響を有するもの。これには、当該金融商品の保有者が下記の事象に関して知ることとなった観察可能なデータが含まれる。

- (a) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- (b) 契約違反（債務不履行又は利息若しくは元本の支払の延滞など）
- (c) 借手に対する貸手が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該貸手が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- (d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- (e) 財政上の困難による当該金融資産についての活発な市場の消滅
- (f) 発生した**信用損失**を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入

単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により減損の客観的証拠が生じている場合がある。

**期日経過 (past due)** 金融資産は、支払の契約上の期限が到来した時に相手方が支払を行わなかった場合には、期日経過となっている。

<sup>13</sup> この参照は、最終的には、IFRS 第 9 号の第 6 章 [案]「ヘッジ会計」を反映するように更新する。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

|  |   |
|--|---|
| <b>購入又は組成した信用減損<br/>金融資産 (purchased or<br/>originated credit-impaired<br/>asset )</b>            | 当初認識時に <b>減損の客観的証拠</b> がある購入又は組成した金融資産  |
| <b>金融資産又は金融負債の残<br/>存期間 (remaining life of<br/>a financial asset or<br/>financial liability)</b> | 残存契約期間、又はそれより短い期間（例えば、期限前償還による）<br>で、当該金融商品に係る信用リスクに対するエクスポージャーがある<br>期間                          |
| <b>取引コスト (transaction<br/>costs)</b>   | 金融資産又は金融負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コスト<br>（B4 項参照）。増分コストとは、企業が当該金融商品を取得、発行<br>又は処分していなければ発生しなかったコストをいう。 |

以下の用語は、IAS 第 32 号の第 11 項又は IFRS 第 9 号の付録 A で定義されており、本基準 [案] ではこれらの基準で特定されているのと同じ意味で使用している。

- (a) 金融資産 (financial asset)
- (b) 金融保証契約 (financial guarantee contract)
- (c) 金融負債 (financial liability)

## 付録 B

### 適用指針

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

### 実効金利法

- B1** 実効金利法を適用する際に、企業は一般的に、手数料、授受したポイント、取引コスト及び他のプレミアム又はディスカウントで実効金利法の計算に含まれているものを、金融商品の残存期間にわたって償却する。しかし、手数料、授受したポイント、取引コスト、プレミアム又はディスカウントが関連している期間がそれよりも短い場合には、その短い期間を使用する。これに当てはまるのは、手数料、授受したポイント、取引コスト、プレミアム又はディスカウントが関連している変数が、金融商品の予想満期日より前に市場金利に改定される場合である。こうした場合には、適切な償却期間は次回の改定日までの期間である。例えば、変動金利の金融商品に係るプレミアム又はディスカウントが、利息の最終支払日以降に当該金融商品について発生した利息、又は変動金利が市場金利に改定された日以降の市場金利の変動を反映している場合には、次回に変動金利が市場金利に改定される日まで償却される。これは、当該プレミアム又はディスカウントが次回の金利改定日までに関連するものだからであり、その理由は、その日の時点で、当該プレミアム又はディスカウントが関連する変数（すなわち、金利）が市場金利に改定されるからである。しかし、プレミアム又はディスカウントが当該金融商品において定められた変動金利に上乗せされる信用スプレッド（又は市場金利に改定されない他の変数）の変動により生じた場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって償却される。
- B2** 変動金利の金融資産及び変動金利の金融負債については、市場金利の変動を反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期時に受け取るか又は支払う元本と同額で当初認識される場合には、将来の金利支払の再見積りは、通常は、当該資産又は負債の帳簿価額に重大な影響を与えない。
- B3** 企業が支払又は受取りの見積りを改訂する場合（第 19 項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（又は金融商品のグループ）の償却原価を、実際の改訂後の契約上のキャッシュ・フローの見積りを反映するように修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価を、将来の契約上のキャッシュ・フローの見積りの現在価値として再計算する。その際の割引率は、当該金融商品の当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）、あるいは、該当がある場合には、IAS 第 39 号の第 92 項<sup>14</sup>に従って計算した改訂後の実効金利である。この修正は純損益に収益又は費用として

<sup>14</sup> この参照は、最終的には、IFRS 第 9 号の第 6 章 [案] 「ヘッジ会計」を反映するように更新する。

認識される。

## 取引コスト

- B4 取引コストには、代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払った報酬及び手数料、規制当局及び証券取引所が課す賦課金、並びに取引税が含まれる。取引コストには、負債のプレミアム又はディスカウント、財務コスト又は内部的な管理若しくは保有のコストが含まれる。

## 最善の利用可能な情報

- B5 第17項(b)に従って、企業は合理的に利用可能な情報を考慮しなければならない。これには、過去の事象、現在の状況並びに将来の事象及び経済状況の合理的で裏付け可能な予測が含まれる。予想信用損失の見積りに要する判断の程度は、詳細な情報の利用可能性に左右される。予測の対象期間が増大するに従って、詳細な情報の利用可能性は低下し、予想信用損失を見積るための判断の程度が増大する。予想信用損失の見積りには、将来の遠い各期間についての詳細な見積りは必要ない。そうした期間については、企業は利用可能な詳細な情報から予測を延長することができる。
- B6 企業は、情報の網羅的な調査を行う必要はないが、予想信用損失の見積りに関連性のあるすべての利用可能な情報（予想される期限前償還の影響を含む）を考慮しなければならない。利用する情報には、借手に固有の要因、一般的な経済状況並びに報告日時点における現在の状況及び方向性の予測の両方の評価を含めなければならない。企業はさまざまなデータ源を使用することができ、それは内部のもの（企業固有）である場合も外部のものである場合もある。考え得るデータ源には、内部での過去の信用損失の実績、内部格付け、他の企業の信用損失の実績、並びに外部の格付け、報告及び統計が含まれる可能性がある。企業固有のデータ源がないか又は不十分である企業は、比較可能な金融商品（又は金融商品グループ）についての類似企業の実績を使用することができる。
- B7 企業は、信用損失の実績などの過去データの調整を、現在の観察可能なデータに基づいて、過去データが基礎としていた期間に影響を与えていなかった現在の状況及び将来の状況の予測を反映し、過去の期間における状況のうち現在は存在していない状況の影響を除去するように、行わなければならない。予想信用損失の変動の見積りは、関連する観察可能なデータの各期ごとの変動を反映し、それと方向性の合ったものとする（その変動とは、失業率、不動産価格、商品価格、支払状況又は当該金融商品若しくは金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因の変動及び当該変動の大きさの変動などである）。企業は、予想信用損失の見積りのために使用した方法論及び仮定を定期的に再検討して、信用損失の見積りと実績との間の差異を減らすようにしなければならない。
- B8 予想信用損失の見積りに過去の信用損失の実績を使用する際に、重要なことは、過去の信用損失率に関する情報を、その過去の信用損失率が観察されたグループと整合的な方法で定義したグループに適用することである。したがって、使用する方法は、それぞれのグループを、

リスク特性が類似した資産のグループにおける過去の信用損失の実績に関する情報及び現在の状況を反映する適切な観察可能なデータと関連付けることができるものでなければならぬ。

## 認識及び測定

---

- B9 当初認識時に、企業は、金融商品が購入又は組成した信用減損金融資産であるかどうかを判定しなければならない。金融商品は、単に当初認識時に信用リスクがあるというだけで、購入又は組成した信用減損金融資産であるとみなしてはならない。金融商品が購入又は組成した信用減損金融資産となるためには、当初認識時に減損の客観的証拠がなければならない。
- B10 本基準 [案] をローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する際に、企業は、当該ローン・コミットメントについて債務不履行が発生する確率、及び金融保証契約について所定の債務者の債務不履行が発生する確率を考慮しなければならない。

## 信用リスクの著しい増大の評価

---

- B11 企業は、報告日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、損失評価引当金（又は引当金）を全期間の予想信用損失と同額で測定する（第 5 項参照）。企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを判定する際に、全期間の債務不履行の発生確率を使用しなければならない。しかし、企業は、考慮した情報が結果が相違することを示唆していない場合には、12 か月の債務不履行の発生確率を使用して、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを判定することができる。
- B12 信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価は、報告日時点での実際の債務不履行又は減損の客観的証拠ではなく、当初認識以降の債務不履行の発生確率の増大を基礎とする。一般的に、債務不履行が発生する前又は減損の客観的証拠が存在する前に、信用リスクの著しい増大がある。
- B13 信用度が同等の金融商品についての債務不履行の発生確率は、当該金融商品の残存期間が長いほど高くなる。例えば、残存期間が 10 年の AAA 格の債券に債務不履行が発生する確率は、残存期間が 5 年の AAA 格の債券の場合よりも高い。第 8 項では、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識すべきかどうかを評価する際に、金融商品の残存期間にわたっての債務不履行の発生確率を考慮することを企業に要求している。
- B14 残存期間と債務不履行の発生確率との間のある関係があるため、信用リスクの変動は、単純に一定期間にわたる債務不履行の絶対的な発生確率を比較するだけでは評価することができない。例えば、残存期間が 10 年の金融商品の当初認識時における債務不履行の発生確率が、以後の期間において残存期間が 5 年だけになった時点での当該金融商品についての債務不履行の発生確率と同じである場合には、信用リスクの増大を示している可能性がある。これが信用リスクの増大を示している可能性があるというのは、残存期間にわたっての債務不履行の発生確率は、信用リスクが変わらずに金融商品が満期に近付いている場合には、通常は

時の経過とともに減少するからである（第 5 項及び第 8 項参照）。

- B15** 信用リスクの変動の大きさは、当初認識時における債務不履行の発生確率に左右される。したがって、債務不履行の発生確率の変動は、絶対値で同じならば、当初の債務不履行の発生確率が低かった金融商品の方が、当初の債務不履行の発生確率が高かった金融商品の場合に比べて著しいことになる。例えば、債務不履行の発生確率の 2% の絶対値の変動は、当初に債務不履行の発生確率が 5% であった資産の方が、当初に債務不履行の発生確率が 20% であった資産の場合よりも著しいことになる。
- B16** ある金融商品の報告日時点での信用リスクが低い場合（第 6 項参照）には、全期間の予想信用損失を認識するための要件はみたされず、当該金融商品の当初認識以降の信用リスクの変動の分析は要求されない。したがって、企業は、第 4 項に従ってこうした金融商品についての 12 か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を引き続き認識する。

### 信用リスクの著しい増大の評価を個別に行うか集行的に行うか

- B17** 企業は、損失評価引当金又は引当金を 12 か月又は全期間の予想信用損失のいずれと同額で認識すべきなのかを、個々の金融商品について評価しなければならない。しかし、企業は、この評価を集的に（例えば、グループ又はポートフォリオのベースで）行うことができる場合がある。それは、金融商品が、借手が支払うべき金額の全部を契約条件に従って支払う能力の指標となるリスク特性を共有している場合である。このようなベースで評価する際に、金融商品のグループがリスク特性を共有していて、それにより金融商品のグループの債務不履行の発生確率が当初認識以降に著しく増大することとなる場合には、当該グループの中のそれぞれの金融商品について全期間の予想信用損失を認識することになる。
- B18** 金融商品は、全期間の予想信用損失がグループの中の金融資産の一部についてしか適切でない場合には、グルーピングして集的に評価してはならない。企業は、新たな情報が利用可能となるごとに、金融商品の集約を再検討して、金融商品のグループの集的な評価が依然として適切となることを確保しなければならない。
- B19** リスク特性には次のものが含まれるが、これらに限らない。
- (a) 金融商品の形態
  - (b) 信用格付け
  - (c) 担保の種類
  - (d) 組成日
  - (e) 満期までの残存期間
  - (f) 業種
  - (g) 借手の所在地
  - (h) コミットメントとの比較での担保の価値（債務不履行の発生確率に影響がある場合

(例えば、一部の法域におけるノンリコース貸付金)

## 評価を行う際に考慮すべき情報

B20 全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、第 17 項(b) 及び B5 項から B8 項に従って、当該金融商品の信用リスクに影響を与える可能性のある利用可能な最善の情報を考慮しなければならない。下記の事項の考慮は、企業がこの判定を行う際に役立つ可能性がある。

- (a) 特定の金融商品又は条件が同じ類似の金融商品に係る信用リスクについての外部の市場指標の著しい変動。信用リスクの市場指標の変動には、次のものが含まれるが、これらに限らない。
  - (i) 信用スプレッド
  - (ii) 借手に係るクレジット・デフォルト・スワップの価格
  - (iii) 金融資産の公正価値が償却原価を下回っている期間の長さ及びその程度
  - (iv) 借手に関する他の市場情報（借手の負債性金融商品及び資本性金融商品の価格の変動など）
- (b) 金融商品の外部信用格付けの実際の又は予想される著しい変化
- (c) 開始時以降の信用度の変化による信用リスクについての内部的な価格指標の著しい変動。これには、特定の金融商品又は条件と相手方が同じ類似の金融商品を報告日時点で新規に組成又は発行したとすれば生じるであろう信用スプレッドが含まれるが、これには限らない。
- (d) 既存の金融商品の金利又は条件のうち、当初認識以降の当該金融商品の信用リスクの変動により、当該金融商品を報告日時点で新規に組成又は発行したとすれば著しく異なることになるであろう事項の変更（より厳格な契約条項、担保又は保証の増額、インカム・カバレッジの上昇など）
- (e) 借手についての内部的な信用格付けの実際の又は予想される引下げ又は信用リスクの内部的な評価に使用している行動スコアリングの低下。内部的な信用格付け及び内部的な行動スコアリングは、外部格付けと関連付けられているか又は債務不履行の状況の調査による裏付けがある場合には、信頼性がより高い。
- (f) 事業、財務又は経済の状況の既存の又は予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力に重大な変化を生じさせる予想されるもの（金利の実際の又は予想される上昇あるいは失業率の実際の又は予想される上昇）
- (g) 借手の営業成績の著しい変化。例としては、収益又は粗利益の実際の又は予想される減少、営業上のリスクの増大、運転資本の不足、資産の質の低下、貸借対照表レバレッジの増大、流動性、経営上の問題、あるいは事業の範囲又は組織構成の変化（事業のセグ

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

メントの廃止など)で借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じるものなどがある。

- (h) 同一の借手の他の金融商品に関する著しい信用悪化
- (i) 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実際の又は予想される著しい不利な変化で、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じるもの(技術の転換による借手の販売製品に対する需要の減退など)
- (j) 債務の裏付けとなっている担保の価値又は第三者の保証又は信用補完の質の著しい変化で、借手が予定されている契約上の支払を行う経済的誘因を減少させるか又は他の面で債務不履行の発生確率に影響を与えると予想されるもの。例えば、担保の価値が住宅価格の下落により低下した場合には、一部の法域における借手は住宅ローンを債務不履行とする誘因が高まる。
- (k) 100%の株主(又は個人の親)が提供している保証の質の著しい変化(当該株主(又は親)に、資本又は現金の注入により債務不履行を防止するインセンティブ及び財務上の能力がある場合)
- (l) 親会社又は他の関係会社からの財政支援の削減のような著しい変化、あるいは信用補完の質の実際の又は予想される著しい変化で、借手が予定されている契約上の支払を行う経済的誘因を減退させると予想されるもの。信用度の補完又は支援には、供与者の財政状況の考慮や、証券化で発行された持分については、劣後持分が予想信用損失(例えば、当該証券の基礎となるローンについての)を吸収できると見込まれるかどうかなどが含まれる。
- (m) 当該貸付金の文書化の予想される変化(契約条項の放棄や修正につながる可能性のある予想される契約違反、利払の中断、利率のステップアップ、追加的な担保又は保証の要求、あるいは当該金融商品の契約上の枠組みのその他の変更などを含む)
- (n) 借手の予想される業績及び行動の著しい変化。これには、当該グループの中の借手の支払状況の変化が含まれる(契約上の支払の遅延の予想される件数又は程度の増大、あるいは融資限度への接近若しくは超過が見込まれるか又は最低限の月額を支払うと見込まれるクレジットカードの借手の予想される件数の著しい増大などを含む)。
- (o) 当該金融商品に関する企業の信用管理のアプローチの変更。すなわち、当該金融商品について生じつつある信用度の変化の兆候に基づいて、企業の信用リスク管理の実務が、より積極的になるか又は当該金融商品の管理に重点を置くようになる(金融商品がより綿密に監視又は管理されるか又は企業が借手に具体的に介入するようになることを含む)と予想される。
- (p) 第9項に示した期日経過の情報

**B21** 場合によっては、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報により、金融商品が第5項における損失評価引当金又は引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識するための要件に該当するのに十分となることがある。すなわち、当該情報は、金融商品の信用リスクの

著しい増大があったかどうかを判定するための統計モデル又は信用格付けプロセスを通す必要がない。他方、企業が他の情報、例えば、統計モデル又は信用格付けプロセスからの情報を考慮することが必要な場合もある。あるいは、企業は評価の基礎を両方の種類の情報（すなわち、内部の格付けプロセスを通じては捕捉されない定性的要因と報告日現在での具体的な内部格付け区分）に置く場合もあり、これには当初認識時の信用リスク特性を考慮に入れる。これは両方の種類の情報に関連性がある場合である。

## 条件変更

- B22 契約上のキャッシュ・フローが改変されたが当該条件変更による認識の中止は生じなかった金融商品に信用リスクの著しい増大が生じているかどうかを判定する際に、企業は次の両者を比較しなければならない。
- (a) 報告日現在の信用リスク（条件変更後の契約条件に基づく）
  - (b) 当初認識時の信用リスク（当初の条件変更前の契約条件に基づく）
- B23 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じる場合には、本基準 [案] を条件変更後の金融資産に適用する際に、条件変更の日を当該金融資産の当初認識の日として扱わなければならない。
- B24 期日経過の情報に基づいて評価されていて、契約上のキャッシュ・フローが改変されたが当該条件変更による認識の中止は生じなかった金融商品について、第 5 項における要件がもはや満たされていないという証拠には、改訂後の契約上のキャッシュ・フローに対して完全かつ適時の支払の実績があることや、借手の状況が改善していることを示す他の情報などがある。貸付金は、単に契約上のキャッシュ・フローが改変されたという理由だけでは、自動的に信用度が改善したものとは考えられない。

## 測 定

### 個別ベース又は集合的ベースでの損失評価引当金の測定

- B25 企業は、損失評価引当金の測定を、予想信用損失を個別に又は集合的に見積ることにより行わなければならない。集合的に見積るのは、金融商品が、借手が支払うべき金額の全部を契約条件に従って支払う能力の指標となるリスク特性を共有している場合である（類似した信用リスク特性の例については B19 項参照）。
- B26 企業は、金融商品の存続期間中に予想信用損失の見積りの基礎を変更する場合がある。例えば、信用損失事象が発生した後又は損失評価引当金の認識を 12 か月の予想信用損失と同額から全期間の予想信用損失に変更する際に、金融商品（又はサブグループ）をあるポートフォリオから除去して別のポートフォリオに加えることができ、また、当該金融商品（又はサブグループ）について予想信用損失を個別に見積ることができる。

## 信用損失

B27 予想信用損失は、金融商品の残存期間にわたるすべてのキャッシュ不足額の現在価値の見積りである。キャッシュ不足額とは、企業が契約に従って受取るべきキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額である。予想信用損失は支払の金額及び時期を考慮するので、企業の見込みでは全額が支払われるが契約上の支払期限よりも遅くなるという場合であっても、信用損失が発生する。したがって、次のようになる。

- (a) 金融資産については、キャッシュ不足額は次の両者の差額である。
  - (i) 契約により企業が受け取るべき元本及び利息のキャッシュ・フローの現在価値
  - (ii) 企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローの現在価値
- (b) 未行使のローン・コミットメントについては、キャッシュ不足額は次の両者の差額である。
  - (i) ローン・コミットメントの保有者が貸付を受けた場合に企業が受け取るべき元本及び利息のキャッシュ・フローの現在価値
  - (ii) 貸付を実行した場合に企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローの現在価値

企業は、予想信用損失の見積りを、ローン・コミットメントが実行されるという予想と整合的に行わなければならない。すなわち、12か月の予想信用損失を見積る場合にはローン・コミットメントのうち12か月間に実行されると予想される部分を考慮し、全期間の予想信用損失を見積る場合にはローン・コミットメントのうちローン・コミットメントの残存期間にわたって実行されると予想される部分を考慮する。いったんローン・コミットメントが実行されれば、企業は実行された金額を金融資産として認識し、そのキャッシュ不足額を B27 項(a)に従って見積らなければならない。

- (c) 金融保証契約については、企業は、債務者の債務不履行の場合にのみ、保証している金融商品の条件に従って支払を行うことを要求される。したがって、キャッシュ不足額は、発生した信用損失について保有者に弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除した額である。資産が完全に保証されている場合には、金融保証契約についてのキャッシュ不足額の見積りは、当該保証の対象となっている資産についてのキャッシュ不足額の見積りと整合的となる。

## 結果の確率加重平均

B28 第16項(a)では、予想信用損失の見積りが、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額を反映することを要求している。実務上、これは複雑な分析である必要はない場合がある。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数の詳細なシナリオのシミュレーションの必要はない。例えば、リスク特性を共有している金融商品の大きなグループの平均信用損失が、確率加重金額の合理的な見積りとなる場合が

ある。そうでない状況では、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額及び時期並びに当該結果の確率の見積りを特定するシナリオの識別が必要となる可能性が高い。そうした状況では、予想信用損失は第 17 項に従って少なくとも 2 つの結果を反映しなければならない。

## 貨幣の時間価値

B29 購入又は組成した信用減損金融資産を除いて、第 16 項(b)に従った予想信用損失の計算のために貨幣の時間価値を反映するために使用する割引率を決定する際には、次のようにする。

- (a) 企業は、金融資産の当初認識時に、当該資産に係る割引率として、無リスク金利と実効金利の間の（これらを含む）何らかの合理的な率を決定しなければならない。
- (b) 未行使のローン・コミットメント及び金融保証契約については、企業は、貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映する割引率を使用しなければならない。ただしこれは、リスクの考慮を、割引対象とするキャッシュ不足額の調整ではなく割引率の調整によって行う場合のみ、かつ、その範囲においてである。しかし、リスク調整を割引率の調整により含める場合には、調整後の割引率は無リスク金利よりも低くなる。

B29 項(a)に従って、企業は当初認識時に、認められた範囲の中でどの割引率を適用すべきかを決定しなければならない。企業は、予想信用損失を割り引く際に現在の利率（例えば、無リスク金利）を選択することが認められるが、その後の期間においては、割引率は当初認識時に存在していた認められた範囲の外になる場合がある（例えば、当初認識後の期間において、報告日現在の無リスク金利が当初認識時に算定された実効金利を上回る場合がある）。

B30 購入又は組成した信用減損金融資産については、予想信用損失を信用調整後の実効金利を用いて割り引かなければならない。

B31 予想信用損失は、予想される債務不履行又は何か別の日ではなく、報告日まで割り引かなければならない。

## 担保

B32 担保付の金融商品に係る期待キャッシュ・フローの見積りは、抵当権実行により見込まれるキャッシュ・フローの金額及び時期から、当該担保の取得及び売却のためのコストを控除したものを反映する。これは抵当権実行の可能性が高いかどうかを問わない（すなわち、期待キャッシュ・フローの見積りは、抵当権実行の確率とそれにより生じるキャッシュ・フローを考慮する）。抵当権実行により取得した担保は、他の基準において資産としての認識要件を満たす場合を除いて、担保付の金融商品と別個の資産としては認識しない。企業は、担保の価値により予想信用損失がゼロである金融商品の総額での帳簿価額を開示することを要求される（第 40 項(b)参照）。<sup>15</sup>

<sup>15</sup> リース取引において、貸手が受け取るべきキャッシュ・フローは、基礎となるリース資産により保全されている。貸手は原資産を所有しており、債務不履行の場合には取り戻すことになるからである。今後公表予定のリースに関

## リース債権

- B33 リース債権についての損失評価引当金を測定する際に、当該測定に使用するキャッシュ・フローは、IAS 第 17 号に従ったリース債権の測定に使用するキャッシュ・フローと整合的なものとすべきである。さらに、B29 項(a)に従って使用すべき割引率を選択する際には、割引率の上限は、IAS 第 17 号に従ったリース債権の測定に使用する割引率である。

## 実務上の便法

- B34 企業は、予想信用損失を見積る際に、第 16 項から第 17 項の原則に整合する場合には、実務上の便法を使用することができる。
- B35 実務上の便法の一例は、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた計算である。企業は、営業債権についての過去の信用損失の実績（B7 項から B8 項に従って適宜調整）を使用して、今後 12 か月又は当該資産の残存期間にわたって生じ得る予想信用損失を適宜見積るであろう。引当マトリクスは、例えば、営業債権が期日を経過した日数に応じて一定の引当率を定める場合がある（例えば、期日を経過していない場合は 1%、90 日経過ならば 3%、90 日から 180 日経過ならば 20%など）。顧客ベースの多様性に応じて、企業は適切なグルーピングを使用するであろう。そうするのは、過去の信用損失の実績により、異なる顧客セグメントについて大きく異なる損失のパターンが示されている場合である。資産をグループ化するために使用される可能性のある要件の例としては、地域、製品の種類、顧客の格付け、担保又は取引信用保険、及び顧客の種類（卸売か小売かなど）がある。

## 当初認識後の減損の客観的証拠がある金融資産

- B36 報告日現在で減損の客観的証拠があるが購入又は組成した信用減損金融資産ではない金融資産について、企業は、予想信用損失を、当該資産の償却原価と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定しなければならない。この修正額は減損の戻入れ又は減損費用として純損益に認識する。この修正額には、減損に関連しない金額が含まれる場合がある。それは、予想信用損失を減損の客観的証拠の入手前に実効金利以外の率で割り引いていた場合である。

---

する改訂後公開草案におけるガイダンスに従って、貸手は、一部のリースについて、リース債権とともに原資産の構成部分を表す残余資産を認識することになる。そうした場合には、貸手は、損失評価引当金を測定する際に、リース債権の基礎となっている使用权資産に関する担保の価値を考慮すべきである。

## 付録 C

### 発効日及び経過措置

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものであり、本基準 [案] の他の部分と同じ強制力を有する。

C1 C2 項から C4 項は、本基準 [案] についての具体的な経過措置を含んでいる。IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年 10 月公表) 及び IFRS 第 X 号 [案]「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」(IFRS 第 9 号 (2010 年) の修正案) は、IFRS 第 9 号について追加的な発効日及び経過措置を示している。C2 項から C4 項における経過措置の目的上、適用開始日は、企業が本基準 [案] を採用する最初の報告期間の期首である。

C2 企業は、下記の点を除いて、本基準 [案] を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。

(a) 本基準 [案] の適用開始日において、金融商品の当初認識時の信用リスクの算定に過大なコスト又は労力が必要となる場合には、損失評価引当金又は引当金の算定は、当該金融商品が認識の中止となるまでの各報告日において、信用リスクが低いかどうか (第 6 項及び B16 項参照) のみに基づいて行わなければならない。

(b) 企業は過去の期間を修正再表示することを要求されない。しかし、企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合には、その場合に限り、過去の期間を修正再表示することができる。

企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、利益剰余金 (又は、適切な場合、資本の他の内訳項目) の期首残高を、適用開始日を含む事業年度の期首において、本基準 [案] を適用することの影響について修正しなければならない。

C3 IFRS 第 9 号を最初に適用する報告期間において、企業は、下記における予想信用損失及び減損の要求事項に従ったならば報告されていたであろう表示科目の金額を開示することを要求されない。

(a) 過去の期間について本基準 [案]

(b) 当期について IAS 第 39 号

C4 本基準 [案] の適用開始日において、企業は、IAS 第 39 号に基づく期末の減損引当金又は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく引当金から本基準 [案] に従って算定した期首の損失評価引当金又は引当金への調整ができるような情報を開示することを要求される。金融資産については、この開示は、関連する金融資産の IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号に従った測定区分ごとに提供しなければならない。測定区分の変更がその日現在の損失評価引当金に与える影響を区別して示さなければならない。

## 付録 D

### [案] 他の IFRS の修正

別途記載している場合を除き、企業はこの付録 [案] に示した修正を、IFRS 第 9 号の [公開後に日付挿入] 公表版の適用時に適用しなければならないが、同時に 2010 年公表の IFRS 第 9 号 (ED/2012/4 「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」 (IFRS 第 9 号 (2010 年) の修正案) による修正を含む) の付録 C 及び [年] 公表の第 6 章「ヘッジ会計」を組み込んだ IFRS 第 9 号 [案] の付録 C における修正を適用しなければならない。

### IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

付録 D で、D19C 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

#### 以前に認識した金融商品の指定

...

D19C 企業が IAS 第 39 号の第 58 項から第 65 項及び AG 84 項から AG 93 項の実効金利法又は減損 IFRS 第 X 号 [案] における予想信用損失の認識についての要求事項を遡及適用することが実務上不可能 (IAS 第 8 号で定義) である場合には、IFRS 移行日時点の当該金融資産の公正価値を、IFRS 移行日時点の当該金融資産の新たな償却原価としなければならない。

### IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

第 4 項を修正する。削除する文言に取消線を付している。

## 範 囲

...

4 本基準は、認識されている金融商品及び認識されていない金融商品に適用される。認識されている金融商品には、IFRS 第 9 号の範囲内の金融資産及び金融負債が含まれる。認識されていない金融商品には、IFRS 第 9 号の範囲外ではあるが本基準の範囲内の一部の金融商品 (ローン・コミットメントなど) が含まれる。

第 16 項を削除し、第 20 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

#### 信用損失に係る引当金

16 ~~[削除] 金融資産が貸倒れにより減損し、企業が減損を資産の帳簿価額から直接減少させるのではなく、独立した勘定 (例えば、個別の減損を計上するために用いられる引当金勘定又は資産の全体的な減損を計上するために用いられる類似の勘定) で計上する場合には、企業は金融資産のクラス別に当期中の当該勘定の変動の調整表を開示しなければならない。~~

...

**収益、費用、利得又は損失項目**

20 企業は、包括利益計算書又は注記のいずれかで、次の収益、費用、利得又は損失項目を開示しなければならない。

...

(d) ~~〔削除〕 IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」のAG93項に従って発生計上した減損した金融資産に係る金利収益~~

(e) ~~〔削除〕 金融資産のクラスごとの減損損失の金額~~

第36項を修正し、第37項及び関連する見出しを削除する。削除する文言に取消線を付している。

**信用リスク**

36 企業は、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならない。

...

(c) ~~〔削除〕 期日が経過しておらず減損もしていない金融資産の信用度に関する情報~~

...

**期日経過又は減損した金融資産**

37 ~~〔削除〕 企業は、金融資産のクラス別に次の事項を開示しなければならない。~~

~~(a) 報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢分析~~

~~(b) 報告期間の末日現在で減損していると個別に判定された金融資産の分析（金融資産が減損していると判定する際に企業が検討した要因を含む）~~

~~(c) 〔削除〕~~

付録Aにおいて、「期日が経過」の定義を削除し、IFRS第9号に移す。削除する文言に取消線を付している。

~~期日が経過 (past due) 相手方が契約で定められた期日が到来した時点で支払を履行しない場合には、金融資産は期日が経過したものとなる。~~

付録Bで、B5項及びB9項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**その他の開示——会計方針（第21項）**

B5 第21項は、財務諸表の作成に使用された測定基礎及び使用されたその他の会計方針のうち、財務諸表の理解に関連性のあるものの開示を求めている。金融商品については、そうした開

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

示には次の事項が含まれるかもしれない。

...

(d) ~~〔削除〕~~ 引当金勘定を信用損失により減損した金融資産の帳簿価額を減額するために使用する場合には、

(i) ~~どのような場合に、減損した金融資産の帳簿価額を直接減額（評価減の戻入の場合には、直接増額）するのか、また、どのような場合に、引当金勘定を取り崩すのかを判断するための規準~~

(ii) ~~引当金勘定に計上した金額を、減損した金融資産の帳簿価額に対して償却するための規準（第16項参照）~~

...

(f) ~~〔削除〕~~ 減損損失が発生しているという客観的な証拠が存在するかどうかを判断する場合に企業が用いる規準（第20項(e)参照）

(g) ~~〔削除〕~~ 条件の再交渉がなければ期日が経過してしまっている場合、又は減損している金融資産に関し、その条件が再交渉されている場合の、このような再交渉後の条件の対象となる金融資産に関する会計方針

...

### 最大信用リスク・エクスポージャー（第36項(a)）

B9 第36項(a)は、信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーを最もよく表している金額の開示を求めている。金融資産については、この金額は一般的には次の金額を控除した後の帳簿価額の総額となる。

...

(b) IAS 第39号-IFRS 第X号 [案] に従って認識した減損損失損失評価引当金

### IFRS 第9号「金融商品」

4.2.1 項及び5.1.1 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

#### 4.2 金融負債の分類

4.2.1 企業は、すべての金融負債を、実効金利法を用いて償却原価で事後測定しなければならない。ただし、次のものは除く。

...

(c) 付録 A で定義している金融保証契約。当初認識後、このような契約の発行者は（4.2.1 項(a)又は(b)が適用される場合を除いて）次のいずれか高い方で事後測定する。

- (i) IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」IFRS 第 X 号 [案] に従って算定した引当金の金額

...

- (d) 市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント。当初認識後、このようなコミットメントの発行者は（4.2.1項(a)が適用されない場合）次のいずれか高い方で事後測定する。

- (i) IAS 第37号 IFRS 第 X 号 [案] に従って算定した引当金の金額

...

## 5.1 当初測定

- 5.1.1 5.1.3項の範囲に含まれる営業債権を除いて、当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引コストを加算又は減算する。

5.1.3項を追加する。提案している新たな5.1.3項は、IASB がまだ完成させていない基準 [案] を参照していることに留意のこと。IASB は新たな基準「顧客との契約から生じる収益」（同名の公開草案（ED 2011/6）に基づく）を IFRS 第9号のこれらの修正を完成させる前に公表する予定である。提案している新たな5.1.3項及び IFRS の5.1.1項の修正案は、当該新基準の発効以後に発効する。

- 5.1.3 5.1.1項の要求にかかわらず、企業は、重大な財務要素を有していない営業債権を、IFRS 第 X 号「顧客との契約から生じる収益」に従って IFRS 第 X 号で定義している取引価格で測定しなければならない。

5.2.1 項を修正し、5.2.2 項を削除する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

## 5.2 金融資産の事後測定

- 5.2.1 当初認識後、企業は、4.1.1項から4.1.5項に従って、金融資産を公正価値又は償却原価（IAS 第39号の第9項及び AG5項から AG8項 IFRS 第 X 号 [案] の付録 A 及び B1項から B3項参照）で測定しなければならない<sup>16</sup>。

- 5.2.2 ~~〔削除〕企業は、IAS 第39号の第58項から第65項及び AG84項から AG93項の減損の要求事項を、償却原価で測定する金融資産に適用しなければならない。~~

5.3.1 項、5.7.2 項及び 5.7.4 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

<sup>16</sup> 分類測定 ED では、この項について、本基準 [案] の適用を提案している強制的な FVOCI 測定区分を含める修正を提案している。

### 5.3 金融負債の事後測定

- 5.3.1 当初認識後、企業は、金融負債を4.2.1項から4.2.2項に従って測定しなければならない (IFRS 第9号 IFRS 第 X 号 [案] の5.4.1項から5.4.3項、B5.4.1項から B5.4.17項並びに IAS 第39号の第9項及び AG5項から AG8項付録 A 及び B1項から B3項参照)。

...

### 5.7 利得及び損失

- 5.7.2 償却原価で測定する金融資産でヘッジ関係 (IAS 第39号の第89項から第102項参照) の一部ではないものに係る利得又は損失は、当該金融資産の認識の中止、減損損失評価引当金に係る修正又は5.6.2項に従った分類変更時及び償却過程において、純損益に認識しなければならない。償却原価で測定する金融負債でヘッジ関係 (IAS 第39号の第89項から第102項参照) の一部ではないものに係る利得又は損失は、当該金融負債の認識の中止時及び償却過程において、純損益に認識しなければならない。

...

- 5.7.4 企業が決済日会計 (3.1.2項並びに B3.1.3項及び B3.1.6項参照) を用いて金融資産を認識している場合には、取引日と決済日との間における、受け取るべき金融資産の公正価値の変動は、償却原価で測定する資産については認識されない (減損予想信用損失を除く)。しかし、公正価値で測定する資産については、公正価値の変動は、5.7.1項に従って、適宜、純損益又はその他の包括利益に認識しなければならない。<sup>17</sup>

7.2.1 項及び 7.2.10 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 7.1 発効日

- 7.1.1 企業は、本基準を ~~2015年1月1日~~ [後で日付を挿入] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業が本基準を早期適用することを選択して 2009 年公表の IFRS 第 9 号を未だ適用していない場合には、本基準の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない (ただし、7.3.2 項も参照のこと)。企業が本基準を 2015 年 1 月 1 日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、同時に付録 C の修正を適用しなければならない<sup>18</sup>。

...

<sup>17</sup> 分類測定 ED では、この項について、本基準 [案] の適用を提案している強制的な FVOCI 測定区分を含める修正を提案している。

<sup>18</sup> 分類測定 ED では、この項について、IFRS 第 9 号の段階的導入を廃止する修正を提案している。

## 7.2 経過措置

7.2.10 企業が実効金利法又はIAS第39号の第58項から第65項及びAG84項からAG93項に定める減損の要求事項を遡及適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合において、企業が過去の期間を修正再表示するときには、各比較対象期間の末日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、その償却原価としなければならない。企業が実効金利法又はIAS第39号の第58項から第65項及びAG84項からAG93項に定める減損の要求事項を適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、適用開始日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、本基準の適用開始日現在の当該金融資産又は当該負債の新たな償却原価としなければならない。

付録Aで、他の基準で定義されている用語のリストを次のように修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

次の用語はIAS第32号「金融商品：表示」の第11項、IAS第39号の第9項又はIFRS第7号の付録Aで定義されており、本基準では、IAS第32号、IAS第39号又はIFRS第7号で特定された意味で用いられている。

- (a) 〔削除〕 金融資産又は金融負債の償却原価 (~~amortised cost of a financial asset or financial liability~~)
- (b) 信用リスク (credit risk)
- (c) 〔削除〕 実効金利法 (~~effective interest method~~)
- (d) 資本性金融商品 (equity instrument)
- (e) 金融資産 (financial asset)
- (f) 金融商品 (financial instrument)
- (g) 金融負債 (financial liability)
- (h) ヘッジ対象 (hedged item)
- (i) ヘッジ手段 (hedging instrument)
- (j) 〔削除〕 取引コスト (~~transaction costs~~)
- (k) 期日経過 (past due)

付録Bで、B3.2.13項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 譲渡した資産に対する継続的関与

B3.2.13 以下は、企業が譲渡した資産及び関連する負債を3.2.16項に基づいてどのように測定するかの例である。

## すべての資産

- (a) 企業が譲渡した資産に係る貸倒損失についての支払を保証していることにより、譲渡した資産についてその継続的関与の範囲で認識の中止ができない場合には、譲渡日現在の譲渡資産は、(i) 当該資産の帳簿価額と、(ii) 譲渡で受け取った対価のうち返済を要求される可能性のある最大金額（「保証金額」）のいずれか少ない方で測定される。関連する負債は、当初は保証金額に保証の公正価値（通常は、保証に対して受け取った対価）を加えた額で測定される。その後においては、保証の当初の公正価値は期間に比例して純損益に認識され（IAS 第18号参照）、当該資産の総額での帳簿価額は、減損損失予想信用損失に係る損失評価引当金があればその分だけ減額される。

## IAS 第 10 号「後発事象」

第 9 項を修正する。削除する文言に取消線を付している。

## 修正を要する後発事象

...

- 9 次に示すのは修正を要する後発事象の例であり、企業は財務諸表に認識した額の修正又は以前に認識していなかった項目の認識が必要となる。

...

- (b) 報告期間後における情報の入手で、ある資産が報告期間の末日時点で減損していたこと、又は当該資産について過去に認識した減損損失を修正する必要があることを示すもの。  
例えば、
- (i) ~~「削除」報告期間後に発生する顧客の倒産は、通常、報告期間の末日に営業債権に損失が存在していたこと及び企業が営業債権の帳簿価額を修正する必要があることの確認となる。~~

## IAS 第 18 号「収益」

第 30 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

- 30 収益は、次の基準で認識しなければならない。

- (a) 利息は、IAS 第39号第9項及びAG5項からAG8項IFRS 第 X 号 [案] に示されている実効金利法により認識しなければならない。

## IAS 第33号「1株当たり利益」

第 34 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**利 益**

- 34 潜在的普通株式が普通株式に転換された後は、第33項(a)から(c)の項目はもはや生じない。他方、新株は親会社の普通株主に帰属する損益に参加する権利を有することになる。したがって、第12項に従って計算される親会社の普通株主に帰属する損益は、第33項(a)から(c)の項目及び関連する税金について調整される。潜在的普通株式に関連する費用には、取引コスト及び実効金利法に従って会計処理される割引が含まれる (IFRS 第 X 号 [案] 2003年改訂の IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」の第9項参照)。

**IAS 第36号「資産の減損」**

第 4 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**範 囲**

- …
- 4 本基準は、次に分類された金融資産に対して適用される。
- (a) IFRS 第10号「連結財務諸表」で定義された子会社
  - (b) IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で定義された関連会社
  - (c) IFRS 第11号「共同支配の取決め」で定義された共同支配企業
- その他の金融資産の減損については、~~IAS 第 39 号~~IFRS 第 X 号 [案]を参照する。

**IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」**

第 2 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**範 囲**

- 2 本基準は、すべての企業が、次の項目を除くすべての金融商品に適用しなければならない。
- …
- (h) 第 4 項に示されているローン・コミットメント以外のローン・コミットメント。ローン・コミットメントの発行者は、本基準の範囲外のローン・コミットメントには IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」IFRS 第 X 号 [案]を適用しなければならない。しかしすべてのローン・コミットメントは、本基準 IFRS 第 9 号の認識の中止の要求事項の対象となる。

第 8 項を修正する。第 9 項において、認識及び測定に関する見出し及び定義を削除して、本基準 [案] の付録 A で提案している修正の後に IFRS 第 9 号に含める。削除する文言に取消線を付している。

## 範 囲

8 IFRS 第9号及び IAS 第32号で定義されている用語は、本基準において、IFRS 第9号の付録 A 及び IAS 第32号第11項で特定された意味で用いられている。IFRS 第9号及び IAS 第32号は次の用語を定義するとともに、それらの定義の適用に関するガイダンスを示している。

- ・ 償却原価
- ・ 認識の中止
- ・ デリバティブ
- ・ 実効金利法
- ・ 実効金利
- ・ 資本性金融商品
- ・ 公正価値
- ・ 金融資産
- ・ 金融保証契約
- ・ 金融商品
- ・ 金融負債
- ・ 取引コスト

9 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

### 認識及び測定に関連する定義

〔削除〕 金融資産又は金融負債の償却原価とは、金融資産又は金融負債の当初認識時に測定された金額から元本返済額を控除し、当初金額と満期金額との差額に係る実効金利法による償却累計額を加減し、さらに減損又は回収不能額を（直接に又は貸倒引当金勘定を通じて）控除したものをいう。

〔削除〕 実効金利法とは、金融資産若しくは金融負債（又は金融資産あるいは金融資産のグループ）の償却原価を計算し、関係する期間に金利収益又は金利費用を配分する方法をいう。

〔削除〕 実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金支払額又は受取額の見積額を、当該金融資産又は金融負債の正

味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。実効金利を計算する際には、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、早期償還、コール及び類似のオプション）を考慮してキャッシュ・フローを見積らなければならないが、将来の貸倒損失を考慮してはならない。その計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受されるすべての手数料とポイント（IAS第18号「収益」参照）、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含める。類似した金融商品のグループについてのキャッシュ・フローと予想残存期間は信頼性をもって見積れるという推定がある。しかし、ある金融商品（又は金融商品のグループ）のキャッシュ・フロー又は予想残存期間を信頼性をもって見積ることができないという稀な場合においては、当該金融商品（又は金融商品のグループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。

~~〔削除〕取引コストとは、金融資産又は金融負債の取得、発行又は処分直接起因する増分コストをいう（付録AのAG13項参照）。増分コストとは、企業がその金融商品を取得、発行又は処分しなかったとすれば発生しなかったであろうものをいう。~~

...

第58項の前の見出し及び第58項から第65項を削除する。削除する文言に取消線を付している。

### 償却原価で測定する金融資産の減損及び回収不能

58 ~~〔削除〕企業は、報告期間の末日ごとに、償却原価で測定する金融資産又は金融資産のグループが減損している客観的証拠があるかどうかを検討しなければならない。そのような証拠がある場合には、企業は、減損損失の金額を算定するために、第63項を適用しなければならない。~~

59 ~~〔削除〕金融資産又は金融資産のグループが減損して、減損損失が認識されるのは、当該資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象（「損失事象」）の結果としての減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象が当該金融資産又は金融資産のグループの見積予想キャッシュ・フローに対して、信頼性をもって見積れる影響を有している場合である。減損を生じさせた単一の具体的な事象を識別することが可能でない場合もある。むしろ複数の事象の複合的な影響が減損を生じさせている場合がある。将来の事象の結果として予想される損失は、いかに可能性が高くても、認識されない。金融資産又は金融資産のグループが減損しているという客観的証拠には、当該資産の保有者の知るところとなった次の損失事象に関する観察可能なデータが含まれる。~~

- ~~(a) 発行体又は債務者の著しい財政的困難~~
- ~~(b) 利息又は元本の支払不履行又は遅滞などの契約違反~~
- ~~(c) 借手の財政的困難に関連した経済的又は法的な理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与~~
- ~~(d) 発行者が破産又は他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと~~

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

- ~~(c) 当該金融資産についての活発な市場が財政的困難により消滅したこと~~
- ~~(f) 金融資産のグループの見積将来キャッシュ・フローについて、グループの中の個々の金融資産については減少がまだ識別できないが、それらの資産の当初認識以降に測定可能な減少があったことを示す観察可能なデータ。これには次のものが含まれる。~~
- ~~(ii) グループの中の借手の支払状況の不利な変化（例えば、支払遅延の増加、又は与信限度額に達し、最小限の月払いしかしていないクレジットカード債務者の増加）~~
  - ~~(iii) グループの中の資産の貸倒れと相関関係のある全国的又は地域的な経済情勢（例えば、借手のいる地域の失業率の増大、不動産融資については関係する地域の不動産価格の下落、石油会社への貸付資産については石油価格の下落、又はグループの中の借手に影響する業界の状況の不利な変化）~~
- 60 [削除] 企業の有価証券が公開取引銘柄でなくなったことによる活発な市場の消滅は、減損の証拠ではない。企業の信用格付けの引下げは、他の入手可能な情報と合わせて考慮すると減損の証拠となる場合もあるが、そのみでは減損の証拠ではない。金融資産の公正価値が取得原価又は償却原価を下回って下落していることは、必ずしも減損の証拠ではない（例えば、リスクフリー金利の上昇による、負債性金融商品に対する投資の公正価値の下落など）。
- 62 [削除] 場合によっては、金融資産に係る減損損失の額を見積るのに必要な観察可能なデータが限定されているか又は現在の状況では十分に適切とはいえなくなっていることがある。例えば、借手が財政的困難に陥っており、同様の借手に関する利用可能な実績データがほとんどない場合である。このような場合には、企業は、減損損失の金額を見積るために経験に基づく判断を用いる。同様に、企業は、金融資産のグループに関する観察可能なデータを現在の状況を反映するように修正するために、経験に基づく判断を用いる（AG89項参照）。合理的な見積りの使用は財務諸表作成の必須な部分であり、その信頼性を損なうものではない。
- 63 [削除] 償却原価で測定する金融資産に係る減損損失の客観的な証拠がある場合には、当該損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利（すなわち、当初認識時に計算された実効金利）で割り引いた現在価値との間の差額である。当該資産の帳簿価額は、直接に又は引当金勘定を通じて減額しなければならない。当該損失額は純損益に認識しなければならない。
- 64 [削除] 企業はまず、個別に重要な金融資産について、減損の客観的な証拠が存在しているかどうかを個別に検討し、個別には重要でない金融資産については、個別に又は集合的に検討する（第59項参照）。企業が、個別に検討された金融資産について減損の客観的な証拠が存在しないと判断した場合には、重要であるかどうかにかかわらず、当該資産を同様の信用リスクを有する金融資産のグループに含めて、減損の有無を集合的に検討する。個別に減損の検討を行った資産で、減損損失を認識したもの又は引き続き認識しているものは、減損の集合的検討には含めない。
- 65 [削除] 以後の期間において、減損損失の額が減少し、その減少が減損を認識した後に発

~~生じた事象（債務者の信用格付けの改善など）に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失は、直接に又は引当金勘定の修正により戻し入れなければならない。その戻し入れによって、当該金融資産の帳簿価額が、減損が認識されていなかったとした場合の、減損を戻し入れた日現在での償却原価を超過する結果を生じさせてはならない。戻入額は、純損益に認識しなければならない。~~

付録 A で、AG14 項を修正する。AG5 項から AG8 項、AG13 項及び AG84 項から AG93 項並びに関連する見出しを削除する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

## 範囲（第2項から第7項）

...

AG4 金融保証契約は、保証、信用状の一種、クレジット・デフォルト契約又は保険契約といった、さまざまな法的形態をとり得る。その会計処理は、法的形態に左右されない。以下は妥当な会計処理の例である（第2項(e)参照）。

(a) 金融保証契約が IFRS 第4号の保険契約の定義にあてはまるとしても、移転されるリスクが重要であれば、発行者は本基準及び IFRS 第9号を適用する。ただし、その発行者が、そのような契約を保険契約とみなすと以前に明白に言明しており、保険契約に適用する会計処理をこれまで用いている場合は、発行者はそのような金融保証契約に対し、本基準及び IFRS 第9号又は IFRS 第4号のどちらかを適用できるものとする。本基準及び IFRS 第9号を適用する場合は、IFRS 第9号の5.1.1項において発行者に金融保証契約を当初に公正価値で認識することを求めている。そのような金融保証契約が関連当事者でない者に対しての独立第三者間取引として発行される場合は、導入時の公正価値は、それに反証がない場合は、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものと考えられる。金融保証契約が導入時に純損益を通じた公正価値測定の指定をされない場合、又は IFRS 第9号の3.2.15項から3.2.23項及び B3.2.12項から B3.2.17項が適用されない場合は、その後、発行者はその金融保証契約を次のうちのいずれか高い方で測定する。すなわち、

(i) ~~IAS 第37号~~IFRS 第 X 号 [案] に従って算定した金額

...

## 実効金利

AG5 ~~〔削除〕~~ 場合によっては、金融資産は発生している貸倒損失を反映してディープ・ディスカウントで取得される。企業は、実効金利を計算する際に、このような発生している貸倒損失を見積キャッシュ・フローに含める。

AG6 ~~〔削除〕~~ 実効金利法を適用する際には、企業は一般に、実効金利の計算に含まれた、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントを、当該金融商品の予想残存期間にわたって償却する。しかし、手数料、授受されたポイント、取引

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

~~コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが、それよりも短い期間に関連したものである場合には、その期間を用いる。これは、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが関連している変数が、当該金融商品の予想される満期の前に市場金利に改定される場合に当てはまる。このような場合には、適切な償還期間は次の金利改定日までの期間である。例えば、変動金利の金融商品に係るプレミアム又はディスカウントが、金利が最後に支払われてから以降に当該金融商品について発生した金利、又は変動金利が市場金利に改定された以降の市場金利の変動を反映している場合には、次回に変動金利が市場金利に改定される日まで償却する。これは、次の金利改定日において、そのプレミアム又はディスカウントが関連している変数が市場金利に改定されるので、そのプレミアム又はディスカウントは次の金利改定日までの期間に関連するものであるからである。しかし、プレミアム又はディスカウントが、当該金融商品における特定された変動金利に上乗せされる信用スプレッド（又は市場金利に改定されない他の変数）の変動により生じた場合には、当該金融商品の予想残存期間にわたって償却する。~~

AG7 ~~〔削 除〕 変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払うべき元本に等しい額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは、その資産又は負債の帳簿価額に通常は重要な影響を与えない。~~

AG8 ~~〔削 除〕 企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産又は金融負債（あるいは金融商品のグループ）の帳簿価額を修正しなければならない。企業は、帳簿価額の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（又は、該当があれば、第92項に従って計算した改訂後の実効金利）で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。~~

...

### 取引コスト

AG13 ~~〔削 除〕 取引コストには、代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払う報酬及び手数料、規制当局及び証券取引所による賦課金、並びに取引税及び関税が含まれる。債券のプレミアム又はディスカウント、金融費用又は内部の管理コスト若しくは保有コストは、取引コストには含まれない。~~

### 償却原価で測定する金融資産の減損及び回収不能（第58項から第65項）

AG84 ~~〔削 除〕 償却原価で測定する金融資産の減損は、当該金融商品の当初の実効金利を用いて測定される。現在の市場金利で割り引くと、そうでなければ償却原価で測定される金融資産について、事実上、公正価値測定を強制することになるからである。償却原価で測定する金融資産について、借手又は発行体の財政的困難により再交渉又はその他の条件変更が行われた場合には、減損は条件変更前の当初の実効金利を用いて測定される。短期債権に關す~~

るキャッシュ・フローは、割引の影響が重要でない場合には割り引かない。償却原価で測定する金融資産が変動金利である場合には、第63項に従って減損損失を測定するための割引率は、契約により決定される現在の実効金利である。実務上の便法として、債権者は償却原価で測定する金融資産の減損を、観察可能な市場価格を用いた金融商品の公正価値に基づいて測定してもよい。担保付きの金融資産についての見積将来キャッシュ・フローの現在価値の計算には、抵当権実行の可能性が高いかどうかに関係なく、抵当権実行により生じ得るキャッシュ・フローから担保物件の取得及び売却のための費用を控除したものを反映する。

AG85 〔削除〕 減損を見積るための過程では、信用度の低い企業の信用リスクのみでなく、すべての信用エクスポージャーを考慮する。例えば、企業が内部格付けシステムを利用している場合には、重大な信用状態の悪化を反映している格付け等級のみでなく、すべての格付け等級を考慮する。

AG86 〔削除〕 減損損失の金額の見積りは、単一金額となる場合もあれば、可能な金額の範囲となる場合もある。後者の場合には、企業はその範囲内の最善の見積りに等しい減損損失を、報告期間の末日現在で存在している状況に関する、財務諸表の公表前に入手可能なすべての関連性のある情報を考慮に入れて認識する。

AG87 〔削除〕 減損の集会的検討の目的上、金融資産のグルーピングは、債務者が契約条件に従った要支払額の全額を支払う能力を示す信用リスク特性の類似に基づいて（例えば、資産の種類、業界、地理的場所、担保の種類、延滞状況、その他の関連する要因を考慮した信用リスク評価又は格付けプロセスに基づいて）行われる。ここで選択される特性は、検討の対象とされている資産の契約条件に従った要支払額の全額を債務者が支払う能力の指標となることにより、このような資産のグループに係る将来キャッシュ・フローの見積りに関連性のあるものである。しかし、(a)個々に減損の有無が検討され、減損が発見されなかった資産と、(b)個々には減損の検討を行っていない資産とでは、損失の確率その他の損失の統計がグループのレベルで異なり、その結果、異なる金額の減損が要求されることになる。企業が類似のリスク特性を有する資産のグループを有していない場合には、追加的な検討は行わない。

AG88 〔削除〕 グループのベースで認識された減損損失は、減損の集会的検討を行う金融資産のグループの中の個別の資産について減損損失が識別されるまでの中間的段階である。グループの中で個別に減損した資産に係る損失を具体的に識別する情報が利用可能になった時は、それらの資産はグループから除外される。

AG89 〔削除〕 減損の集会的評価を行う金融資産グループの将来キャッシュ・フローは、グループの中の資産と類似した信用リスク特性を有する資産の過去の貸倒実績に基づいて見積る。企業固有の貸倒実績がないか又は不十分な実績値しかない企業は、比較可能な金融資産グループについての同等のグループ実績を用いる。貸倒実績は、現在の観察可能なデータに基づいて修正を行い、実績の基礎となった期間には影響していなかった現在の状況の影響を反映し、実績期間における状況のうち現在では存在しない状況の影響を除去するようにする。将来キャッシュ・フローの変動の見積りは、期間ごとの関連する観察可能なデータ（例えば、失業率、不動産価格、商品価格、支払状況、その他の、グループに発生した損失とその大き

~~さを示す要因の変化)の変動を反映し、それと方向性において首尾一貫したものとする。将来キャッシュ・フローの見積りに用いる方法論及び仮定は、損失の見積りと実際の損失実績との相違を減らすために定期的に見直す。~~

AG90 ~~〔削 除〕 AG89項の適用例として、企業は、過去の実績に基づいて、クレジットカード・ローンに関する貸倒れの主な原因の1つは借手の死亡であると判断するかもしれない。企業は、死亡率は年ごとに変化していないことを観察するかもしれない。それでも、企業のクレジットカード・ローンの集団の中の借手の一部は、その年のうちに死亡していて、期末時点では企業は具体的にどの借手が死亡したのかを知らないとしても、それらの資産について減損損失が発生していることを示していることがある。これらの「発生しているが報告されていない」損失について減損損失を認識することは適切であろう。しかし、将来の期間において生じると見込まれる死亡についての減損損失を認識することは、必要な損失事象（借手の死亡）がまだ発生していないので、適切ではないであろう。~~

AG91 ~~〔削 除〕 将来キャッシュ・フローを見積る際に貸倒実績率を使用する場合には、貸倒実績率に関する情報が、その貸倒実績率が観察されたグループと整合した方法で定義されたグループに適用されることが重要である。したがって、使用される方法は、各グループを、信用リスク特性が類似した資産のグループにおける過去の貸倒実績に関する情報、及び現在の状況を反映する適切な観察可能なデータと、関連付けることができるものでなければならない。~~

AG92 ~~〔削 除〕 算式を基礎とするアプローチ又は統計的手法が第63項から第65項及びAG87項からAG91項の要求に合致している限りは、金融資産のグループ（例えば、少額の貸付金）における減損損失を算定するために、それらを使用してもよい。使用されるモデルは、貨幣の時間価値の影響を織り込み、資産の残り期間のすべてについてのキャッシュ・フローを考慮し、ポートフォリオの中の貸付金の年齢を考慮し、金融資産の当初認識時に減損損失を生じないものとする。~~

### 減損の認識後の金利収益

AG93 ~~〔削 除〕 金融資産又は類似する金融資産のグループが、減損損失の結果として評価減された場合には、その後の金利収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用した金利を用いて認識される。~~

## 審議会による 2013 年 3 月公表の「金融商品：予想信用損失」の承認

---

公開草案「金融商品：予想信用損失」は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーのうち13名により公表が承認された。クーパー氏は公表に反対票を投じた。彼の代替的見解は結論の根拠の後に示している。トーカー氏は、IASB に最近着任したばかりであることから棄権した。

ハンス・フーガーホースト

議長

イアン・マッキントッシュ

副議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

マルティン・エーデルマン

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

プラブハカー・カラバチェラ

パトリシア・マコーネル

鷺地 隆継

ダレル・スコット

徐 正雨

メアリー・トーカー

張 為国

## 設 例

これらの設例は、本基準 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。本基準 [案] の諸側面を例示しているが、解釈上の指針の提供を意図したものではない。

IE1 これらの設例は、本基準 [案] を適用する際に使用される可能性のある判断を例示する仮想的な状況を描いている。設例の一部の側面は実際の事実パターンにおいて存在する可能性があるが、本基準 [案] を適用する際には、具体的な事実パターンのすべての関連性のある事実及び状況を評価することが必要となる。

### 設例 1——明示的な「債務不履行の発生確率」(PD) アプローチを用いた 12 か月の予想信用損失の測定

IE2 企業 A が単一の貸付金を CU1,000,000 で組成する。同様の信用度の金融商品についての予想 (保有者固有のデータや業界データなどの最も関連性のある利用可能な情報を用いる)、借手の信用度、及び今後 12 か月の経済見通しを考慮に入れて、企業 A は、当該金融商品は今後 12 か月間に 0.5% の PD があると見積る。企業 A は、当該貸付金が債務不履行となった場合には総額での帳簿価額の 25% が失われると想定している (すなわち、債務不履行の場合の損失又は「LGD」)。企業 A は、損失評価引当金を 0.5% の 12 か月 PD を用いた 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。この計算は、債務不履行が生じない確率が 99.5% であることを暗示する。

12 か月の予想信用損失に係る損失評価引当金は、 $CU1,250 (0.5\% \times 25\% \times CU1,000,000)$  である。

IE3 企業 B が 1,000 件の貸付金のポートフォリオをそれぞれ CU1,000 で取得する (すなわち、合計で CU1,000,000)。企業 B は、当該ポートフォリオについて今後 12 か月間に 0.5% の PD があり、平均 LGD は 25% と見積る<sup>19</sup>。個々の項目でポートフォリオの特性と異なると識別されているものはないため、企業はポートフォリオの PD 及び LGD は各項目の PD 及び LGD に等しいと評価する。企業 B は、平均 0.5% の 12 か月 PD に基づく 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識する。この計算は、債務不履行が生じない確率が 99.5% であることを暗示する。

12 か月の予想信用損失に係る損失評価引当金は、 $CU1,250 (0.5\% \times 25\% \times CU1,000,000)$  である。

### 設例 2——損失率アプローチに基づく 12 か月の予想信用損失の測定

IE4 銀行 A が 100 件の個人ローンを合計の帳簿価額 CU500,000 で組成する。銀行 A は、ポートフォリオを借手グループ X 及び Y に区分する。これは借手が契約上支払うべき金額のす

<sup>19</sup> LGD は総額での帳簿価額の現在価値の一定割合を示すものであるため、この例では貨幣の時間価値を例示していない。

べてを支払う能力を示す共通のリスク特性を基礎としている。グループ X 及び Y は、帳簿価額のうちそれぞれ CU200,000 と CU300,000 を構成する。顧客ごとの元本額は、グループ X については CU4,000、グループ Y については CU6,000 である。取引コストはなく、融資契約には、オプション（例えば、期限前返済又はコール・オプション）、プレミアム又はディスカウント、支払われたポイント、その他の手数料はない。

IE5 銀行 A は、予想信用損失をグループ X 及び Y について損失率アプローチで見積る。損失率を算出するために、銀行 A は当該種類の貸付金についての自身の過去の債務不履行及び損失の実績のサンプルを考慮する。また、当該情報を現在の経済状況並びに将来の事象及び経済状況の合理的で裏付け可能な予測に関して更新する。

IE6 過去には、各グループの 50 件の貸付金の母集団について、グループ X の年平均は最初の年に 4 件の債務不履行、グループ Y の年平均は最初の年に 2 件の債務不履行であった。組成後最初の年に債務不履行となった貸付金の全体の契約期間にわたり、観察された信用損失の現在価値は、グループ X については CU12,000、グループ Y については CU8,000 であった。これにより、最初の年についての過去の損失率は、それぞれ 6% と 2.7% となっている。

|      | 標本中の顧客数 | 債務不履行となる顧客 1 件当たりの総額での帳簿価額の見積り | 債務不履行となる総額での帳簿価額の見積りの合計額 | 過去の債務不履行の年平均 | 債務不履行となる総額での帳簿価額の合計額の見積り | 観察された損失の現在価値 | 損失率   |
|------|---------|--------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------|-------|
| グループ | A       | B                              | C=A×B                    | D            | E=B×D                    | F            | G=F÷C |
| X    | 50      | CU4,000                        | CU200,000                | 4            | CU16,000                 | CU12,000     | 6%    |
| Y    | 50      | CU6,000                        | CU300,000                | 2            | CU12,000                 | CU8,000      | 2.7%  |

IE7 当報告日現在で、銀行 A は過去の率との比較での今後 12 か月間の債務不履行の増大を予想する。その結果、銀行 A は今後 12 か月間に、グループ X の 50 件の貸付金について 6 件の債務不履行、グループ Y の 50 件の貸付金について 4 件を見積る。顧客 1 件当たりの観察される信用損失の現在価値は、過去の 1 件当たりの損失と依然として整合的となると見積る。

IE8 予測に基づいて、銀行 A は、組成した 50 件の貸付金についての最初の年における予想信用損失を、それぞれ CU18,000 と CU16,000 と見積る。これにより、最初の年の損失率は、グループ X については 9%、グループ Y については 5.3% となる。

|      | 標本中の顧客数 | 債務不履行となる顧客 1 件当たりの総額での帳簿価額の見積り | 債務不履行となる総額での帳簿価額の見積りの合計額 | 過去の債務不履行の年平均 | 債務不履行となる総額での帳簿価額の合計額の見積り | 観察された損失の現在価値 | 損失率   |
|------|---------|--------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------|-------|
| グループ | A       | B                              | C=A×B                    | D            | E=B×D                    | F            | G=F÷C |
| X    | 50      | CU4,000                        | CU200,000                | 6            | CU24,000                 | CU18,000     | 9%    |
| Y    | 50      | CU6,000                        | CU300,000                | 4            | CU24,000                 | CU16,000     | 5.3%  |

IE9 銀行 A は、9%及び 5.3%の損失率を用いて、銀行 A が当期に組成したグループ X とグルー

プ Y のそれぞれにおける他の貸付金に係る 12 か月の予想信用損失を見積る。

### 設例 3——全期間の予想信用損失を認識する場合

- IE10 会社 Y は、さまざまなトランシェ（すべて 5 年の満期）を有する CU400 百万の優先保証付借入金と CU150 百万の劣後無保証債券（6 年の満期）で構成される資金調達構造を有している<sup>20</sup>。会社 Y は、貸借対照表上に CU50 百万の現金があり、未行使のリボルビング融資枠 CU30 百万も有している。会社 Y は外部の格付機関から投資不適格に格付けされている。
- IE11 銀行 X は、優先保証付貸付金の融資に参加しており、これは外部の格付機関の格付けを受けていない。組成時において、会社 Y のレバレッジは信用度が類似した発行者に比べて高いが、会社 Y は当該金融商品の存続期間について契約条項を満たすことができると予想された。さらに、収益及びキャッシュ・フローの生成は会社 Y の業界において優先融資枠の期間にわたり安定的であると予想された。会社 Y は 1 年当たり CU100 百万の営業利益を生み出すと予想され、事業の再構成には資金を使わないと予想された。しかし、組成時において、既存の事業の中で粗利益を成長させる能力に関して若干の事業リスクがあった。過去に、会社 Y は買収を通じた成長に重点を置いてきた。これにより現金準備が絶えず減少する結果となり、会社 Y が財務上のコミットメントを果たす能力を低下させてきた。
- IE12 当初認識時に、IE11 項に述べた考慮により、銀行 X は会社 Y に対する貸付金の信用リスクは低くはないと考える。むしろ、銀行 X は、経済状況及び会社 Y が晒されている事業リスク、並びに現金準備の枯渇が、会社 Y が財務上のコミットメントを果たす能力に深刻な影響を与え、優先保証付借入の債務不履行につながる可能性があるかと判断する。銀行 X は、損失評価引当金を、当初認識時に 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。当初認識時に高い信用リスクはあるが、当該貸付金は、組成した信用減損貸付金とは考えられない。当初認識時に減損の客観的証拠がないからである。
- IE13 会社 Y は、その後、事業計画を収益の生成に関しては 15% 下回り、正味キャッシュ・フローの生成に関しては 20% 下回った。マクロ経済的変動が全体の販売量に不利な影響を与えてきた。棚卸資産への支出が増加したが、期待された売上は実現していない。さらに、従来の予想と対照的に、会社 Y は買収した事業の再構成に資金を消費し続け、キャッシュ・アウトフローが増加した。流動性を高めるため、会社 Y は CU20 百万の優先リボルビング融資枠を行使して負債を増加させた。このため、会社 Y は、優先保証付融資枠の契約条項の違反に近づいている。最近、会社 Y の借入金及び劣後債券の公正価値が低下してきているが、格付け機関はまだ最新の動向に反応していない。
- IE14 銀行 X は、報告日時点における会社 Y に対する貸付金に係る信用リスクの全体的な評価を、当該見積りに関連性のあるすべての合理的に利用可能な情報を考慮に入れて行う。銀行 X は、仮に新たに当該貸付金を組成するとした場合には、当該貸付金に係る信用リスクが著しく増

<sup>20</sup> ローンに対する保証は、債務不履行が発生した場合に実現する損失に影響を与えるが、債務不履行の発生確率には影響を与えないので、損失評価引当金が 12 か月と全期間のいずれの予想信用損失と同額が要求されるのか（これは第 5 項により決定される）を判定する際には考慮されない。

大しているため、大きく異なる条件（例えば、金利がより高くなる）で行うことになるであろうと判断する。これは次のことを含めた要因により立証される。

- (a) マクロ経済環境の悪化が近い将来において継続する可能性があるという予想。これは会社 Y がキャッシュ・フローを生成してレバレッジを減少させる能力にさらに不利な影響を与えると予想される。
- (b) 経営者の当初の予測に反して、継続的なリストラクチャリング費用により事業にキャッシュ・アウトフローが引き続き生じている。銀行 X の考えでは、会社 Y はこうしたキャッシュ・アウトフローが続くことを防ぐことができない。
- (c) 会社 Y が契約条項への違反に近づいており、契約条項の改定が必要となる可能性がある。
- (d) 会社 Y の借入金の取引価格が、信用リスクの増大を反映して低下してきているという評価。この価格の低下は、市場環境（例えば、ベンチマーク金利、流動性など）の変化では説明されず、会社 Y の類似会社の価格付けとの追加的な比較により、会社 Y の借入金の価格の低下は会社固有の要因（例えば、一般的な市場の気分により生じた価格変動などではなく）により生じている可能性が高いことが示されている。
- (e) 格付機関は現在のところ反応していないが、会社 Y の格付けの引下げが予想されないわけではない。銀行 X はすでに、当該貸付金の内部的なリスク格付けを、利用可能な情報に基づいて、信用度の悪化を反映するために見直している。

IE15 会社 Y に対する優先保証付貸付金は、報告日現在で信用リスクは低くはなく、当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じている。したがって、銀行 X は、会社 Y に対する優先保証付貸付金について全期間の予想信用損失を認識する<sup>21</sup>。

#### 設例 4——全期間の予想信用損失を認識しない場合

IE16 会社 C は、グループの持株会社であり、優先保証付借入 CU1,000 百万がある（CU200 百万は未行使のリボルビング融資枠、CU300 百万は残存期間 2 年の証書貸付 A、CU500 百万は残存期間 3 年の優先無保証借入）。グループの営業利益は、当期末に CU350 百万に達すると予想される。会社 C は、CU100 百万の現金を保有している。組成時において、レバレッジは信用度が同様の他の発行者と一致しており、ローン A の存続期間についての予測によれば、会社のカバレッジ比率が債務不履行に至るまでの余裕は大きい。

IE17 会社 C は、景気循環のある製造業界で営業しており、現在は、収益及び営業利益創出の点で業界の景気循環の中程度の業績水準にある。業界の見通しは、海外需要の一層の増大が見込まれることから上向きである。しかし、インプットの価格の変動性が高い。さらに、過去に会社 C は外部的な成長に重点を置き、関連セクターの会社への過半数の持分を取得してきた。その結果、グループの構造は複雑で変更が多く、投資者がグループの業績予想を分析するこ

<sup>21</sup> 第 5 項における要件の評価により決定される。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

とや持株会社のレベルで利用可能となる現金を予測することが困難になっている。レバレッジは許容できる水準にあるが、債権者は、現在の融資が満期までの期間が短いことから、会社 C が負債を借り換える能力に懸念を抱いている。会社 C が事業子会社から受け取る配当を使用して金利を支払う能力に関しても懸念がある。この懸念は、会社 C の積極的な買収戦略により増大している。

- IE18 銀行 B は証書貸付 A に参加している。銀行 B は、自身の内部的な格付け方法を適用して信用リスクを管理し、具体的な内部格付けスコアを貸付金に割り当てている。銀行 B の内部的な格付け区分は、過去、現在及び将来予測の情報に基づいており、貸付金の残存期間についての信用度を反映している。当初認識時に、銀行 B は、当該貸付金は相当の信用リスクに晒されており、投機的な要素があり、会社 C に影響を与える不確実性（グループの資金創出の不確実な見通しを含む）により債務不履行が生じる可能性があると判断する。銀行 B は、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を当初認識時に認識する。当該貸付金には当初認識時に減損の客観的証拠がないからである。
- IE19 当初認識後に、会社 C は 5 つの主要な子会社のうち 3 つについて、売上高が市場の状況により 15% 下落したと発表した。他の 2 つの子会社の売上高は安定的であった。会社 C は、子会社を 1 つの主要な事業子会社の下に合理化するという事業再編も発表した（すなわち、持株会社ではなく事業会社が子会社の所有者となる）。このリストラクチャリングは、既存の債務の借換えの柔軟性と子会社が会社 C に配当を支払う能力を高めることになる。
- IE20 銀行 B が新たに当該貸付金を組成するとした場合、信用リスクは増大しているものの、著しく異なる条件（金利や契約条項など）で行うことはないであろう。すべての合理的に利用可能で裏付け可能な情報を考慮して、銀行 B は、貸付金 A についての債務不履行の発生確率に影響を与えるいくつかの指標の悪化はあるが、以下の理由で、その下落は重大ではないと判断する。
- (a) 売上高の減少は、業界の景気循環全体の中で予想される範囲の中である。
  - (b) 事業子会社における既存の債務の借換えの柔軟性の増大や、会社 C にとっての配当の利用可能性の増大を考慮して、銀行 B は、この事業再編は信用を増大させるものと見ている。これは、持株会社において既存の債務を借り換える能力に関して若干の懸念があるにもかかわらずである。
  - (c) 銀行 B の信用リスク部門（会社 C を監視している）は、最新の動向は内部的な格付けの変更を正当化するのに十分なほど重大ではないと考えている。
- IE21 会社 C は債務不履行につながる可能性のある不利な状況に晒されているが、銀行 B は、当初認識以降の信用リスクの増大は著しいものではないと評価している。その結果、銀行 B は証書貸付 A について全期間の予想信用損失を認識しない。しかし、12 か月の予想信用損失の見積りを、今後 12 か月間の債務不履行の発生確率の増大と、債務不履行が発生したとした場合に生じるであろう信用損失の現在の予想に関して見直す。

## 設例 5—十分な担保のある債務

- IE22 会社 H は、3つの私立病院を所有し運営している。3つの不動産資産（病院）の資金は、銀行 Z からの期間 5 年の借入で賄われており、融資比率（LTV）は 50%である。3つの資産の価値が CU800 百万で、借入金の名目価額が組成時に CU400 百万である。当該借入金は、不動産資産に対する第一位の担保で保証されている。
- IE23 病院の収益及び営業利益は、過去 5 年間にわたり一貫して増加してきた。組成時に、銀行 Z は、当該貸付金の信用リスクは低いと判断している。信用リスクが低いとする理由は、債務不履行が差し迫っておらず、不利な経済状況又は状況変化は、せいぜい、借手が当該債務に関する財務上のコミットメントを果たす能力を弱める可能性があるだけだからである。
- IE24 サービスの質を高めるため、各病院の主要部分の改装が最近開始されている。これにより、入院患者の治療が約 10%減少した。
- IE25 最近、病院での需要の水準が抑制されている。経済不況により国際的な入院患者の数が 20%以上減少した。さらに、私立病院で一般患者の治療を要求する規制が導入されるリスクがある。この変更は、収益及び営業利益にさらに不利な影響を与える可能性がある。病院の運営へのこうした不利な影響は、重大で継続的なものとなる可能性がある。
- IE26 こうした最近の事象の結果、フリー・キャッシュ・フローが減少する見込みで、計画している借入金返済のカバレッジが窮屈になる可能性がある。銀行 Z は、キャッシュ・フローがさらに悪化すると、融資契約に基づく債務不履行事象が生じる可能性が高いと見積っている。
- IE27 最近の第三者の鑑定評価では、3つの不動産は約 CU600 百万と評価された。現在の融資残高は依然として CU400 百万であり、この結果、現在の LTV 比率は 66%となっている。
- IE28 銀行 Z の全体的な評価では、当該貸付金に係る信用リスクは、報告日現在では低くはない。むしろ、当該貸付金は報告日現在では相当の信用リスクに晒されている。キャッシュ・フローがさらに悪化すると、融資契約で定めている債務不履行事象が生じる可能性があるからである。その結果、銀行 Z は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していると判断する。銀行 Z は、債務不履行が発生したとしても信用損失は生じないと予想している（すなわち、LGD はゼロ%と評価している）が、担保への遡求を生じる債務不履行の発生確率が著しく増大している。したがって、銀行 Z は、当該貸付金について全期間の予想信用損失を認識する。全期間の予想信用損失を認識しなければならないが、その金額はゼロである。当該貸付金は保有している担保を通じて全額が回収可能と見込まれるからである。

## 設例 6—投資適格の公募社債

- IE29 会社 A は、大手の上場している全国的な物流会社である。資本構成における唯一の債務は、5 年の公募社債である。社債契約による唯一の制限は、追加的な借入の制限である。会社 A は株主に四半期ごとに報告を行う。会社 B は、多数の公募社債投資者の 1 つであり、当該社債の名目金額の一部を保有している。会社 B は、当初の信用評価として、当該債券の信用リスクは低いと評価している。会社 A が財務上のコミットメントを果たす能力は非常に強固

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

で、当該社債は取得時には投資適格の格付けであった。会社 B は損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で認識する（当該貸付金は購入した信用減損金融資産の定義に該当しないため）。

- IE30 主要な信用上の懸念は、販売数量の合計が絶えず圧迫されていて、営業キャッシュ・フローの減少が生じていることである。
- IE31 会社 B は四半期の公開情報のみによ拠しており、未公開の信用情報へのアクセスを有していない（双務的な融資者ではなく債券投資者であるため）ので、信用リスクの変動の評価は、公開されている発表及び情報と結びついている。これには格付け機関からのプレスリリースの中の信用見通しが含まれる。
- IE32 当初認識後に、会社 B は、債券の信用リスクが低いかどうかを、すべての合理的に利用可能で裏付け可能な情報を用いて、再び評価する。この評価を行う際に、会社 B は、当該債券の内部的な格付けは、次の理由により、投資適格に相当するものではないと判断する。
- (a) 会社 A の最新の四半期報告書により、前四半期比で収益が 20%減少し、営業利益が 12%減少したことが明らかになった。
  - (b) 格付け機関が会社 A による利益の警告に否定的に反応しており、検討中の信用格付けについて投資適格から投資非適格への格下げの可能性を検討している。
  - (c) 債券価格も著しく下落し、満期までの利回りが高まっている。会社 B は、債券価格は発行者の信用度の悪化により下落していると評価している。これは、市場環境が変化しておらず（例えば、ベンチマーク金利、流動性など）、同業他社の債券価格との比較から見ると、下落はおそらく会社固有であることが示されている（例えば、一般的な市場の気分による価格変動などではなく）。
- IE33 会社 A は現時点ではコミットメントを果たす能力を有しているが、不利な事業状況及び経済状況に晒されていることから生じている大きな不確実性により、当該債券の債務不履行に至る可能性がある。IE32 項に記述した要因の結果として、会社 B は、当該債券は報告日時点では信用リスクが低くないと評価している。会社 B は、信用リスクが当初認識後以降に著しく増大していると判断する。したがって、会社 B は、損失評価引当金を当該債券についての全期間の予想信用損失と同額で認識する。

### 設例 7—クレジットカードのポートフォリオ

---

- IE34 銀行 A は、地域の百貨店と提携したクレジットカードを提供している。このクレジットカードは、1 日の通告期間で解約可能である。百貨店は、合意された与信要件に従ってクレジットカードを組成する。行動スコアは、クレジットカードが当初の 6 か月間有効となっていた後にはじめて算定でき、その結果、仮組成スコアがこの当初の期間にわたる行動与信スコアから算定される。組成時には与信スコアは算定されないため、銀行 A は、行動スコアが算定できるようになるまでは、期日経過の状況を信用リスクの主たる指標として使用する。

## 自動化したスコアリングのプロセスを用いた信用リスクの著しい増大の判定

- IE35 各報告日において、銀行 A は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったのかどうかを、次のような要因を織り込んだ行動スコアリングのプロセスにより判定することができる。
- (a) 与信限度の利用
  - (b) 毎月の支払の水準、特に、「トランザクター」(すなわち、残高の全額を毎月払い切る人々)と「リボルバー」(すなわち、通常は所要の最低月額を支払うのみで、残った残高に金利を発生させている人々)とを区別する。
  - (c) 過去の限度超過
  - (d) 過去の期日経過の状況
- IE36 自動化したプロセスにより、銀行 A は顧客が債務不履行となる確率を算定できる。
- IE37 各報告期間末に、銀行 A は債務不履行の発生確率を仮組成スコアと比較して、信用リスクの著しい増大があったのかどうかを判断する。

## 予想信用損失の認識及び測定

- IE38 当初認識時に、銀行 A は損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。その後の期間において、銀行 A は、損失評価引当金を、信用リスクの著しい増大があった顧客の行使金額については全期間の予想信用損失と同額で、他のすべての顧客の行使金額については 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。

## 未行使金額に係る負債

- IE39 クレジットカードの通告期間が 1 日であり、その後は銀行 A が追加的な与信を行うコミットメントを取り消すことができるため、銀行 A はこの 1 日の期間にわたり与信を行う現在の契約上の義務がある。銀行 A はクレジットカードについて解約権を行使するとは予想していないが、報告日において、未行使の融資枠を 1 日だけ利用可能にする現在の契約上の義務を有しているだけである。銀行 A は、この 1 日のコミットメント期間及び返済期間にわたる利用見込みを算定して、引当金を認識すべき予想信用損失を算定する。

## 経済状況の悪化

- IE40 その後の報告期間中に、経済状況が悪化し、銀行 A は失業率の著しい増大を予想する。その結果、銀行 A はクレジットカードの債務不履行の増加を予想する。失業による信用リスクの著しい増大は、一般的には行動スコアリングのプロセスで検出される。これは、クレジットカードの使用の増加や、クレジットカードの限度額に近付くか又は超過した顧客の増加と、「トランザクター」から「リボルバー」への変化との組合せによる。行動スコアリングのプロセスは、報告日の時点ではこうした債務不履行の増大の予想をまだ反映していないが、銀行 A は、将来予測的な情報を予想信用損失の見積りに織り込む。
- IE41 しかし、この将来予測的な情報は個別の顧客に帰属させることはできず、ポートフォリオ全

体と関連付けられる。クレジットカードのポートフォリオは引き続き共通のリスク特性を有しているため、銀行 A は引き続きポートフォリオを集合的な（ポートフォリオの）ベースで評価し、新たに組成した金融商品を除いて、当初認識以降にポートフォリオの信用リスクの著しい増大があったと判断する。その結果、銀行 A は、損失評価引当金の測定を全期間の予想信用損失に変更する。

## 設例 8——住宅ローンのポートフォリオ

- IE42 銀行 ABC は、3 つの異なる地域で住宅用不動産の購入資金となる住宅ローンを提供している。住宅ローンは広範囲の LTV 要件と広範囲の所得グループにわたって組成される。
- IE43 銀行 ABC は、信用スコアに基づいて受入要件を設けており、信用スコアが「受入レベル」を上回るローンは、借手が契約上の支払義務を果たすことができると考えられるため、承認される。新規の住宅ローンを組成する際に、銀行 ABC は信用スコアを使用して、当初認識時における債務不履行の発生確率を算定する。
- IE44 当報告期間中に経済状況がすべての地域において著しく悪化している。失業率が上昇し、住宅用不動産の価値が下落しており、LTV 比率の増大が生じている。銀行 ABC は、住宅ローンのポートフォリオに係る債務不履行の率の増加も予想している。

### 地域 1

- IE45 地域 1 では、銀行 ABC は住宅ローンのそれぞれを自動化した行動スコアリングのプロセスにより月次で評価する。スコアリングのモデルが基礎とするのは、現在及び過去の期日経過の状況、顧客の負債の水準、LTV 比率、銀行 ABC との他のローンについての顧客の行動、ローンの規模、ローンの組成後の経過期間である。
- IE46 銀行 ABC には、不動産の価値と住宅ローンの債務不履行の率との間の強い相関を示す過去データがある。すなわち、不動産の価値が下落すると、顧客は予定された住宅ローンの返済を行う経済的誘因が低くなり、返済の誘因の減少により債務不履行の発生確率が増加する。銀行 ABC は、現在の LTV 指標を、各郵便番号地域の最近の売却を用いて不動産価値の再見積りを行う自動化されたプロセスを通じて、定期的に更新する。行動スコアリング・モデルにおける LTV の測定値の影響を通じ、不動産価値の下落によるリスクの増大は行動スコアを正確に反映する。
- IE47 この地域におけるそれぞれのローンについて、銀行 ABC は、債務不履行の発生確率を、行動スコア及び期日経過の状況を監視することにより評価する。銀行 ABC は、行動スコアの著しい低下があった場合又は住宅ローンが 30 日超の期日経過となった場合には、信用リスクの著しい増大があったと考える。これらの要件のいずれかに該当するローンについては、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金が認識される。
- IE48 銀行 ABC は、損失評価引当金の測定を、損失の重大さ（すなわち、LGD）を見積るために LTV 指標を用いることにより行う。LTV 指標が高いほど、他の条件が同じであれば、予想信用損失は高くなる。

## その後の経済状況の改善

IE49 翌報告期間において経済状況が改善して、組成時のスコアと比較して行動スコアにより測定した信用リスクの著しい増大がなくなっており、住宅ローンが 30 日超の期日経過ではなくなっている場合には、予想信用損失に係る引当金は、12 か月の予想信用損失と同額まで減額される。

## 地域 2 及び 3

IE50 地域 2 及び地域 3 では、銀行 ABC は自動化したスコアリングの能力を有していない。その代わりに、銀行 ABC は期日経過の状況を通じて債務不履行の発生確率を追跡する。30 日超の期日経過のあるすべてのローンについて、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識する。銀行 ABC は期日経過状況の情報を唯一の借手固有の情報として使用するが、過大な労力又はコストなしに利用可能な他の将来予測的な情報も考慮して、全期間の予想信用損失を IE51 項及び IE52 項に記述する期日経過が 30 日以内の貸付金について認識すべきかどうかを評価する。

IE51 地域 2 は、石炭及び関連製品の輸出に大きく依存している鉱山地域を含んでいる。これらのローンは報告日現在で信用リスクが低いとは考えられない。銀行 ABC は、石炭の輸出の大幅な減少に気付いており、いくつかの炭鉱の閉鎖を予想している。炭鉱に依存しているこれらの地域の借手への住宅ローンに係る債務不履行の発生確率が著しく増大していると判断されるので、銀行 ABC は、雇用の主たる源泉として炭鉱に依存している顧客を識別するために、住宅ローンのポートフォリオを区分けする。こうした住宅ローンについて、銀行 ABC は、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識する一方、他のすべての住宅ローンについては引き続き 12 か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識する。しかし、この地域社会で炭鉱に依存している借手に対する新規に組成したローンは、12 か月の予想信用損失と同額の信用評価引当金となる。当初認識以降に信用リスクの著しい増大を経験していないからである。

IE52 地域 3 では、銀行 ABC は、金利の上昇の結果として、債務不履行の発生確率の増加、したがって信用リスクの増大を予想している。過去には、金利の上昇が地域 3 における住宅ローンに係る将来の債務不履行の先導指標となっていた。金利の上昇の結果として、銀行 ABC は地域 3 における住宅ローンに係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していると判断する。地域 3 におけるローンは、報告日現在で信用リスクが低いとは考えられない。銀行 ABC は、債務不履行の発生確率の増大を住宅ローンのポートフォリオの個別のセグメントに帰属させることはできず、地域 3 において発行したすべての住宅ローンについて全期間の予想信用損失を認識する。

## 設例 9——条件変更

IE53 銀行 A は 4 年の貸付金を組成し、それは元本の全額を満期時に返済することを要求している。元本金額は CU1,000 で金利は年 5% である。実効金利は 5% である。

IE54 当初認識時（期間 1）に、銀行 A は損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で認識

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

する。当該貸付金は購入又は組成した信用減損金融資産ではないからである。損失評価引当金の残高は CU1 である。

- IE55** 続く年度（期間 2）において、銀行 A は当該貸付金に係る信用リスクが著しく増大していると判断する。また、当該貸付金は報告日現在で信用リスクが低くはない。この増大の結果、銀行 A は当該貸付金について全期間の予想信用損失を認識する。損失評価引当金の残高は CU98 である。
- IE56** 第 3 年度（期間 3）の期首に、銀行 A は当該貸付金に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更を行う。当該貸付金の当初の契約条件により期限が到来していた元本を減額し、融資期間を合計 6 年に延長した。この条件変更は当該貸付金の認識の中止を生じない。
- IE57** この条件変更の結果、銀行 A に条件変更損失 CU300 が生じる。これは当該貸付金の総額での帳簿価額と条件変更後の利息及び元本の支払を当該貸付金の実効金利で割り引いた現在価値との差額である。銀行 A は当該貸付金の総額での帳簿価額に対してリストラクチャリング損失を認識し、帳簿価額を CU700 に減額し、条件変更損失 CU300 を純損益に認識する。
- IE58** 銀行 A は、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを考慮に入れて、損失評価引当金の再測定もしなければならず、当該貸付金に係る損失評価引当金を引き続き全期間の予想信用損失と同額で認識しなければならないのかどうかを評価しなければならない。銀行 A は、現在の信用リスクを条件変更後のキャッシュ・フローを考慮に入れて評価し、それを当初の（条件変更前の）キャッシュ・フローに係る当初認識時の信用リスクと比較する。銀行 A は、信用度の悪化は依然として著しいと判断し、損失評価引当金を引き続き全期間の予想信用損失と同額（報告日現在で CU156）で測定する。
- IE59** 銀行 A は、借手の財政上の困難に関連して、それがなければ与えなかったであろう譲歩を借手に与えているので、当該貸付金には減損の客観的証拠がある。銀行 A は償却原価に対して計算した金利収益を、条件変更後の期間において表示する。

| 期間 | 期首の総額での帳簿価額 | 減損(損失)/利得 | 条件変更(損失)/利得 | 金利収益              | キャッシュ・フロー | 期末の総額での帳簿価額   | 損失評価引当金 | 期末の償却原価金額 |
|----|-------------|-----------|-------------|-------------------|-----------|---------------|---------|-----------|
|    | A           | B         | C           | D<br>総額: F<br>×5% | E         | F=A+C<br>+D-E | G       | H=F-G     |
| 1  | CU1,000     | (CU1)     |             | CU50              | CU50      | CU1,000       | CU1     | CU999     |
| 2  | CU1,000     | (CU97)    |             | CU50              | CU50      | CU1,000       | CU98    | CU902     |
| 3  | CU1,000     | (CU58)    | (CU300)     | CU35              | CU35      | CU700         | CU156   | CU544     |

- IE60** 満期までのその後の各報告日において、銀行 A は、信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価を、当該貸付金の当初認識時の信用リスク（当初の、条件変更前のキャッシュ・フローに基づく）と報告日現在の信用リスク（条件変更後のキャッシュ・フローに基づく）とを比較することにより行い、当該貸付金の信用リスクが低いかどうかを評価する。銀行 A は、

償却原価に対する金利収益の計算が依然として適用可能なのかも評価する。

- IE61 当該貸付金の条件変更の 24 か月後に、借手が条件変更日における予想と比較して業績が事業計画を大きく上回った。さらに、事業の見通しが以前よりも上向きになっている。流動性も改善して、借手が銀行 A に対する名目エクスポージャーについて CU200 の自発的な期限前返済を行うまでになった。すべての合理的に利用可能な情報の評価により、当該貸付金に係る全体的なリスクが低下し、信用度が改善したことが示されており、このため銀行 A は借手の内部的な信用格付けを修正する。これらの改善は条件変更後に発生し、予想信用損失の減少を生じさせているので、金利収益はもはや償却原価金額に対して計算しない。銀行 A は再び総額での帳簿価額に対して金利収益を計算する。しかし、この時点で信用リスクは低いとは考えられず、信用リスクは依然として当初認識以降に著しく増大していると考えられる。したがって、銀行 A は引き続き損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する。
- IE62 借手は、期限前返済の 12 か月後に、業績が引き続き事業計画を上回り、見通しも継続的に上向きである。全体的な進展が良好であることから、銀行 A は状況を再判定して、すべての合理的に利用可能な情報を用いて、当該貸付金の信用リスクは組成時の水準まで低下した結論を下す。当該借入金のもはや、当初認識以降の信用リスクの著しい悪化がなくなっている。その結果、銀行 A は再び、損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で測定する。

#### 設例 10—強制的に FVOCI で測定される負債性金融商品

- IE63 ある企業が、20X0 年 1 月 1 日に公正価値が CU1,000 の負債性金融商品を購入し、当該負債性金融商品を、強制的に FVOCI で測定されるものに分類する。当該金融商品は、10 年の契約期間にわたり、市場関連の金利である 5%の金利が付いており、実効金利は 5%である。当初認識時に、企業は、当該資産は信用減損していないと判断する。企業は、減損損失を純損益に 12 か月の予想信用損失 CU20 と同額で認識する。当該負債性金融商品及び予想信用損失を 20X0 年 1 月 1 日に認識する仕訳は、次のようになる。

|            | 借方      | 貸方      |
|------------|---------|---------|
| 金融資産—FVOCI | CU1,000 |         |
| 現金         |         | CU1,000 |
| 減損（純損益）    | CU20    |         |
| その他の包括利益   |         | CU20    |

- IE64 「損失評価引当金」の金額 CU20 について開示が提供される<sup>22</sup>。
- IE65 20X0 年 12 月 31 日（報告日）に、当該負債性金融商品の公正価値が、市場金利の変動及び予想信用損失の増大の結果として、CU950 に減少した。企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はなかったと判断し、予想信用損失を 12 か月の予想信用損失と同額で測定

<sup>22</sup> 財政状態計算書における損失評価引当金の残高の表示は禁止されている（ED 2012/4 「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」参照。そこでは IFRS 第 7 号に第 16A 項を追加することを提案している）。しかし、「損失評価引当金」の情報の開示は依然として要求されている。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

することが依然として適切だと判断する。しかし、予想信用損失が CU10（すなわち、CU20 から CU30 に）増加している<sup>23</sup>。予想信用損失の増加及び当該金融商品の公正価値の変動を認識する仕訳は、次のようになる。

|            | 借方   | 貸方   |
|------------|------|------|
| 減損（純損益）    | CU10 |      |
| その他の包括利益   | CU40 |      |
| 金融資産—FVOCI |      | CU50 |

IE66 減損累計額（「損失評価引当金」）CU30 について開示が提供される。

IE67 20X1 年 1 月 1 日に、企業は当該負債性金融商品を CU950（同日現在の公正価値）で売却することを決定する。当該負債性金融商品の認識の中止を行い、その他の包括利益に累積していた利得及び損失を振り替える仕訳は、次のようになる。

|            | 借方    | 貸方    |
|------------|-------|-------|
| 現金         | CU950 |       |
| 金融資産—FVOCI |       | CU950 |
| 売却損（純損益）   | CU20  |       |
| その他の包括利益   |       | CU20  |

### 設例 11——短期の営業債権

IE68 製造会社である会社 M は、20XX 年に CU30 百万の営業債権のポートフォリオを有しており、1つの地域でのみ営業している。当該営業債権は、顧客が契約条件に従って支払うべきすべての金額を支払う能力を示す共通のリスク特性により区分されている。当該営業債権の大多数は、満期が 1 年以内で、IAS 第 18 号「収益」に従って重大な財務要素を有していない。顧客ベースは多数の小口顧客で構成されている。

IE69 このポートフォリオについての予想信用損失を算定するために、会社 M は引当マトリクスを使用する。この引当マトリクスは、営業債権の存続期間にわたっての会社 M の過去の観察された債務不履行率に基づいており、将来予測的な見積り（翌年度中の経済環境の悪化の確率を含む）による追加的な調整を加えている。毎報告日において、過去の観察された債務不履行率を更新し、将来予測的な見積りの変化を分析する。

IE70 このベースで、会社 M は次のような引当マトリクスを見積る。

|                 | 期日経過<br>なし | 1—30 日の期<br>日経過 | 31—60 日の<br>期日経過 | 61—90 日の<br>期日経過 | 90 日超の<br>期日経過 |
|-----------------|------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|
| 全期間の予想<br>信用損失率 | 0.3%       | 1.6%            | 3.6%             | 6.6%             | 10.6%          |

<sup>23</sup> 単純化のため、金利収益の受取りについての仕訳は示していない。

IE71 多数の小口顧客からの営業債権は CU30 百万で、引当マトリクスを用いて測定される。

|              | 総額での帳簿価額            | 全期間の予想信用損失引当金    |
|--------------|---------------------|------------------|
| 期日経過なし       | CU15,000,000        | CU45,000         |
| 1-30 日の期日経過  | CU7,500,000         | CU120,000        |
| 31-60 日の期日経過 | CU4,000,000         | CU144,000        |
| 61-90 日の期日経過 | CU2,500,000         | CU165,000        |
| 90 日超の期日経過   | CU1,000,000         | CU106,000        |
|              | <b>CU30,000,000</b> | <b>CU580,000</b> |

### 設例 12——開示：調整表

IE72 下記の設例は、第 35 項で示している開示要求を適用する 1 つの方法を例示している。下記の調整表は、当初認識時に減損の客観的証拠がある金融資産についての要求事項を例示しておらず、開示をクラスごとに集計していない。

| 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で測定している資産の総額での帳簿価額の調整表 | 20XX 年<br>単位 '000 |
|--|-------------------|
|  | CU                |
| 1 月 1 日現在の総額での帳簿価額                             | 112,500           |
| 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額とするように変更した金融資産         | 3,200             |
| 損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額とするように変更した金融資産            | (8,500)           |
| 実効金利法を用いた金利収益                                  | 5,650             |
| 元本及び利息の返済                                      | (29,500)          |
| 新たに組成又は購入した金融資産                                | 20,600            |
| 過去に直接償却した金額の回収                                 | 650               |
| 外国為替及びその他の変動                                   | (1,400)           |
| 12 月 31 日現在                                    | 103,200           |

| 12 か月の予想信用損失で測定している損失評価引当金 | 20XX 年<br>単位 '000 |
|----------------------------|-------------------|
|                            | CU                |
| 1 月 1 日現在の損失評価引当金          | 5,400             |
| 純損益に計上した金額                 | 800               |
| その他の変動                     | (400)             |
| 12 月 31 日現在                | 5,800             |

FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

| 損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定している資産の総額での<br>帳簿価額の調整表 | 20XX 年<br>単位 '000 |
|---|-------------------|
|   | CU                |
| 1 月 1 日現在の総額での帳簿価額                              | 45,000            |
| 損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額とするように変更した金融資産             | 8,500             |
| 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額とするように変更した金融資産          | (3,200)           |
| 実効金利法を用いた金利収益                                   | 4,250             |
| 元本及び利息の返済                                       | (3,400)           |
| 直接償却した金額  | (2,000)           |
| キャッシュ・フローの条件変更                                  | (600)             |
| 過去に直接償却した金額の回収                                  | 450               |
| その他の変動  | (750)             |
| 12 月 31 日現在                                     | 48,250            |

| 全期間の予想信用損失で測定している損失評価引当金 | 20XX 年<br>単位 '000 |
|--------------------------|-------------------|
|                          | CU                |
| 1 月 1 日現在の損失評価引当金        | 13,500            |
| 直接償却した金額                 | (2,000)           |
| 純損益に計上した金額               | 3,900             |
| その他の変動                   | 100               |
| 12 月 31 日現在              | 15,500            |

### 設例 13—開示：リスク・プロファイル

IE73 下記の例は、第 44 項の開示要求の適用の様式を例示している。

#### 消費者ローンに係る総額での帳簿価額の信用リスク・プロファイル（内部格付け別及び関連する損失評価引当金別）

| 20XX 年  | 顧客—クレジットカード |        | 顧客—自動車    |        |
|---------|-------------|--------|-----------|--------|
|         | 全期間         | 12 か月  | 全期間       | 12 か月  |
| 内部格付け 1 | CU xx,xxx   | xx,xxx | CU xx,xxx | xx,xxx |
| 内部格付け 2 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 3 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 4 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 5 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 6 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 7 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 内部格付け 8 | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 合 計     | xx,xxx      | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |

#### 企業ローンに係る総額での帳簿価額の信用リスク・プロファイル（外部格付け別及び関連する損失評価引当金別）

| 20XX 年 | 企業—設備     |        | 企業—建設     |        |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|        | 全期間       | 12 か月  | 全期間       | 12 か月  |
| AAA    | CU xx,xxx | xx,xxx | CU xx,xxx | xx,xxx |
| AA     | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| A      | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| BBB    | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| BB     | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| B      | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| CCC    | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| CC     | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| C      | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| D      | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 合 計    | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

## 企業ローンに係る総額での帳簿価額の信用リスク・プロファイル（債務不履行確率別及び関連する損失評価引当金別）

|             | 企業—無保証    |        | 企業—保証付    |        |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|
|             | 全期間       | 12 か月  | 全期間       | 12 か月  |
| 0.00—0.10   | CU xx,xxx | xx,xxx | CU xx,xxx | xx,xxx |
| 0.11—0.40   | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 0.41—1.00   | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 1.01—3.00   | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 3.01—6.00   | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 6.01—11.00  | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 11.01—17.00 | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 17.01—25.00 | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 25.01—50.00 | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 50.01+      | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |
| 合 計         | xx,xxx    | xx,xxx | xx,xxx    | xx,xxx |

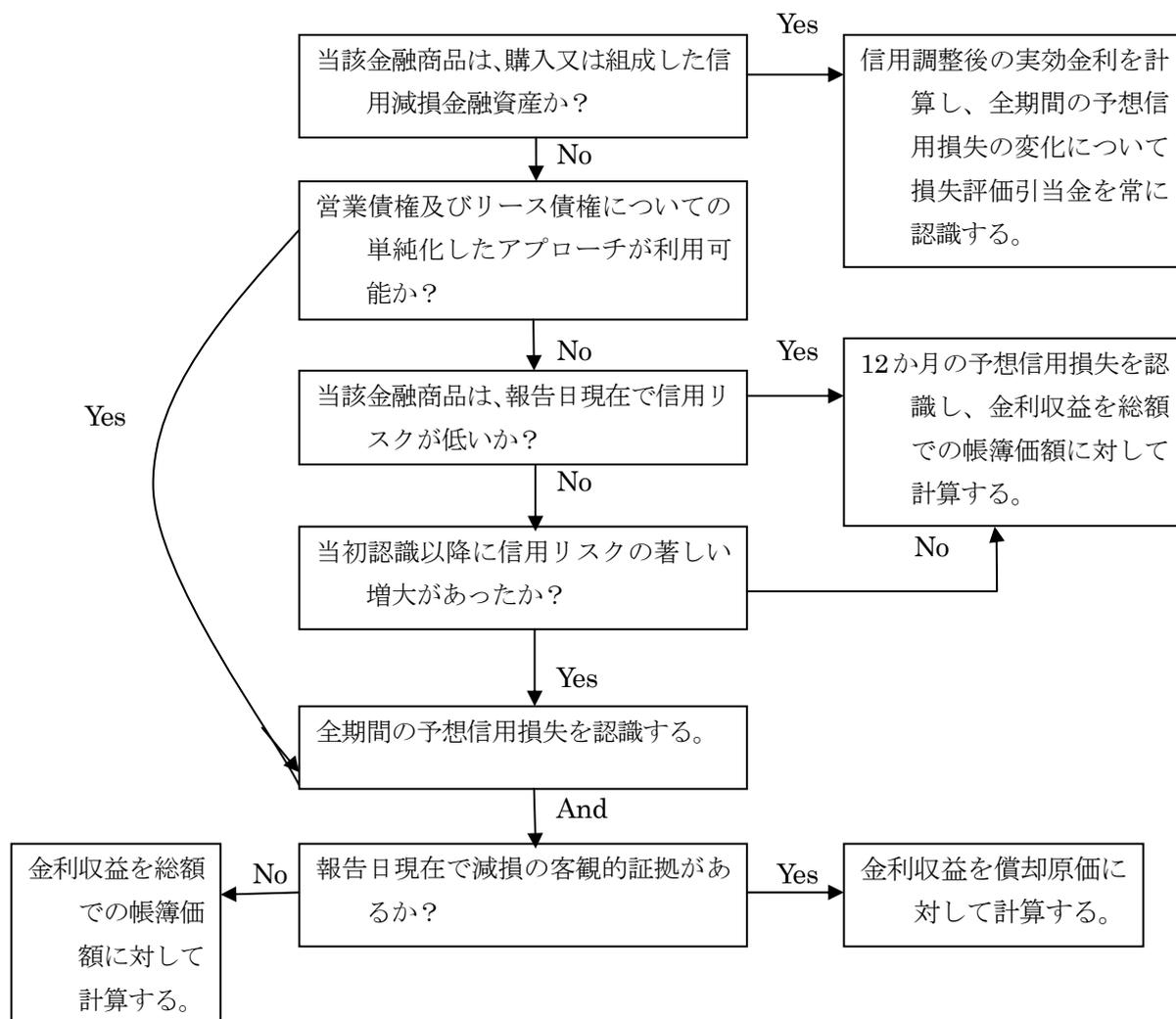
IE74 企業 A は、自動車を製造し、ディーラーと最終顧客の両方に金融を提供している。企業 A はディーラー金融と顧客金融を別個のクラスの金融商品として開示し、営業債権に単純化したアプローチを適用しているため、損失評価引当金は常に全期間の予想信用損失と同額で測定される。下記の表は、引当マトリクスを単純化したアプローチにおけるリスク・プロファイルの開示として使用する場合を例示している。

| 20XX 年 単位 '000          | 営業債権 期日経過日数 |         |       |       |          |
|-------------------------|-------------|---------|-------|-------|----------|
|                         | 当月          | 30 日超   | 60 日超 | 90 日超 | 合 計      |
| <b>ディーラー金融</b>          |             |         |       |       |          |
| 予想信用損失率                 | 0.10%       | 2%      | 5%    | 13%   |          |
| 債務不履行となる総額での帳簿価額の合計の見積り | CU20,777    | CU1,416 | CU673 | CU235 | CU23,101 |
| 全期間の予想信用損失—<br>ディーラー金融  | CU21        | CU28    | CU34  | CU31  | CU114    |
| <b>顧客金融</b>             |             |         |       |       |          |
| 予想信用損失率                 | 0.20%       | 3%      | 8%    | 15%   |          |
| 債務不履行となる総額での帳簿価額の合計の見積り | CU19,222    | CU2,010 | CU301 | CU154 | CU21,687 |
| 全期間の予想信用損失—<br>顧客金融     | CU38        | CU60    | CU24  | CU23  | CU145    |

## 提案している予想信用損失モデルの例示

この例示は本基準 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### 主要な提案の報告日における適用



## 目次

開始ページ

## 公開草案「金融商品：予想信用損失」に関する結論の根拠

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| はじめに                     | BC1   |
| 背景                       | BC4   |
| 予想信用損失モデルの目的及び選択         | BC15  |
| 予想信用損失の描写に関する目的          | BC16  |
| 予想信用損失を最も忠実に表現するモデル      | BC21  |
| 運用上の課題に対処するための単純化        | BC27  |
| 検討した代替的モデルの概要            | BC31  |
| 補足文書で提案したモデル             | BC34  |
| 本公開草案で提案しているモデル          | BC38  |
| 全期間の予想信用損失を当初認識時から認識すること | BC44  |
| 範囲                       | BC52  |
| 分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正    | BC53  |
| 本公開草案における提案              | BC56  |
| 予想信用損失の認識                | BC60  |
| 12か月の予想信用損失の認識           | BC61  |
| 全期間の予想信用損失の認識の時期         | BC67  |
| 必要とされる悪化の程度              | BC68  |
| 信用リスクの低い金融商品についての例外      | BC76  |
| 信用度の改善                   | BC78  |
| 個別評価かグループ評価か             | BC80  |
| 測定                       | BC81  |
| 期待値                      | BC83  |
| 割引率                      | BC92  |
| 債務不履行の定義                 | BC97  |
| 金利収益の表示                  | BC98  |
| 開示                       | BC103 |
| 開示目的                     | BC103 |
| 予想信用損失の計算                | BC106 |
| 総額での帳簿価額と損失評価引当金の調整表     | BC110 |
| 担保の開示                    | BC114 |
| 全期間の予想信用損失の認識についての評価     | BC115 |
| 個別に評価した金融商品              | BC116 |
| リスクの分解                   | BC118 |
| 認識の中止                    | BC121 |
| 直接償却                     | BC121 |

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 条件変更後の金融商品への一般的モデルの適用         | BC122 |
| 認識及び測定                        | BC122 |
| 総額での帳簿価額の調整                   | BC127 |
| ローン・コミットメント及び金融保証契約への一般モデルの適用 | BC128 |
| 認識及び測定                        | BC128 |
| 一般モデルに対する例外                   | BC137 |
| 購入又は組成した信用減損金融資産              | BC137 |
| 認識及び測定                        | BC137 |
| 開示                            | BC141 |
| 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ    | BC142 |
| 認識及び測定                        | BC142 |
| 開示                            | BC149 |
| 経過措置                          | BC150 |
| 当初の信用度の利用可能性                  | BC153 |
| 事後的判断                         | BC157 |
| 経過的開示                         | BC162 |
| IFRS の初度適用企業                  | BC163 |
| 本公開草案の影響の分析                   | BC164 |
| はじめに                          | BC164 |
| 信用度の悪化の適時認識                   | BC169 |
| 二重の測定目的                       | BC171 |
| 経済的実態のより適切な反映                 | BC174 |
| 単一の減損モデル                      | BC174 |
| 金利収益                          | BC181 |
| 財務情報の比較可能性                    | BC182 |
| 財務情報の有用性                      | BC186 |
| 経済的意思決定のための目的適合性のある情報         | BC189 |
| 作成者の遵守コストに生じる可能性の高い影響         | BC198 |
| 導入のコスト                        | BC200 |
| 継続的適用のコスト                     | BC204 |
| 財務諸表の利用者の分析コストに生じる可能性の高い影響    | BC212 |

## 公開草案「金融商品：予想信用損失」に関する結論の根拠

この結論の根拠は本基準 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は国際会計基準審議会 (IASB) が本基準 [案] の提案を開発した際の考慮事項を要約している。個々の IASB メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

### はじめに

- BC1 IASB は長年、金融商品の財務報告を改善する必要性を認識してきた。世界的な金融危機を受けて、IASB と米財務会計基準審議会 (FASB) は、それぞれの利害関係者のニーズに対処するために金融商品プロジェクトに対して異なるアプローチを採った。2009 年 4 月に、IASB と FASB は、それぞれの金融商品の基準の置換えに関する日程を発表した。これらの日程を設定する際に、両審議会は、両者の作業の結果として受取った見解及び情報を考慮した。それらは、世界的な金融危機、G20 首脳の結果論及び金融安定理事会 (FSB) などの他の国際機関の提言に対応した際のものである。
- BC2 IASB は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えることを決定し、プロジェクトをいくつかのフェーズに分割した。本公開草案は、IASB の当該プロジェクトの第 2 フェーズ (金融商品の減損) の提案を示している。
- BC3 この結論の根拠は、以下の事項を議論している。
- (a) 本公開草案における提案の背景 (BC4 項から BC14 項参照)
  - (b) 予想信用損失の会計処理に関する IASB の目的及び本公開草案で提案しているモデルを代替的モデルとの比較で選択した際の考慮事項 (BC15 項から BC51 項参照)
  - (c) 本公開草案における提案の適用範囲 (BC52 項から BC55 項参照)
  - (d) 本公開草案における提案の詳細 (BC56 項から BC163 項参照)
  - (e) 本公開草案の影響の分析 (BC164 項から BC216 項参照)

### 背景

- BC4 2008 年 10 月に、金融危機から生じた財務報告上の問題を扱うための共同プロジェクトの一環として、IASB と FASB は金融危機諮問グループ (FCAG) を設置した。FCAG は、財務報告の改善が金融市場への投資者の信認を高めるのにどのように役立ち得るのかを検討した。2009 年 7 月に公表した報告書の中で、FCAG は、金融商品に関する現行の会計基準及びその適用における弱点を指摘した。それらの弱点には、貸付金 (及び他の金融商品) についての信用損失の認識の遅れや複数の減損アプローチの複雑性が含まれていた。FCAG の提言の一つは、発生信用損失モデルに代えて、より将来予測的な情報を使用する代替案を検討することであった。

- BC5 IASB が 2009 年 6 月にウェブサイトに掲載した情報要請の後に、IASB は、2009 年 11 月に公開草案 ED/2009/12「金融商品：償却原価及び減損」（「2009 年 ED」）を公表した。2009 年 ED では、企業は償却原価の測定を、期待キャッシュ・フローを当初の信用調整後の実効金利で割り引いて測定すべきだと提案していた。
- BC6 2009 年 ED に対して及びアウトリーチの間に受取ったコメントは、こうしたモデルの考え方への支持を示していたが、適用の運用上の困難を示していた。これに対応して、IASB は、2009 年 ED で提案したモデルの結果をできるだけ綿密に再現しつつ、そうした運用上の困難に対処するためにモデルを修正することを決定した。IASB は、予想信用損失モデルの運用上の含意について助言を受けるため、信用リスクの専門家のパネルである専門家諮問パネル（EAP）を設置した。
- BC7 2010 年 5 月に、FASB は会計基準更新書案「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂」（「2010 年更新書案」）を公表した。これは、米国会計基準（US GAAP）における金融商品に関する会計処理の要求事項を置き換える包括的アプローチの一部として、減損についての提案を含んでいた。信用減損に関する FASB の目的は、損失評価引当金の残高が金融商品の残存期間に係るすべての見積信用損失を反映することを確保することであった。この目的を達成するため、FASB は、企業は受取るべき契約上の金額のすべてを回収するとは見込んでいない場合には、信用減損を認識すべきだと提案していた。US GAAP における現行のガイダンスとは異なり、FASB の提案は、信用損失を 2010 年更新書案に従って認識するためには、信用損失が「可能性が高い」と考えられる必要がないことを意味していた。信用減損を測定する目的上、2010 年更新書案では、企業は報告日時点で存在している経済状況が当該金融資産の残存期間にわたって変わらないままであると仮定しなければならないと要求するとしていた。さらに、FASB は、金利収益の認識を、実効金利を償却原価基礎（損失評価引当金控除後）に適用することにより行うべきだと提案していた。
- BC8 FASB の 2010 年更新書案に対するコメント提出者の多くが、見積った期間における信用損失全体の認識に同意した。さらに、信用損失の認識についての現行の蓋然性の閾値の廃止は、幅広く支持されていた。多くの投資者が、「可能性が高い」という閾値は、金融機関が 2007 年及び 2008 年において差し迫っていた信用損失を認識することを妨げた可能性がある」と指摘した。大半の利害関係者が単一の減損モデルという目的を支持したが、一部には、2010 年更新書案は 3 つの異なる減損モデル（すなわち、1 つはプールについての、1 つは個別の資産についての、1 つは購入した資産についての）を維持すべきだという主張があった。さらに、利害関係者は、報告日時点の経済状況が将来において変わらないままであると仮定することを企業に要求する提案に関して懸念を示した。最後に、利害関係者（財務諸表利用者を含む）は一般的に、実効金利を償却原価基礎（損失評価引当金控除後）に適用することにより金利収益を認識するとして提案に反対し、その代わりに、金利収益と信用損失を別々に測定する現行の US GAAP のアプローチを維持することを選好していた。
- BC9 IASB の 2009 年公開草案と FASB の 2010 年更新書案に対するコメント提出者の多くは、減損会計について共通の結果を達成することが非常に望ましいと述べた。両審議会はこれに同意し、2011 年 1 月に共同で、両者の個々の当初の公開草案への補足文書「金融商品：減損」

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

(SD) を公表した。SD は、共通の減損モデル案に対する追加のコメントを求めていた。このモデルは、両審議会の当初の減損の提案の目的を織り込んでいた。SD では、企業は金融資産を 2 つのグループに分割すべきだと提案していた。全期間の予想信用損失を一定期間にわたり認識することが適切なグループ（「グッドブック」）と、全期間の予想信用損失を直ちに認識することが適切なグループ（「バッドブック」）である。グッドブックについての損失評価引当金は、次のいずれか大きい方で計算するとしていた。

(a) 期間按分した損失評価引当金（IASB の選好したアプローチ）

(b) 予見可能な将来についての予想信用損失、すなわち、予想信用損失についてのフロアー（FASB の選好したアプローチ）

BC10 全体的に、両審議会は SD における提案に対して強い支持を受けていなかった。多くのコメント提出者が表明した懸念は、SD はグッドブックに係る損失評価引当金を測定するために 2 つの計算を企業に要求しているというものであった。彼らは、この二重計算は運用上困難であり、概念上の利点がなく、財務諸表利用者に混乱を招く情報を提供するものだと考えた。グッドブックについてのフロアーに関して受取ったフィードバックは、地域ごとに分かれており、米国以外ではおおむね反対で、米国からのコメント提出者はおおむね支持していた。さらに、コメント提出者は、予見可能な将来についての予想信用損失の計算に関する懸念を示し、多くの人々がこうした期間の限定の根拠となる概念的基礎に関する混乱を示した。また、多くの人々は、概念上の懸念にもかかわらず、両審議会は「予見可能な将来」という用語について首尾一貫した適用を確保するのに十分な定義をしていないと指摘した。

BC11 コンバージェンスを達成することの重要性により、両審議会は共同で異なるモデルを開発せざるを得なかった。2011 年 5 月に、両審議会は、金融商品の信用度の悪化の一般的なパターンを反映するモデル、いわゆる「3 バケット・モデル」を開発することを決定した。3 バケット・モデルでは、損失評価引当金又は引当金として認識される予想信用損失の金額は、金融商品の当初認識以降の信用度の悪化のレベルによって決まる。

BC12 2012 年 7 月に、IASB と FASB は、3 バケット・モデルについての一般的な枠組みの開発における共同の事項のすべての審議を完了した。しかし、2012 年 8 月に、当該モデルについて米国内の利害関係者から受け取ったフィードバックに対応して、FASB は次のような代替的な予想損失モデルの検討を開始した。

(a) 二重測定のアプローチを使用しない。

(b) 報告日現在での当該ポートフォリオのすべての信用リスクを反映する。

BC13 FASB の発表を受けて、IASB は 3 バケット・モデルの開発を継続すべきかどうかの判断に役立てるためのアウトリーチを実施した。全体として、IASB のアウトリーチへの参加者の大多数は、信用度が悪化している金融商品と悪化していない金融商品とを区別するモデルを支持した。しかし、一部の人々は、このモデルへの支持は、提供される情報の便益が、金融商品の信用度がどのような場合に悪化しているのかを判定するコストを上回るのかどうかによって依存すると指摘した。したがって、IASB は、本公開草案において、3 バケット・モデル

と類似したモデルを提案することを決定した。しかし、IASB は、受取った意見に対応するため、当該モデルを明確化し単純化した。

- BC14 2012年12月に、FASB は会計基準更新書案「金融商品—信用損失」を公表した。この更新書案では、正味の償却原価を、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値で測定することを企業に要求するとしている。これを達成するため、企業は、予想信用損失に係る損失評価引当金又は引当金を、当初認識時から、本公開草案で提案している全期間の予想信用損失の測定値と同額で認識することになる。この更新書案のコメント期間は、2013年4月30日に終了する。

## 予想信用損失モデルの目的及び選択

BC15 このセクションでは、以下の事項を議論している。

- (a) 予想信用損失の描写に関する IASB の目的 (BC16 項から BC20 項参照)
- (b) IASB の考えでは予想信用損失を最も忠実に表現するモデル、及び当該モデルが示す運用上の課題 (BC21 項から BC26 項)
- (c) そうした運用上の課題に対処するために必要となる単純化 (BC27 項から BC30 項参照)
- (d) IASB が本公開草案で提案しているモデルを選択する際に検討した代替的モデルのコストと便益の概要 (BC31 項から BC43 項参照)
- (e) 当初の実効金利で割り引いた全期間の予想信用損失を認識することが、予想信用損失を忠実に表現しないと IASB が考える理由 (BC44 項から BC51 項参照)

### 予想信用損失の描写に関する目的

- BC16 IFRS 第 9 号「金融商品」に従って、企業は金融資産の測定を、当該資産を契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有することを目的とする事業モデルの中で保有しており、当該契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみを表すものである場合には、償却原価で行う。こうした資産については、信用度の変動の影響の方が、他の変動（市場金利の変動など）の影響よりも将来のキャッシュ・フローの回収の可能性の理解に関する目的適合性が高い。
- BC17 予想信用損失の経済現象を忠実に表現するモデルは、財務諸表利用者に企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する目的適合性のある情報を提供すべきである。また、企業が報告する金額が比較可能で、適時性があり、理解可能なものとなることも確保すべきである。それを行う際に、予想信用損失モデルは、IAS 第 39 号の現行の発生損失モデルへの批判に対処すべきである。これには、IAS 第 39 号におけるモデルは、企業が信用損失事象の発生前の金利収益を過大表示する結果となり、信用損失の認識を遅らせるものであるという懸念が含まれている。

BC18 一部の利害関係者は、予想信用損失の保守的又は慎重な描写となるモデルを選好するであろう。そうした関係者は、そのような描写の方が、金融の安定に責任を負う規制者と投資者の両方のニーズをより適切に満たすと主張している。しかし、予想信用損失の忠実な表現は、そうした信用損失が中立的で偏りのないものであることを含意する。これは「概念フレームワーク」における財務報告の目的及び質的特性と整合的である。偏りのない方法での予想信用損失の描写は、広範囲の財務諸表利用者（金融の安定に責任を負う規制者、及び投資者を含む）の意思決定に情報を与えるとともに、健全性規制の要求事項と両立可能である。ある程度の保守主義を盛り込むことは、恣意的となり、比較可能性の欠如を生じる。IASB の考えでは、確率加重した結果予想を超える結果のリスクは、特定の目的（経済的又は規制上の自己資本要求の程度の決定など）のためには目的適合性がある。したがって、予想信用損失をできるだけ忠実に描写することは、財務諸表利用者及び規制者に、企業の自己資本が確率加重した結果予想を超える結果のリスクをカバーするのに十分かどうかを判断するための最も目的適合性の高い情報を提供することになる。

BC19 予想信用損失を描写するモデルを開発する際に、IASB は次のことに着目した。

- (a) 企業が金融商品の価格付けを行う際に、利回りの一部、すなわち、リスク・プレミアムが、当初の予想信用損失について企業に補償する。このように、企業は、通常、予想信用損失がより高い金融商品についてより高い利回りを要求する。したがって、金融商品の当初認識時の信用度が低いという理由だけでは、当初認識時に経済的損失は生じていない。そうした予想信用損失は当該金融商品の当初の価格付けに黙示的に含まれているからである。
- (b) 企業は、金融商品の価格付けを行う際に、当初認識時に予想されている信用損失を考慮する。価格付けは、通常はその後の期間における予想信用損失の変動について調整される。したがって、予想信用損失のその後の変動は、それが発生した期間における企業の経済的損失（又は利得）である。

BC20 予想信用損失は、単独では、直接には観察可能ではない。しかし、信用リスク・プレミアムは金融商品の市場利回りの構成要素であるので、予想信用損失の間接的測定は、市場におけるこうした金融商品の価格付けにおいて日常的に行われている。市場参加者及び規制者が予想信用損失を測定するのを助けるためのいくつかのモデルが存在する。しかし、予想信用損失は直接には観察可能ではなく、その測定は本来的に判断に基づくものであるため、予想信用損失を描写しようとするモデルはすべて測定の不確実性に晒されることになる。この不確実性があるため、財務諸表利用者が予想信用損失の測定を理解し比較できるようにする開示が必要となる。

### 予想信用損失を最も忠実に表現するモデル

BC21 IASB の考えでは、2009 年 ED におけるモデルは予想信用損失を最も忠実に表現する。当該提案では、金融資産の測定を、期待キャッシュ・フローを信用調整後の実効金利で割り引いた現在価値で行うことを企業に要求するとしていた。この単一の統合された計算が、帳簿価額、金利収益及び認識する減損利得又は損失を決定することになる。したがって、企業は次

のものを認識することとされていた。

- (a) 当該資産の存続期間にわたる当初の予想信用損失を、実効金利を通じて。
- (b) 予想信用損失の変動を当該変動の発生時に。

BC22 財務諸表利用者は、予想信用損失の当初の見積りとその後の変動との影響を区別するモデルを支持すると IASB に述べた。彼らは、こうした区別は信用度の変動と経済的損失に関する有用な情報を提供すると指摘している。本公開草案は、購入又は組成した信用減損金融資産について 2009 年 ED におけるモデルを維持しており、それらについての予想信用損失の認識及び測定を何か他の方法で行うことは、経済的実質を忠実に表現しない (BC137 項から BC141 項の「購入又は組成した信用減損金融資産」参照)。

BC23 多くの他のコメント提出者や EAP も、2009 年 ED の考え方を支持したが、当該提案には重大な運用上の課題があると述べた。特に、次のような重要な運用上の課題を指摘した。

- (a) すべての金融商品について予想キャッシュ・フローの全体を見積ること
- (b) 当該キャッシュ・フロー見積りに信用調整後の実効金利を適用すること
- (c) 予想信用損失の当初の見積りに関する情報を維持すること

BC24 BC23 項に示した運用上の課題は、企業が通常は別々の会計及び信用リスク管理のシステムを運用していることにより生じる。2009 年 ED を適用するには、企業はそうした別々のシステムを統合しなければならず、多大なコストと準備期間を要したことであろう。コメント提出者は、こうした運用上の課題は特にオープン・ポートフォリオについては深刻になるであろうと指摘した。

BC25 これらの運用上の課題に対処するために、IASB は 2009 年 ED で提案したモデルの導入についてさまざまな方法を検討した。それには次のものが含まれる。

- (a) 「グロスアップ」方式。グロスアップ方式では、企業が損失評価引当金を金融資産の当初認識時に全期間の予想信用損失について認識するが、当該資産の総額での帳簿価額を同額だけ増額し、それにより当初認識時における全期間の予想信用損失の二重計算の影響を排除することを要求することになる。企業はそれから総額での帳簿価額の増額を、金利収益の調整の代用として、当該資産の存続期間にわたり償却することになる。
- (b) 無リスク金利を信用調整後の実効金利の代用として使用する。これは、損失評価引当金を、総額での帳簿価額と無リスク金利で割り引いた期待キャッシュ・フローとの差額について認識することを企業に要求することになる。
- (c) 全期間の予想信用損失を、予想される将来の金利収益の分だけ減額する。これは、損失評価引当金を、全期間の予想信用損失から当初の実効金利で割り引いた予想される将来の金利収益の現在価値を控除した金額で認識することを企業に要求することになる。
- (d) 全期間の予想信用損失を金融資産の当初認識時に識別し、当該資産の存続期間にわたっ

て償却する（実務でディスカウント及びプレミアムを償却する方法と同様）。

BC26 BC25 項に示したさまざまなアプローチは、モデルの全体的な仕組みを維持するものである。しかし、依然として企業がすべての金融資産について全部の期待キャッシュ・フローを見積ることが必要となる。したがって、コメント提出者が指摘した運用上の課題の1つは残ることになる。このため、2009年ED以降、IASBは、2009年EDの結果を可能な限り最大限に再現しつつ、運用上の課題に対処するような代替的モデルを検討してきた。

### 運用上の課題に対処するための単純化

BC27 BC23 項に示した運用上の課題に対処するため、また、EAPの提案に従い、IASBは、当初の予想信用損失の測定及び配分を、実効金利の算定とは切り離すこと（デカップル）を決定した（購入又は組成した信用減損金融資産を除く）。したがって、企業は金融資産と損失評価引当金とを別々に、当初の実効金利を用いて（すなわち、信用についての調整はせずに）測定することになる。

BC28 デカップルの単純化の結果、企業は予想信用損失の現在価値を当初の実効金利を用いて測定することになる。これは苦しい選択となる。予想信用損失をこのような率を用いて測定すると、予想信用損失を金融資産の価格に二重計算することになるからである。したがって、IASBは全期間の予想信用損失を当初認識時から認識することは不適切であると結論を下した。BC44項からBC51項は、全期間の予想信用損失の認識及び二重計算の影響に関する議論を継続している。

BC29 IASBは、できるだけ2009年EDの目的を維持し、二重計算の影響を軽減した認識の仕組みが必要となると結論を下した。したがって、IASBは、信用度の悪化の異なるフェーズについて2つの異なる金額を認識するモデルを追求することを決定した。このような二重測定モデルは、企業が次のものを認識しなければならないと要求することになる。

- (a) 全期間の予想信用損失の一部を、当初認識時から、当初の予想信用損失を当該金融資産の存続期間にわたって認識することの代用として認識する。
- (b) 信用度が当初認識以降に悪化している場合には、全期間の予想信用損失を認識する（すなわち、企業に重大な経済的損失が生じているため、全期間の予想信用損失の一部のみの認識がもはや適切ではない場合）。

BC30 IASBは、全期間の予想信用損失の全額の認識の時期を、全期間の予想信用損失のうち当初認識時から認識する部分の大きさとともに検討した。IASBは、これらの決定の間の相互関係を、何が経済的損失のより忠実な表現を提供し、何が2009年EDのモデルの結果に最もよく近似することになるのかを決定するものだと考えた。したがって、企業が全期間の予想信用損失のうち当初に認識する部分が小さい場合には、全期間の予想信用損失のより大きな部分を当初に認識することが要求されたとした場合よりも、全期間の予想信用損失の全額をより早期に認識すべきである。

### 検討した代替的モデルの概要

- BC31 IASB は、信用度の悪化の異なるフェーズについて 2 つの異なる金額を認識するモデルを導入するために 2 つの主要な代替案を検討した。
- (a) SD で提案したモデル (BC34 項から BC37 項参照)
  - (b) 本公開草案で提案しているモデル (BC38 項から BC43 項参照)
- BC32 単純化の結果として、IASB はこれらのモデルは 2009 年 ED のモデルの結果を完全には再現できないことを認識している。さらに、常に一部の予想信用損失の認識はあるが、IASB が検討したモデルは両方とも、どのような場合に全期間の予想信用損失を認識するののかに関する要件（「全期間の予想信用損失の要件」）を維持している。この要件がいったん満たされれば、全期間の予想信用損失の認識により損失又は利得が生じる。これは過去に認識した部分と全期間の予想信用損失との差額を表すものである（「絶壁効果」）。IASB の考えでは、2009 年 ED のモデルの結果への近似に関連する運用上の課題なしに図ろうとするアプローチはすべて、全期間の予想信用損失についての認識の閾値とその結果生じる絶壁効果を含むことになる。
- BC33 いずれかのモデルが 2009 年 ED のモデルの結果にどの程度近似するのかは、予想信用損失の変動のパターンに左右される。本公開草案で提案しているモデルは、信用度の悪化のより適時な認識につながる。しかし、信用度の著しい悪化がない場合には、企業は、時の経過や金融商品（又はポートフォリオ）の経過期間とは関係なく、損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。SD におけるモデルの方が、当初の予想信用損失を一定期間にわたりより適切に配分することになるが、信用の悪化の場合には、企業が全期間の予想信用損失を認識するのが本公開草案で提案しているモデルを適用する場合よりも遅くなる。

#### 補足文書で提案したモデル

- BC34 SD では、損失評価引当金を次のようにして認識すると提案していた。
- (a) グッドブックについては、期間按分した引当金（TPA）又は予見可能な将来についての予想信用損失のいずれか高い方。TPA を適用する際に、企業は全期間の予想信用損失を資産のポートフォリオの加重平均存続期間にわたり認識することとなる。
  - (b) バッドブックについては、全期間の予想信用損失。金融資産は次の場合にバッドブックに移されることになる。それは、資産の回収可能性が不確実となって、企業の信用リスク管理目的が、定期的な支払を受け取ることから当該資産の全部又は一部を回収することに変更される場合である。
- BC35 SD は、予想信用損失と金利収益との関係を TPA を用いて反映することを試みた。TPA は、この関係を、予想信用損失の一定期間にわたる配分を通じて、契約上の金利を「調整」して反映する。しかし、簡便法を通じてこれを行うので、その結果は 2009 年 ED ほど忠実には経済的実質を表さない。TPA は一定期間にわたり当初の予想信用損失とその後の全期間の予想信用損失の変動の両方を配分するので、その測定は、企業が全期間の予想信用損失を認識するまでは予想信用損失の変動の過小表示を生じる。この影響が特に問題となるのは、信用

度が悪化していて予想信用損失が早期に増加している金融資産についてである。この方法で見積った予想信用損失の変動の配分は、変動の全額の認識の遅れを生じることになり、したがって、TPA が 2009 年 ED のモデルの結果を綿密に再現するのは、信用損失の予想が変化しないか又は信用損失が満期時若しくはその近くで発生する（極端に後期に発生する損失）状況においてのみである。両審議会は、TPA のこの欠点に対して、SD に予見可能な将来のフローを含めることにより、部分的に対処した。しかし、コメント提出者は、2 つの別個の計算を行う必要があることについて重大な懸念を提起した（BC10 項参照）。

**BC36** SD モデルの導入のコストには、金融資産がバッドブックに入るのかどうかの判定やグッドブックに入る資産についての TPA 金額の計算に要する労力が含まれることになる。全期間の予想信用損失の認識は、当該資産が債務不履行にどれだけ近くなっているのかに基づいて決定される。したがって、その評価の基礎は特定の時点における信用度である。したがって、本公開草案で提案しているモデルと比較して、SD モデルの全期間の予想信用損失の要件の導入コストは低くなるであろう。当初の信用度の追跡調査が必要ないからである。すなわち、SD では信用度が当初認識以降にどれだけ変化したのかの評価を企業に要求しないとしていた。企業に必要とされたのは、資産を報告日現在でバッドブックに含めるべきかどうかを判断することだけであった。

**BC37** SD における TPA 計算は独特であり、他の目的には必要のないものである。これは、減損会計の対象となるすべての金融資産について全期間の予想信用損失の全額を見積ることを企業に要求するものであった。企業はそれから、当該金額のポートフォリオへの配分を、加重平均経過期間に応じて当該ポートフォリオの加重平均存続期間にわたり行うことが必要とされていた。2009 年 ED の提案について指摘された運用上の課題の一部が依然として存在することになり、これには、オープン・ポートフォリオの加重平均経過期間及び加重平均存続期間を計算するためのシステム変更の必要性や、すべての金融資産について期待キャッシュ・フローの全額を見積る必要性などが含まれている。減損会計の対象となるすべての金融資産について全期間の予想信用損失を見積ることを企業に要求するのは、本公開草案で提案しているモデルよりもコストがかかる。本公開草案では、全期間の予想信用損失の見積りを、信用度が著しく悪化している金融資産に限定している。他方、SD モデルは、当初認識時から常に全期間の予想信用損失を認識するモデルと調整するには、コストがかからないかもしれない。

本公開草案で提案しているモデル

**BC38** 本公開草案では、2009 年 ED のモデルを階層化したモデルに転換することを提案している。それにより、企業は、信用度が当初認識後に悪化している場合には、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識し、他のすべての金融商品については 12 か月の予想信用損失で認識する<sup>24</sup>。BC56 項から BC163 項では、本公開草案における提案をより詳細に論じている。

<sup>24</sup> 購入又は組成した信用減損金融資産（BC137 項から BC141 項）並びに営業債権及びリース債権（BC142 項から BC149 項）を除く。

- BC39 本公開草案で提案しているモデルは、すべての金融商品について予想信用損失の全額を見積らなければならないという運用上の課題を解消している。これは全期間の予想信用損失の測定を信用度が当初認識後に著しく悪化している金融商品に限定することによるものである。全体として、IASB が本提案の開発中に実施したアウトリーチへの参加者（財務諸表利用者を含む）の大多数は、信用度の悪化している金融商品を悪化していない金融商品と区別するモデルを支持した。一部の参加者は、こうしたモデルへの支持は、提供される情報の便益が、どの金融商品の信用度が悪化しているのかを判定するコストを上回るのかどうかによって依存すると指摘した。特に、金融商品が全期間の予想信用損失の測定にあまりにも急速に移るとした場合（例えば、小規模な信用悪化に基づいて）には、当該モデルのコストは正当化されないおそれがあるとの指摘があった。IASB の考えでは、本公開草案で提案している全期間の予想信用損失についての認識の要求事項は、信用度の悪化に基づいて区別を行うことの便益とその評価を行うことの複雑性との間の最善のバランスを取っている（BC67 項から BC77 項参照）。この提案は、現在の信用リスク管理システムと整合的であると作成者が述べた情報を使用することにより、企業が当初の信用度に関して維持することを要求される情報を限定している。信用度の悪化を評価するコストをさらに軽減するため、本公開草案では、企業は報告日現在で信用リスクの低い（すなわち、投資適格に相当する信用リスクの）金融商品については全期間の予想信用損失を認識する必要がないと提案している。
- BC40 信用度が著しく悪化していない金融商品について 12 か月の予想信用損失を認識することを企業に要求する提案は、すべての金融商品について期待キャッシュ・フローの全額を見積るよりも、コストがかからず複雑性が低くなるが、その計算は現在の要求事項に比べてコスト及び複雑性を増加させることになる（BC61 項から BC66 項参照）。このコストは、健全性規制に従うために同様の金額の測定をすでに要求されている企業については低くなる。しかし、そうした企業であっても、本公開草案の提案の要求事項を満たすために測定を修正しなければならないであろう。この要求事項は、12 か月の予想信用損失の測定が健全性規制に従う目的では要求されていない企業については、導入のコストを増大させることになる。通常は他の目的には必要とされない独特の計算となるからである。こうしたコストにかかわらず、12 か月の予想信用損失の測定は、2009 年 ED や SD のモデルのようにすべての期待キャッシュ・フローの見積りを企業に要求する測定よりも、コストがかからず複雑性が低くなる。さらに、場合によっては、企業は 12 か月の予想信用損失を測定するために信用損失率などの情報を使用でき、それにより信用リスク管理目的ですでに使用してきた情報を基礎とすることができる。
- BC41 本公開草案では、営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチも提案している。IASB は、本公開草案で提案している一般的モデルのコストと複雑性は、これらの金融資産については、適用による便益を上回ると考えた。単純化したアプローチは、12 か月の予想信用損失の測定及び全期間の予想信用損失の要件が適用されるかどうかの評価の必要性を避けるものである。
- BC42 IASB が 2012 年の終りごろに実施したアウトリーチへの若干の参加者は、本公開草案の提案の一部又は全部よりも、SD の提案の一部又は全部の方が好ましいとしていた。さらに、

2009年EDのモデルの結果にもっと近似させるために、IASBは本公開草案で提案している12か月の予想信用損失と同額での損失評価引当金の認識に代えて、TPA計算を採用すべきだと提案した人々もいた。IASBの考えでは、こうしたモデルは、本公開草案の最も複雑な仕組み（悪化の評価）とSDの最も複雑な仕組み（TPA計算）とを組み合わせることになる。したがって、IASBは、こうしたモデルの便益は、2009年EDと比較した場合に、コストを上回るものではないと判断した。

BC43 結局のところ、情報の有用性及び信用悪化への反応の適切さを考えて、IASBは本公開草案におけるモデルを提案することを決定した。その際に、IASBは、提案しているモデルは次の理由により財務報告を改善することになると考えた。

- (a) 財務諸表利用者が、信用度が著しく悪化している金融商品をそうでない金融商品と区別できるようになる。
- (b) 企業は資産の存続期間全体を通じて損失評価引当金を少なくとも12か月の予想信用損失と同額で認識することを要求されることになり、現行のIAS第39号の要求事項における金利収益の体系的な過大表示を軽減し、当初の予想信用損失を一定期間にわたり認識することの代用として機能する。
- (c) 企業は、信用度が当初認識時から著しく悪化している場合には、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識することを要求されることになり、予想信用損失の適時の認識が確保される。
- (d) このモデルに従って報告される金額は、現行のIAS第39号の要求事項に比べて、実効利回り及び信用度の変化をより適切に反映することになる。

### 全期間の予想信用損失を当初認識時から認識すること

BC44 2009年EDに対するコメント提出者の意見（BC21項からBC26項に記述）にかかわらず、一部の利害関係者は、当該モデルの概念的利点に関して懸念を示した。彼らの考えでは、金融資産の償却原価における価値の最も忠実な表現は、期待キャッシュ・フロー（すなわち、契約上のキャッシュ・フローを予想信用損失について**減算したもの**）を当初の実効金利（すなわち、当初の予想信用損失について**減算していない実効金利**）で割り引くことによって行われる。言い換えると、企業は、損失評価引当金又は引当金の認識を、当初認識時から、実効金利を用いて割り引いた全期間の予想信用損失で行うことを要求されることになる。こうしたモデルは、2012年12月に公表されたFASBの更新書案における現在予想信用損失（CECL）モデルに相当するものとなる。

BC45 それらの利害関係者の考えでは、信用損失は貸付金の存続期間（又は貸付金のポートフォリオの存続期間）全体を通じて比例的には発生しないので、実際の信用損失の「でこぼこした」パターンと、金融資産の当初認識時に見込まれている信用損失の認識を金利収益の認識と関連付けようとする期間に基づく会計処理のアプローチとの間には、根本的な断絶がある。IASBはこの考えを棄却した。当初認識時に、当初の予想信用損失の時期は、実効金利への調整の金額に影響を与える。したがって、予想信用損失の認識が早ければ、実効金利への信

用調整は、同じ名目価額で時期が遅い信用損失の場合よりも、大きくなる。当初の予想信用損失のパターンは当該資産の現在価値で表される価格に織り込まれるので、当該損失の金額及び時期について補償を受け取ることになる。したがって、IASB の考えでは、2009 年 ED の提案のとおり、当初の信用損失の予想がその後に変化しない場合には、次のようになる。

- (a) 金利収益は、信用調整後の実効利回りを一定期間にわたり反映すべきである。
- (b) 経済的損失（又は利得）が発生していないので、信用損失（又は利得）はない。

さらに、2009 年 ED に従えば、当該資産の償却原価は、信用損失のパターン又は時期に関係なく、決して過大表示されることはない。その償却原価は、各報告日において信用調整後の実効金利で割り引いた期待キャッシュ・フローの現在価値と常に等しくなる。企業は当該期待キャッシュ・フローの変動を直ちに認識することになる。

- BC46 また、それらの利害関係者は、金融資産の価格付けに影響を与える要因は多数あるので、信用リスクの引受けに対して貸手に補償することを意図した信用スプレッドの部分を信頼性をもって分離し測定することは、実務上不可能（不可能ではないとしても）であるとも考えている。さらに、それらの利害関係者の考えでは、価格付けに影響を与える信用度の評価は、類似した資産のグループについての過去の経験が基礎となる。これが意味するのは、貸手の個々の貸付金の全体のポートフォリオに課される信用スプレッドは、資産のより大きなポートフォリオに係る信用損失について一定期間にわたり企業に補償することが見込まれるかもしれないが、個々の資産に係る信用スプレッドは、必ずしもその特定の資産に係る予想信用損失について貸手に補償するような方法で設定されているわけではないということである。
- BC47 IASB はこれらの見解を棄却した。第一に、予想信用損失は、予想されるキャッシュ不足額を確率加重した見積りである。したがって、個々の金融商品の価格付けは信用損失の確率を反映することになり、ポートフォリオの一部である金融商品の価格付けと異なるところはない。市場参加者は個々の金融商品の価格付けを首尾一貫して行っており、これは当該金融商品を単独で保有しているのかポートフォリオの一部として保有しているのかには関係がない。第二に、当初の予想信用損失と当該信用損失に対する補償とを別々に測定して、当該信用損失と関連する補償の金額及び時期を正確に対応させることは必要ない。当初認識時における予想信用損失の見積り（企業はいくつかの異なる方法でこれを見積ることができる）は、実効金利に対する信用調整を決定するという目的に十分であろう。実際、当初認識時に全期間の予想信用損失の認識を要求するモデルはすべて、FASB の CECL モデルを含めて、企業が同じ見積りを行うことを要求することになる。
- BC48 BC44 項から BC46 項の見解を有する利害関係者は、金融資産の償却原価は、回収されると見込まれるキャッシュ・フローを当初の実効金利（すなわち、当初の予想信用損失について調整されていない率）で割り引いた現在価値を反映すべきだとも考えており、また、貸借対照表がそれより大きい金額を反映することを認めるのは投資者に誤解を生じさせると考えている。しかし、当初の実効金利は、当該資産の契約上のキャッシュ・フローを当初認識時の取引価格（すなわち、公正価値又は元本）まで正確に割り引く率である。したがって、当

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

初の実効金利はすでに予想信用損失についての企業の当初の見積りを考慮に入れている（すなわち、契約上のキャッシュ・フローのリスクの程度を反映している）。すでに契約上のキャッシュ・フローから割り引いたのと同じ金額を表す取引価格から、さらに減額を行うように企業に要求することは、企業が予想信用損失についての当初の見積りを二重計算する結果となる。この影響は当初認識時に最も明白となる。当該資産の帳簿価額が取引価格を下回ることになるからである。

**BC49** こうした現在価値金額の不合理的は、実質キャッシュ・フローを名目の割引率で、あるいは税引後のキャッシュ・フローを税引前の割引率でといった不正確な割引をする場合にも生じる可能性がある。あらゆる現在価値技法の一般原則の一つは、割引率は割引の対象とするキャッシュ・フローに内在している仮定と整合的な仮定を反映すべきだということである。例えば、将来の債務不履行に関する予想を反映した割引率は、貸付金の契約上のキャッシュ・フローを割り引く場合には適切である（当初の実効金利）。これと同じ率を、信用損失の予想を反映した期待（確率加重した）キャッシュ・フローを割り引く場合に使用すべきではない。その期待キャッシュ・フローはすでに将来の債務不履行に関する仮定を反映しているからである。むしろ、期待キャッシュ・フローに内在しているリスクに見合った割引率を使用すべきである（信用調整後の実効金利）。この考えは2009年EDの土台となっていたものであり、IFRS第13号「公正価値測定」のB14項で示している現在価値技法の一般原則と整合的である<sup>25</sup>。

**BC50** さらに、期待キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くことは、金融資産の会計処理に体系的な偏りを持ち込むことになる。この体系的な偏りにより、背景にある経済的実態の報告に歪みが生じ、当初認識時の信用リスクの程度や満期によっては不合理的な結果が生じることになる。例えば、当初認識時の公正価値が等しい2つの資産を、当初の信用度次第で大きく異なる金額で企業が報告するおそれがある。これは、当初認識時の信用度の相違が、マージンの相違など、価格に織り込まれている事実を無視したものである。IASBは、信用度が良好で満期が短い資産については、当初の予想信用損失は僅少であり、当初の実効金利は信用調整後の実効金利とほぼ同じであることを承知している。その結果、どちらのモデルに従って認識した金額でも同様となる。しかし、信用度が低く満期が長い資産については、結果が大幅に異なり、当該資産の存続期間全体を通じて、背景にある経済的実態を歪めることになる。2009年EDとは対照的に、体系的な偏りにより、こうした資産について報告される金額は、実際の損失のパターンに関係なく、経済的価値を下回ることになり、それは信用度が改善するか、企業が当該資産を売却するか、又は影響が時とともに解消するまで続く。こうした資産を経済的価値よりも低い金額で報告することは、売却時にも明白になる。特に、無リスク金利と流動性プレミアムが当初認識以降に変化しなかった場合はそうである。こうした状況では、売却益は当初認識時の予想信用損失の二重計算の解消を表すものとなる。し

<sup>25</sup> これはIFRS第13号のB14項及びFASB会計基準コード化体系のTopic 820「公正価値測定」の820.10.55.6項(c)並びにFASB概念書第7号「会計上の測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用」に反映されている。IASBの考えでは、この一般原則は公正価値測定に特有のものではなく、将来キャッシュ・フローを割り引く現在価値測定すべてにも当てはまるものである。

たがって、予想信用損失の二重計算は、当該資産の存続期間全体を通じて経済現象を表さない損失及び利得を認識する結果を生じ、報告される金額を歪める。

- BC51 こうしたモデルを支持する利害関係者の考えでは、企業は金融資産をポートフォリオの中で管理しているので、損失と利得は、資産のプールが安定的な状態のままであれば、通常は互いに相殺される。すなわち、新たな資産の当初認識時の損失は、借手が既存の資産を決済する時や企業が認識の中止をする時（例えば、資産の売却を通じて）に、過去に認識した損失の戻入れから生じる利得と相殺される。IASB の考えでは、こうした影響は特定の状況に限定されたものであり、さらに、財政状態計算書において資産を認識した金額に対する影響には対応しない。また、IASB の考えでは、基準の要求事項を安定した経済状況という仮定に基づいて設定すべきではない。むしろ、モデルは背景にある経済的実態をできるだけ綿密に反映すべきであり、それにより財務諸表利用者にあらゆる経済状況において目的適合性のある情報を提供するものとすべきである。

## 範 囲

- BC52 IASB の審議の主要な焦点は、IFRS 第 9 号に従って償却原価で測定される金融資産（営業債権を含む）であったが、本公開草案の提案は次のものにも適用される。

- (a) 2012 年 11 月公表の公開草案 2012/4 「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」（「分類測定 ED」）の提案に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産（本公開草案の BC53 項から BC55 項参照）
- (b) IAS 第 17 号「リース」又はリース・プロジェクトの暫定的決定に従って会計処理されるリース債権（本公開草案の BC143 項から BC149 項参照）
- (c) ローン・コミットメントのうち IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定されていないもの、及び金融保証契約のうち IFRS 第 9 号が適用され純損益を通じて公正価値で測定されていないもの。現行の基準に従って、企業はこれらのローン・コミットメント及び金融保証契約を IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する。本公開草案は、企業はローン・コミットメント及び金融保証契約についての予想信用損失に係る引当金の認識及び測定を、本公開草案の一般モデルに従って行うことを提案している（本公開草案の BC128 項から BC136 項参照）。

### 分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正

- BC53 2012 年 11 月に、IASB は IFRS 第 9 号の金融資産に関する分類及び測定の要求事項の限定的修正を提案した。分類測定 ED では、元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを含んだ特定の金融資産について強制的な FVOCI 測定の区分を導入することを提案した。この測定区分の目的は、公正価値の変動の分解を企業に要求することにより、利用者に公正価値と償却原価の両方の情報を提供することである。企業は、金利収益及び予想信用損失の変動又は当該金融資産の認識の中止により生じた利得又は損失を純損益に認識し、その他の変動をその他の包括利益に認識することになる。

- BC54 この目的を達成するため、IASB は分類測定 ED において、企業は金利収益及び減損利得又は損失を償却原価で測定する金融資産に適用される要求事項と整合的に計算しなければならないと提案した。したがって、この文書における提案は FVOCI 測定区分に適用される。ただし、分類測定 ED の結論の根拠が検討している一部の表示及び開示の要求事項を除く(分類測定 ED の BC78 項から BC79 項参照)。予想信用損失は償却原価で測定する資産と同様に測定されるが、損失評価引当金は別個に認識されない。しかし、損失評価引当金に関する開示要求は、強制的に FVOCI で測定される資産にも適用される。
- BC55 IASB の考えでは、単一の予想信用損失モデルを償却原価で測定する金融資産と FVOCI で測定する金融資産の両方に適用することで、経済的特徴が類似した資産について純損益に認識される金額の比較可能性が確保される。さらに、単一の予想信用損失モデルは、IAS 第 39 号を適用する場合に比べて、企業にとっての複雑性の重要な発生源を減少させる。

## 本公開草案における提案

- BC56 本公開草案は、予想信用損失の会計処理についての一般モデルを若干の例外付き (BC58 項で議論している営業債権についての例外を含む) で提案している。この一般モデルに従えば、企業は次のことを行う。
- (a) 損失評価引当金又は引当金を、各報告日において 12 か月の予想信用損失と同額で認識する。ただし、金融商品の信用リスクが当初認識後に著しく増大している (かつ、当該金融商品の信用リスクが低くない) 場合を除く。その場合、企業は全期間の予想信用損失と同額を認識する (認識——BC60 項から BC80 項参照)。
  - (b) 全期間の予想信用損失を当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る信用損失の期待現在価値で測定する。12 か月の予想信用損失は、この全期間の予想信用損失のうち、企業が今後 12 か月間の債務不履行の発生確率を当該債務不履行が発生したとした場合の全期間の予想信用損失の金額に乗じることにより計算した部分である (測定——BC81 項から BC97 項参照)。
  - (c) 金融資産の総額での帳簿価額に対する金利収益を計算する。ただし、当該資産の信用度が当初認識後に減損の客観的証拠があるような形で悪化している場合を除く。その場合には、企業は金利収益を償却原価金額に対して計算する (表示——BC98 項から BC102 項参照)。
  - (d) 予想信用損失から生じた金額及び金融商品の信用度の変動の影響に関する情報を開示する (開示——BC103 項から BC120 項参照)
  - (e) 金融資産が回収不能となった場合には認識の中止を行う (認識の中止——BC121 項参照)。
- BC57 本公開草案は、下記のものに対する一般モデルの適用について具体的な要求事項を提案している。

(a) 金融商品の条件変更 (BC122 項から BC127 項参照)

(b) ローン・コミットメント及び金融保証契約 (BC128 項から BC136 項参照)

BC58 IASB は、予想信用損失の忠実な表現の便益と運用上のコスト及び複雑性との間の適切なバランスの達成が困難となる場合もあることを認識している。したがって、本公開草案は一般モデルに対する下記の例外を提案している。

(a) 購入又は組成した信用減損金融資産については、企業は、償却原価の測定を、期待キャッシュ・フローを信用調整後の実効金利を用いて割り引いた現在価値で行わなければならない (BC137 項から BC141 項参照)。

(b) 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ (BC142 項から BC149 項参照)。

BC59 本公開草案は、企業は要求事項を遡及適用するとしているが、いくつかの救済措置がある (経過措置—BC150 項から BC163 項参照)。

## 予想信用損失の認識

BC60 本公開草案で提案している一般モデルは、企業が次のものを認識することを要求することになる<sup>26</sup>。

(a) 金融商品が報告日現在で全期間の予想信用損失の要件に該当していない場合には、損失評価引当金又は引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で (BC61 項から BC66 項参照)。

(b) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合 (BC67 項から BC75 項参照) には、損失評価引当金又は引当金を全期間の予想信用損失と同額で。ただし、当該金融商品の信用リスクが低い場合 (例えば、信用リスクが投資適格に相当している) を除く (BC76 項から BC77 項参照)。

## 12 か月の予想信用損失の認識

BC61 IASB は、予想信用損失のどの測定値が、当初認識時及び信用度の著しい悪化が発生する前の金融商品について適切で費用対効果が高いのかを検討した。IASB は、2009 年 ED 及び SD で提案した方法の運用上の複雑性に関する利害関係者の懸念を認めた。IASB は、企業が使用する可能性のあるどの見積技法についても重要な判断が必要となることも認めた。したがって、IASB は、企業は損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失で測定すべきだと決定した。IASB の考えでは、こうした測定の全体的な結果は、全期間の予想信用損失の全額の早期の認識と組み合わせて、予想信用損失の忠実な表現の便益と運用上のコスト及び複雑性との間の適切なバランスを達成する。IASB は、これは運用上の単純化であり、12 か月という

<sup>26</sup> この一般モデルは、購入又は組成した信用減損金融資産あるいは単純化したアプローチに適格となる営業債権及びリース債権には適用されない (BC137 項から BC149 項参照)。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

対象期間について概念的な論拠はないことを承知している。

- BC62** IASB は、企業は著しい信用の悪化が生じる前に予想信用損失のより大きな部分を認識すべきかどうかを検討した。しかし、IASB は予想信用損失のより大きな部分の認識を要求することを、次の理由で棄却した。
- (a) より大きな部分とすると、当初認識時における予想信用損失の過大表示が増加することになり、全期間の予想信用損失の認識がずっと早まることも合わせて考えると、背景にある経済的実態の表現の忠実性が低下することになる。
  - (b) 12 か月の予想信用損失は、一部の規制対象金融機関がすでに適用している測定と類似しているため、それらの企業にとっては導入のコストが低くなる。
- BC63** SD における「予見可能な将来」の定義の曖昧さに関して提起された懸念に対処するため、IASB は全期間の予想信用損失のうち当初に認識すべき部分を SD よりも適切な方法で定義することを決定した。12 か月の予想信用損失は、債務不履行が報告日の 12 か月後に発生する場合に生じる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行の発生確率で加重したものである。したがって、12 か月の予想信用損失は全期間の予想信用損失の一部分である。企業は両方の金額を期待現在価値で首尾一貫して測定することになる (BC81 項から BC97 項参照)。12 か月の予想信用損失は、企業が今後 12 か月間に債務不履行となると予測している金融商品について生じる全期間の予想信用損失ではない。IASB は、企業が本提案を適切に適用するならば、企業は今後 12 か月間に債務不履行が発生すると予測している金融商品に係る全期間の予想信用損失を認識するであろうことに着目した。それらは当初認識以降に信用度が悪化していることになるからである (購入又は組成した信用減損金融資産である場合を除く)。12 か月の予想信用損失は、今後 12 か月間に予測されるキャッシュ不足額ではない。
- BC64** 12 か月の予想信用損失の計算と 12 か月の債務不履行の確率についての一部の健全性規制上の要求事項との間の類似性も、一部の複雑な金融機関にとって導入のコストを軽減する。しかし、企業はこうした債務不履行の確率の規制上の測定を、本公開草案で提案している要求事項に従うために調整することが必要となる。他の企業については、12 か月の予想信用損失は、通常は他の目的では要求されない計算である。しかし、場合によっては、企業がすでにリスク管理目的で使用している情報 (信用損失率など) を基礎とすることにより最小限にできる可能性がある。
- BC65** コストと複雑性をさらに最小限にするため、IASB は、営業債権及びリース債権について単純化したアプローチを利用可能とすべきだと提案している (BC142 項から BC149 項参照)。この単純化したアプローチを使用すると、12 か月の予想信用損失の測定及び当該金融商品に係る全期間の予想信用損失の認識についての要件の評価の必要性が避けられる。多くのコメント提出者及びアウトリーチへの参加者が、営業債権及びリース債権を有する企業は高度な与信システムを有しておらず、広範な信用データを維持していないと IASB に述べた。IASB は、この区分におけるエクスポージャーの多くがいずれにしても短期であることにも着目した。

BC66 IASB は、本公開草案における 12 か月の予想信用損失の提案は、金融商品に係る予想信用損失の過大表示を生じ、それにより関連する金融資産の価値の過小表示を、当該金融商品の当初認識時及びその直後の両方で生じることを承知している。特に、金融資産の当初の帳簿価額が公正価値を下回ることになる。しかし、当初の信用損失の予想を、金融商品の存続期間にわたり認識するために分離することは、運用上複雑であり、この予想信用損失の測定は実務上の近似として機能する。信用度が著しく悪化していない金融商品について予想信用損失の一部分を認識することは、コストがかかり複雑な全期間の予想信用損失の計算を行う必要を限定することにもなる。さらに、IASB の考えでは、一部の金融商品について 12 か月の予想信用損失を測定することは、SD で提案していたように全期間の予想信用損失を常に計算するよりもコストが低いであろう。

### 全期間の予想信用損失の認識の時期

BC67 IASB は、全期間の予想信用損失を各報告日現在の金融商品の信用度の絶対評価に基づいて認識すべきかどうかを検討した。このアプローチを採用すると、企業は報告日現在で特定の信用度以下のすべての金融商品について全期間の予想信用損失を認識することになる。信用度の変化に基づくアプローチとは対照的に、各報告日現在の信用度の絶対評価に基づくアプローチの方が適用はずっと容易になる。既存の信用リスク管理プロセスと密着したものであるため、多くの作成者が支持するアプローチだからである。しかし、こうしたアプローチは非常に異なる情報を提供することになる。これは当初の信用損失の予想及びその後の期待の変化の経済的影響に近似しないことになるため、IASB はこのアプローチを棄却した。さらに、もし全期間の予想信用損失を認識するための絶対評価による信用度の閾値が低すぎると、当該閾値を上回る金融商品が多くなりすぎて、予想信用損失が過小表示されることになる。絶対評価の閾値が高すぎる場合には、当該閾値を下回る金融商品が多くなりすぎて、予想信用損失が過大表示される（例えば、信用度が低い、企業がその高い信用リスクに対して補償するために適切に価格付けをしている金融商品について、常に全期間の予想信用損失が認識されることになる）。さらに、どのような信用度の絶対評価の閾値を選択するかによって、こうしたアプローチは IAS 第 39 号における発生損失モデル（ここでは絶対評価の閾値が「減損の客観的証拠」である）と同様のものとなるおそれがある。

### 必要とされる悪化の程度

BC68 IASB は、金融商品についての債務不履行の発生確率の評価により決定した信用リスクの増大を、どのような場合に企業が全期間の予想信用損失を認識しなければならないのかを判定するために使用してきた。IASB がこれを提案したのは、債務不履行の発生確率は、金融商品の信用度の測定のうち予想信用損失の完全な見積りを必要としないものだからである。2009 年 ED では、当初の予想信用損失の追跡と当該予想信用損失のその後の変動の測定を要求するとしていた。提案しているモデルでは、これを要求せずに次のことを要求している。

- (a) 当初の債務不履行の発生確率の追跡（予想信用損失の構成要素）
- (b) 全期間の予想信用損失の認識が必要とされるかどうかを判定するための、債務不履行の発生確率のその後の変化の著しさの評価

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

IASB が行ったアウトリーチへの参加者からの意見は、金融商品についての債務不履行の発生確率を信用リスクの測定値として使用することは、予想信用損失を使用する場合よりも追跡のためのコストがかからないことを示していた。既存の信用リスク管理のプロセスに密着したものである。信用リスクの管理者は、自分たちは予想信用損失ではなく債務不履行の確率を、内部的な信用リスク管理プロセスにおいて信用度を評価するために使用していると IASB に述べた。

- BC69 IASB は、全期間の予想信用損失の認識を正当化するには、信用度の悪化がどのくらい著しくあるべきなのかを、経済的観点及び実務的観点の両方から検討した。企業は、当初は予想信用損失の一部分を会計処理する。しかし、IASB は、企業に重大な経済的損失が生じている場合には、全期間の予想信用損失の一部分のみの認識はもはや適切ではなく、全期間の予想信用損失の全額を認識すべきだと決定した。
- BC70 モデルを FASB と共同で開発する際に、両審議会は、全期間の予想信用損失の認識のための悪化の要件は、信用度が当該金融商品の当初認識後に重大でないとはいえない程度に悪化したこととすべきだと暫定的に合意していた。アウトリーチの参加者は、この要件は全期間の予想信用損失の即時の認識につながる可能性があり、信用度の軽微な変動であっても要件に該当してしまう結果となるとの懸念を示した。この懸念に対応して、本公開草案では、全期間の予想信用損失の認識の要件は信用度の著しい増大とし、それは当初認識後の債務不履行の発生確率の増大として表現すると提案している。
- BC71 本公開草案は、異なる金融商品についての債務不履行の発生確率の変化の著しさを評価は、当初の信用度と満期の時期に応じて決まると提案している。これは、信用リスクの構造と整合的となり、したがって金融商品の価格付けと整合的となるからである。IASB の考えでは、企業は、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを評価する際に、期間構造及び当初の信用度を考慮すべきである。そうすることにより、満期及び信用度の異なる金融商品についての要求事項の比較可能性が改善されることになる。例えば、他の条件がすべて同じならば、債務不履行の確率の所与の増加（絶対水準で）は、当該金融商品の期間が短いほど、また、当初の信用度が高いほど、信用度の大きな悪化を反映するものである。これは、信用度の測定に関する既存のモデルについての IASB の理解とも整合的である。そのモデルとは、外部の信用格付けの基礎となっているモデルや、オプション価格算定モデル及びそれらの変型などであり、健全性規制の要求事項の目的のために債務不履行の確率を測定するためのモデルも含まれる。
- BC72 当初の信用度や満期までの期間を考慮することを企業に要求しないとした場合、その評価は、信用リスクの低い短期の金融商品を有利にし、信用リスクの高い長期の金融商品を不利にすることになる。さらに、期間構造を反映しないと、債務不履行の確率が変化したという評価が、単なる時の経過により、たとえ企業がそうした変化を当初認識時に予想していた場合にも、生じるおそれもある。IASB の考えでは、この要件の評価は、単に満期日が近づいたというだけの理由で変えるべきではない。
- BC73 理念的には、企業は信用リスクの変動を評価するために、全期間の債務不履行の発生確率の

変動を使用すべきである。しかし、全期間の債務不履行の発生確率を見積ることは困難であるため、本公開草案は、適切な場合には、この評価を行う際に 12 か月の債務不履行の確率の使用を認めている。IASB は、通常は、12 か月の債務不履行の確率の変化は全期間の債務不履行の確率の変化を示すことになり、要求事項と矛盾しないと考えた。さらに、こうした測定は健全性規制の要求事項で一般に使用されているので、12 か月の債務不履行の確率の使用を認めることにより、一部の金融機関が既存のシステムを（若干修正した上で）使用することが可能となり、導入のコストを低減することになる。

**BC74** アウトリーチの間に、一部の利害関係者は、IASB は全期間の予想信用損失の認識を要することとなる債務不履行の確率の変化の量を明示すべきだと要望した。この要望をした人々は、これにより明確化が与えられ比較可能性が高まると主張した。IASB はこのアプローチをいくつかの理由により追求しなかった。

(a) すべての企業が信用リスクの測定又は評価のために債務不履行の確率を使用しているわけではない（特に、規制対象の金融機関以外の企業）。IASB は、企業が金融商品及び信用リスクをさまざまな方法で管理しており、高度化の水準や使用する情報もさまざまであることに着目した。IASB が悪化の正確な定義を提案するとした場合（例えば、債務不履行の確率の 5% の変化）、企業はその評価を行うために債務不履行の確率を計算することが必要となる。したがって、信用度の変化の評価のコストが増大することになる。

(b) 選択する債務不履行の確率は恣意的なものとなり、企業がさまざまな種類の金融商品、満期及び内部的な信用度の結果として考慮すべき構造及び信用の価格付けを適切に反映することが困難となる。債務不履行の確率の選択の恣意性があるため、IASB はそれにより比較可能性が生じるという認識を疑問視している。したがって、IASB は悪化の要件は明確にすべきであるが幅広く定義すべきでもあると判断した。

全期間の予想信用損失の要件の適用を助けるため、IASB は適用指針を提供し、これには企業が考慮すべき情報の種類が含まれている。本公開草案は 2009 年 ED 及び SD からの従前の提案を維持している。企業は過大なコスト及び労力なしに利用可能な最善の情報を使用すべきだという提案である。

**BC75** 理念的には、また、予想信用損失の将来予測的な性格と整合させるには、企業は、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを評価する際に、将来予測的な情報を使用すべきである。例えば、信用リスクの価格、債務不履行の発生確率、内部又は外部の信用格付けなどである。しかし、多くの企業は信用リスクの管理を期日経過の状況に関する情報に基づいて行っており、信用度を個々の金融商品について詳細に評価する能力は限られている。したがって、IASB は、企業は期日経過の状況に関する情報を、他のもっと将来予測的な情報とともに、信用度の悪化の評価において、適切な場合には、考慮することができると決定した。悪化の要求を補足するとともに、この要件が発生損失の考え方への復帰とならないようにするため、IASB は、全期間の予想信用損失の要件は、資産が 30 日超の期日経過となっていて、他の将来予測的な借手固有の情報が利用可能でない場合に満たされるものとしなければならないという反証可能な推定を含めることを決定した。

## 信用リスクの低い金融商品についての例外

- BC76 IASB は、報告日現在で信用リスクが低い金融商品についての例外を盛り込んだ。信用リスクの変化に関係なく、企業はそうした金融商品について全期間の予想信用損失を認識してはならない。IASB がこの例外を導入したのは、モデルを適用する企業にとっての運用上のコストを低減し、モデルの費用対効果を高めるためである。IASB は、信用リスクの低い金融商品については、この例外が予想信用損失の認識時期及び金額に与える影響は、全期間の予想信用損失の認識が例外を設けない場合よりも遅くなることを考慮しても、最小限となると考えた。したがって、信用度の追跡及び信用度の悪化の評価は、信用リスクが十分に低く、不利な経済状況又は事業若しくは財務状況の変化が、せいぜい中期的又は短期的にキャッシュ・フローを完全に回収できないことにつながる可能性があるという金融商品に限定される。こうした信用リスクは通常は投資適格の市場慣行に相当する。すなわち、企業は信用リスクが投資適格に相当する金融商品について信用度の悪化を評価する必要はない。IASB の考えでは、こうした例外は、金融商品を信用度に基づいて区別することの便益とそうした区別を行うコストとの間の適切なバランスを達成するのに役立つ。IASB は、こうした信用度の金融商品は、全期間の予想信用損失の認識についての主要な焦点ではなかったことにも留意した。
- BC77 IASB がこのモデルを FASB と共同で開発していた際に、両審議会は、全期間の予想信用損失の認識には、悪化の要件に加えて信用度の要件の充足が必要となることに暫定的に合意した。その信用度要件は、当初は、「合理的に考え得る」債務不履行の確率で設定された。しかし、IASB のアウトリーチへの参加者は、どのような債務不履行の確率でも合理的に考え得るものであり、金融商品はすべてこのテストに該当するという含意となるとの懸念を示した。したがって、IASB はこの考え方をこれらの提案で使用しないことを決定した。さらに、IASB は、主として信用リスクの著しい増大に焦点を当てることによりモデルを単純化し、BC76 項で説明した例外を信用リスクの低い金融商品のみを使用することを決定した。

## 信用度の改善

- BC78 IASB の考えでは、企業は経済的利得を表す信用度の有利な変化を、経済的損失を表す信用度の不利な変化と統合的に認識すべきである。購入又は組成した信用減損金融資産（一般モデルが適用されない）については、企業は、信用度が当初認識後に改善した場合には、期待キャッシュ・フローの増加を反映して、利得を認識することになる。一般モデルに従って、当初認識以降に信用度が著しく悪化した金融商品が、その後に信用度が著しく改善して、全期間の予想信用損失の要件を満たさなくなっている場合には、企業は、損失評価引当金を、12 か月の予想信用損失と同額で再測定して、それにより生じる利得を純損益に認識すべきである。そうすることで、信用損失の予想が当初の予想に戻ったという事実が反映される。
- BC79 さらに、利益操作の可能性に関する懸念に対処するため、IASB は、損失評価引当金の残高を 12 か月の予想信用損失と同額に戻す変化については、全期間の予想信用損失の認識の要件で要求している信用度よりも高い信用度を要求することを検討した。IASB はこうした要求を棄却した。これは予想信用損失の有用性、中立性及び忠実な表現を低下させるものであ

り、これらよりも乱用防止の考慮を優先すべきではないからである。IASB は、こうした恣意的な区別は意図しない結果を生じる可能性があることにも留意した。例えば、12 か月の予想信用損失の認識に戻すためのハードルが高くなることにより、全期間の予想信用損失の認識をしたくないという誘因が生じることなどである。

## 個別評価かグループ評価か

BC80 IASB は、この提案は、企業が全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判断する際に、金融商品の評価を個別に行うべきか集行的に行うべきかを明示すべきかどうかを検討した。IFRS 第 9 号に従い、また、償却原価測定を用いると、会計単位は個々の金融商品である。しかし、これは、企業が当該技法を個々の金融商品に適用したとしても結果が同じになる場合に、企業が金融商品のグループに適用できる見積技法の使用を禁止するものではない。例えば、単一の要因が類似した金融商品のグループの信用度に影響を与える場合には、企業はその要因の悪化を、そのグループの中の個別の各金融商品の信用度が著しく悪化したか又はグループ全体の信用度が著しく悪化したと判断するために使用することができる。IASB は、企業は金融商品の特徴の類似したポートフォリオに組成時又は購入時にグルーピングすることができるが、最終的には、債務不履行となる可能性が高い金融商品とそうでない金融商品とを企業が区別することが可能となる情報が現れると考えた。時の経過により最終的な結果に関する不確実性が減少するにつれて、当該ポートフォリオの中の金融商品についての債務不履行の発生確率は、当該金融商品が債務不履行となるか又は全額回収されるまでに、分かれていくはずである。したがって、グルーピングの適切なレベルは時とともに変化することになり、IASB は、企業は、全期間の予想信用損失を認識する方が適切である（又は適切でない）サブグループが存在する場合には、それよりも高いレベルで金融商品をグルーピングすべきではないと結論を下した。

## 測 定

BC81 本公開草案における提案では、予想信用損失は金融商品の残存期間にわたるすべてのキャッシュ不足額の期待現在価値であり、したがって次の特性を反映すると述べている。

- (a) 生じ得る結果の範囲における偏りのない確率加重した金額 (BC83 項から BC91 項参照)
- (b) 貨幣の時間価値 (BC92 項から BC96 項)

BC82 2009 年 ED と同様に、IASB は、予想信用損失の測定の目的を強調するとともに、要求事項を原則ベースとし、予想信用損失を測定するための技法の特定はしないことを決定した。コメント提出者は、こうしたスタイルを採用することは、企業が具体的な状況の中で最もよく機能する技法を使用することを認めることにより、複雑性を低減し運用上の課題を軽減するのに役立つとコメントした。IASB は、ED が予想信用損失の測定に関して要求する情報セットは、過大なコスト又は労力なしに利用可能な最善の情報であり、これには将来予測的な情報が含まれることを明示した。SD と 2009 年 ED の両方が同じ情報セットを定めており、当該提案に対する意見を踏まえて、IASB は本公開草案においてそれらの提案を維持した。

## 期待値

- BC83 2009年EDでは、キャッシュ・フローの見積りは期待値であると提案していた。したがって、キャッシュ・フローの金額及び時期の見積りは、生じ得る結果を確率加重したものである。
- BC84 「予想信用損失」、「期待値」及び「期待キャッシュ・フロー」の用語で使用している「予想・期待 (expected)」という用語は、曖昧な用語ではなく、分布の確率加重平均を指す専門用語であり、最も可能性の高い結果や、最終的な結果についての企業の最善の見積りと混同すべきではない。
- BC85 2009年EDは将来予測的なモデルであり、資産を償却原価で測定するために金融資産の存続期間にわたる期待キャッシュ・フローの見積りを要求するものであった。2009年EDが暗黙の前提としているのは、金融資産の価格付けは予想信用損失の対価を含んでいなければならず（当該金融資産次第で、明示的に又は黙示的に）、それは本来的に期待値から算出されるという考えである。資産を最も可能性の高い結果を用いて価格付けとした場合、信用リスク・プレミアムが含まれないことになる（すなわち、企業は債務不履行の確率が50%未満の資産についてリスクの対価の価格付けを行わないことになり、また、企業が債務不履行の確率が50%よりも大きい資産を発行したり購入したりする可能性は低い）。
- BC86 2009年EDに対するコメント提出者の多くは、ポートフォリオについては期待値測定が概念的に正しいことに同意した。個々の貸付金に係る実際の損失が、ポートフォリオに係る信用損失の期待値に近似する可能性があるからである。彼らは、ポートフォリオには企業が予想信用損失を予測するために使用できる過去の業界データがあることが多く、また、取引が十分な頻度で発生するので、期待値はやがては実際の結果に近似すると述べた。
- BC87 しかし、2009年EDに対するコメント提出者の多くは、期待値という目的が、すべての生じ得る結果を確率加重した期待キャッシュ・フローの見積りを要求するものとなる（すなわち、確率的モデルやモンテカルロ・シミュレーションなどの複雑な統計的分析が必要となる）ことを懸念した。彼らは、これは信用損失の見積りを改善することなくモデルに運用上の複雑性を加えることになると考えた。コメント提出者は、期待値は現在利用可能なデータよりも著しく多量のデータを必要とすると述べた。特に、期待キャッシュ・フローの金額の具体的な時期の見積りを金融資産の存続期間にわたって行うことは困難であり、具体的な時期の見積りは期間が長くなればなるほど困難となることを懸念していた。多くのコメント提出者は、信用損失の金額を見積るために過去の情報、業界の見積り及び他の情報を使用することには安心感があるが、当該信用損失がいつ予想されるのかという具体的な時期については必ずしもそうではないと述べた。
- BC88 また、個別の金融資産についての期待値測定についての支持も少数であった。若干の財務諸表利用者を含む数名のコメント提出者が、個別の金融資産についての期待値測定を支持していたが、多くのコメント提出者は、そうした状況では最も可能性の高い結果の見積りを使用することを好んだ。彼らは、単一の金融資産について期待値を使用することは不適切だと述べた。いくつかの離散的な結果の平均としての見積損失は、必ずしも生じ得る結果のいずれ

かと等しくなるわけではないからである。IASB は、個別の金融商品に係る信用損失の期待値が実際の結果と等しくならない可能性があることは承知している。しかし、これは期待値が当該金融商品に関して財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しないことを含意するものではない。

**BC89** IASB の考えでは、期待値測定は企業の将来のキャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性に関する情報を提供する。これは、期待値測定が次のようなものとなるからである。

- (a) すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む）を用いた予想信用損失の検討を盛り込む。したがって、企業は複数のシナリオ及び生じ得る結果並びにそれらの確率を考慮することが要求される。
- (b) 金融商品の価格付けが予想信用損失の対価を含んでいることを反映する。企業は具体的な信用損失の見積りを単一の金融商品に帰属させないかもしれず、また、競争上の圧力が価格付けに影響を与える可能性もあるが、企業はそれでも、貸付金について組成時及び購入時に価格付けを行う際に、類似した債務者の信用度についての信用損失の予想を考慮する。
- (c) 発生信用損失モデルには（いかなる場合でも）復帰しない。すべての金融商品には債務不履行の発生確率があるので、この測定は最も可能性の高い結果ではなく債務不履行の確率を反映する。
- (d) 企業が測定を個々のレベルで行うのかポートフォリオのレベルで行うのかに関係なく、目的は同じとなる。したがって、測定のために金融商品をグルーピングするための具体的な要件を提案する必要はない。
- (e) 投資者にとって有用な情報（すなわち、投資の採算が取れないというリスクに関する情報）を提供する。

**BC90** IASB は、企業はさまざまな技法を使用して、詳細な統計的モデルを必要とせずに期待値の目的を満たすことができると考えた。期待値の計算は、企業があらゆる個々の生じ得る結果とその確率を特定する厳格な数学的演習である必要はない。むしろ、多くの生じ得る結果がある場合には、企業は期待値を算定するために完全な分布の中の代表的なサンプルを使用することができる。主要な目的は、少なくとも 2 つの結果が考慮されることである。債務不履行の確率と債務不履行が生じない確率である。多くの作成者は、期待値の適切な測定値を提供するような計算を内部目的ですでに実施している。

**BC91** また、IASB は、企業がさまざまな技法を用いて予想信用損失を測定できることも認識した。例えば、12 か月の予想信用損失の測定については、損失率の手法のように、明示的な 12 か月の債務不履行の確率をインプットとして含まない技法である。しかし、本公開草案では、損失評価引当金の測定のための許容できる技法又は方法を列挙していない。IASB が懸念しているのは、許容できる方法を列挙することは、予想信用損失の測定のための他の適切な方法を排除したり、予想信用損失の測定に要求される属性と整合的でない金額となる場合であっても特定の方法を無条件で認めるものと解釈されたりするおそれがあることである。むし

ろ、本公開草案は、予想信用損失の測定を目的を示し、企業が当該目的を満たすための最も適切な技法を決定することを認めることとしている。

### 割引率

- BC92 SD の提案と整合的に、本公開草案では、企業が予想信用損失の割引を、無リスク金利、関連する金融資産の実効金利、又はこれら 2 つの率の間のどこかの率のいずれかで行うことを認めている。
- BC93 SD の提案を開発した際に、IASB は、概念的に、資産に係るキャッシュ・フローの割引率が無リスク金利を下回ることはあり得ないことに留意した。IASB はさらに、2009 年 ED で使用した割引率が概念的には償却原価の計算に適切であることにも留意した。しかし、IASB が 2009 年 ED からの信用調整後の実効金利を上限として提案するとした場合、企業は、もっと容易に算定可能な率を使用できるのかどうかを判断するために、その率を計算することが必要となる。すなわち、そのような提案は、信用調整後の実効金利の算定の運用上の複雑性を避けられず、非生産的となる。したがって、IASB は、企業は無リスク金利と実効金利（信用調整前）との間のいずれかの率を割引率として使用すべきだと提案している。
- BC94 SD に対するコメント提出者の大半は、どの割引率を適用すべきかを企業が選択する際の柔軟性を支持した。これらのコメント提出者は、この柔軟性が、割引率の決定及び維持という運用上の課題を緩和するのに役立つことに同意した。彼らは、作成者がシステムの高度化のレベルや運用能力に合った率を選択できるようにすることが適切だとも感じていた。適切な率の決定に柔軟性を認めることを支持しなかった人々は、企業間の比較可能性を維持することを望んだ。
- BC95 IASB は、一部の信用リスク管理システムでは期待キャッシュ・フローを債務不履行の日まで割り引いていることに着目した。本提案は、企業が予想信用損失を報告日まで割り引くよう要求することになる。
- BC96 IASB は、SD の提案を確認することを決定したが、使用する割引率及びその率を決定する際に行った重要な仮定の開示を企業に要求することにした。この割引率の選択は、購入又は組成した信用減損金融資産には適用されない。それらについての償却原価測定は、常に信用調整後の実効金利を使用する。

### 債務不履行の定義

- BC97 本公開草案では、債務不履行を定義していない。むしろ、企業は債務不履行のさまざまな定義を使用できる（適用可能な場合には、規制上の債務不履行の定義を含む）。この決定を行う際に、IASB は、予想信用損失が債務不履行の定義の相違により変わることはないであろうと考えた。企業が債務不履行を定義する方法と、その債務不履行の定義を前提にして生じる信用損失との間の相殺的な相互関係があるからである。

### 金利収益の表示

---

- BC98 2009年EDでは、企業が金融資産に係る実効金利を決定する際に当初の信用損失の予想を考慮することとなるモデルを提案していた。したがって、金利収益は、当該金融資産に対する経済的な利回り又は実効利回りを表すものとなっていた。これと対照的に、本公開草案のデカップル（分離）アプローチでは、金利収益の認識と予想信用損失の認識とを区別して考慮する。これは、企業が予想信用損失を考慮に入れない総額での帳簿価額に対して金利を認識することを意味する。さらに、財務諸表利用者は、正味金利マージンと信用損失とを引き続き別個に分析することのできる金利収益認識モデルの必要性を強調した。しかし、IASBは、金融資産の中には、信用度が大きく悪化して、契約上の利回りを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しないこととなるものがあることに留意した。
- BC99 IASBの考えでは、減損の客観的証拠のある金融資産に係る金利収益の表示に関する問題は、金利収益が償却原価金額に対して算定される購入又は組成した信用減損金融資産（BC137項からBC141項参照）についての問題と同様である。したがって、報告日現在で金融資産の減損の客観的証拠がある場合には、本公開草案の提案では、企業が金利収益を償却原価金額（すなわち、総額での帳簿価額から損失評価引当金を控除した額）に実効金利を用いて計算して表示することを企業に要求することになる。こうした要求事項は、金利収益の計算及び表示に影響を与えるのみであり、損失評価引当金の測定には影響を与えない。
- BC100 IASBは、金利を償却原価金額に対して計算する資産の範囲をIAS第39号の第59項(a)から(e)に合わせることを決定した。したがって、減損の客観的な証拠のある金融資産は、損失評価引当金を全期間の予想信用損失で測定する金融資産の部分集合となる。IFRS作成者は、すでにIAS第39号に従ってこうした資産について金利を正味の償却原価金額に対して算定している。したがって、この提案による実務の変更は最小限となる。
- BC101 IASBは、予想信用損失モデルにおいて「発生損失」の要件を用いることへの懸念を承知している。しかし、IASBの考えでは、すべての資産について金利収益を償却原価金額に対して計算することを企業に要求することの運用上の課題を最小限にしつつ、金利収益の忠実な表現を維持することが必要である。
- BC102 IASBは、金融資産のこの部分集合について、非発生アプローチと同様に、ゼロの金利収益の表示を要求するアプローチを検討した。このアプローチでは、企業は、金融資産の部分集合に対する金利収益を同額の予想信用損失と相殺することを要求されることになる。ゼロの金利収益を表示することの利点は、運用上の単純さである。企業がこのアプローチを適用するために知る必要のある唯一の情報、金融資産の当該部分集合に対する金利収益である。すなわち、この提案は、金融資産の部分集合に関する損失評価引当金の識別を企業に要求しないことになる。しかし、この代替案の欠点は、期待キャッシュ・フローの現在価値の巻戻しの影響を他の予想信用損失と混合してしまうことである。IASBの考えでは、ゼロの金利のアプローチを金融資産の幅広いセットに適用することは、金利収益の表示の改善にはならない。経済的な利回りを、総額での帳簿価額と予想信用損失の現在価値での測定と整合的な方法で忠実に表現するものではないからである。

## 開 示

---

### 開示目的

BC103 開示の提案を開発する際に、IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における既存の開示を補足して、本公開草案で提案している予想信用損失モデルから具体的に生じる財務諸表利用者の追加的な情報ニーズを満たすことを図った。関連がある場合には、IASB は 2009 年 ED 及び SD の IASB のみの付録で提案した開示要求について受け取ったコメントを検討した。

BC104 IASB は、開示要求に関する 2 つの目的を特定した。これらは、企業は次のことを識別し説明する情報を開示しなければならないというものである。

- (a) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額
- (b) 信用リスクの悪化及び改善の影響

BC105 提案している開示は、IFRS 第 7 号における既存の要求事項の一部と重複する場合がある。IASB は、提案している開示を現行の基準における既存の開示と重複させる意図はない。しかし、本公開草案は、上記の 2 つの目的を満たすために必要なすべての関連性のある開示を含めている。

### 予想信用損失の計算

BC106 企業に予想信用損失の見積りを要求すると、予測の重大性と企業の判断の使用が増大することになる。さらに、このモデルは企業が新たな種類の情報を予想信用損失の測定に織り込むことを要求することになる。IASB の考えでは、企業がどのような種類の情報を予想信用損失の見積りに使用しているのかを理解することは、財務諸表利用者にとって有用となる。

BC107 SD では、損失評価引当金を測定するために必要となる見積り及び見積りの変更を説明するための開示を提案していた。例えば、

- (a) 予想信用損失の算定に用いたインプット及び仮定に関する情報
- (b) 特定のポートフォリオ又は地域から生じた信用損失への著しい影響の分析
- (c) 予想信用損失についての過去の見積りを実際の結果と比較した情報

BC108 概して、SD に対するコメント提出者（財務諸表利用者、作成者、監査人、規制当局者等）は、見積りをどのように決定したのかを説明する情報の開示は有用な情報であると考えていた。IASB が具体的な要求事項を明記することを望んだ数名のコメント提出者がいた。彼らは、SD の要求事項は曖昧すぎて、決り文句の開示につながる可能性があることを懸念していた。

BC109 多くのコメント提出者は、予想信用損失の過去の見積りと実際の結果との比較（「バックテスト」）を要求したSDの開示案を好まなかった。彼らは、予想信用損失の金額に関するバックテストは有用な情報の提供とはならず、予想信用損失の見積りには必ず判断が必要となるので、誤解を招く可能性があるとして述べた。また、提案された開示は、企業がすでにバックテストを実施している場合には、定量的情報のみを要求しているとも指摘した。また、多くの人は、オープン・ポートフォリオにおけるバックテストには、実際の信用損失の金額が当初の予想に含まれていたのかどうかを企業が確かめることが必要となるが、これは困難であろうとも指摘した。したがって、IASBはバックテストに関する開示案を削除し、他の開示を引き継いだ。

#### 総額での帳簿価額と損失評価引当金の調整表

BC110 SDでは、信用損失に係る損失評価引当金勘定を強制的に使用し、企業が損失評価引当金を決定する目的で区別している金融資産の2つのグループ（すなわち、「グッドブック」の資産と「バッドブック」の資産）の調整表を別に開示することを提案していた。コメント提出者のほぼ全員が、損失評価引当金勘定の強制的な使用を支持した。したがって、本公開草案では当該提案を維持している。

BC111 多くのコメント提出者は、企業が損失評価引当金を決定する目的で区別している金融資産の2つのグループの総額での帳簿価額の調整表と、関連するそれぞれの損失評価引当金の残高の変動の調整表を示すことは重要だとコメントした。数名のコメント提出者は、別個の調整表を示すことは煩雑であるとコメントし、企業はすべての資産について集計した単一の調整表を提供すべきだと考えていた。

BC112 多くの作成者は、金融資産の一方のグループから他方のグループへの変更の影響を開示することは困難だと指摘した。また、損失評価引当金をポートフォリオのレベルで算定する場合には、企業は損失評価引当金を個々の金融資産に配分しないとコメントした。その結果、変更の影響の開示は恣意的となり、企業は個々の資産をグループから変更する場合があるので、誤解を招くおそれもある。また、作成者は、この開示及びフロー情報のある開示に関連したコストは、多大なものとなると述べた。この情報をオープン・ポートフォリオについて提供するためには、企業は資産の動きを追跡して、新規の貸付金、認識の中止をした資産、異なる測定区分間での損失評価引当金の変更、及び信用損失の見積りの変更から生じる損失評価引当金の変動を計算することが必要となる。しかし、アウトリーチの間に、財務諸表利用者は次のような意見を一貫して強固に表明した。それは、損失評価引当金の測定区分の変更及びその影響は、企業の金融資産の信用度と信用リスク管理を理解する上での決定的に重要な要素であり、調整表は企業の金融資産ポートフォリオの透明性を大いに高めるという意見である。これらの開示にはシステム変更が必要となり、当該情報の提供のコストは高くなるが、IASBの考えでは、財務諸表利用者にとっての便益は、そうしたコストを上回る。

BC113 IASBは、定量的開示を補完するための説明的開示を提案している。IASBの考えでは、財務諸表利用者は、財務諸表に認識された予想信用損失の変動についての定性的説明により便益を得るであろう。予想信用損失の見積りは、次のようなことにより変化する可能性がある。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

例えば、金融商品の量の変化、全体的な市場の状況の変化あるいは重大な事象（例えば、政府債務の危機、政治的事件、信用リスクの重大な業種別又は地域別の集中の影響、気象関連その他の災害など）によるものである。この開示には、重大な事象が企業の損失評価引当金の計算にどのように影響を与えたのかを記述した定性的な説明を含めるべきである。財務諸表利用者は、総じて、こうした説明的な開示が既存の開示の中での変化及び計算を理解するのに不可欠であると述べていた。

### 担保の開示

BC114 担保は、予想信用損失についての企業の見積りの重要な要素である。例えば、担保が十分にあり貸付金を有している企業の方が、他の条件がすべて同じであれば、無保証の貸付金を有している企業よりも、信用損失に係る損失評価引当金の計上が少なくなる。IFRS 第 7 号の第 36 項(b)は、本公開草案で提案しているのと同様の情報の開示を要求している。しかし、IASB は、現行の担保の開示が過度に煩雑であり作成にコストがかかるとのフィードバックを受けたため、本公開草案で提案している担保の開示要求を、減損の客観的証拠のある金融商品に限定することを提案している。

### 全期間の予想信用損失の認識についての評価

BC115 IASB は、企業が全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを評価するための情報及び技法は、企業ごとに異なることを承知している。本公開草案はこのことを認識し認めている。企業が使用する情報及び技法は、所有する金融商品の内容及び他の要因に応じて決まる。したがって、IASB は、企業は全期間の予想信用損失をいつ認識するのかを決定するために使用したインプット、仮定及び技法を開示しなければならないと提案している。

### 個別に評価した金融商品

BC116 IFRS 第 7 号の第 37 項(b)は、現在、報告期間の末日現在で信用減損していると個別に判定された金融商品の分析を要求しており、これには、当該金融商品が信用減損していると判定した際に企業が考慮した要因の分析が含まれる。多くの企業がすでに、信用減損貸付金のうち個々に評価されたもの及び集合的に評価されたものの両方について、貸付金残高と損失評価引当金額を開示している。したがって、本公開草案では、それらの要求事項を、企業が全期間の予想信用損失の認識について個別に評価している金融商品に限定するように修正することを提案している。

BC117 アウトリーチ活動の間に、財務諸表利用者は、どの金融商品を企業が個別に評価しているのかを理解することに関心があると述べた。特に、その個別の評価が信用度の低下と当該金融商品のより綿密な管理によるものである場合である。こうした金融商品の中には、グループで評価されている金融商品よりも悪化していないものもあるが、IASB は、この区別は企業がどのように信用リスクを監視し管理しているのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つものであり、その相違が信用度の相違に起因するものではない場合であっても、有用だと判断した。

### リスクの分解

- BC118 全期間の予想信用損失の認識は、信用度の著しい悪化に基づくものであるため、12か月の予想信用損失が要求される内部的な信用度には広い幅がある可能性がある。財務諸表利用者に、損失評価引当金の変動及び企業の金融商品の信用度に関する情報を提供するため、IASBは、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失の両方について、金融商品の帳簿価額を信用リスクの区分に分解することを提案している。
- BC119 信用リスク別の分解は、ある一時点における信用リスク・プロファイルを示す。財務諸表利用者は、企業のポートフォリオに関連性のある信用度の範囲に基づく開示の相対的な性格に懸念を抱いており、その結果、比較可能性が欠けることになる（すなわち、ある企業にとっての高いリスクは、別の企業にとっては中程度のリスクにすぎない可能性がある）と述べた。さらに、経過期間の情報がないと、利用者は、リスク・プロファイルの変化が信用度の変化の結果であるのか、新たな金融商品の信用度の結果であるのかを理解することができない。しかし、彼らは、リスクの分解は、個々の会社の金融商品ポートフォリオについての理解を提供することになると考え、したがって、それを財務諸表注記に含めることを支持した。IASBがこの開示を提案しているのは、リスクの変動は予想信用損失の測定に影響を与えるので、測定の変化の決定要因に関する情報を財務諸表利用者に提供することになるからである。
- BC120 IASBは、提案している開示に、企業がこの開示を内部的な信用格付けと調整することを要求する文言を追加することを提案した。しかし、SDに対する回答は、この内部的なリスク格付け情報を私的なものと考えたことから、この具体化のレベルに反対した。したがって、IASBはこの調整表を提案しないことを決定した。

## 認識の中止

---

### 直接償却

- BC121 IASBの考えでは、「直接償却 (write-off)」の定義は、本公開草案の範囲に含まれる金融資産の総額での帳簿価額を忠実に表現するために必要である。また、この定義は開示要求のためにも必要である。2009年EDでは、「直接償却」という用語に関して同様の定義及び要求事項を含めていた。それらの定義に関しての肯定的なコメントを受けて、IASBは2009年EDに記載した定義を、最小限の変更を加えた上で維持した。

## 条件変更後の金融商品への一般モデルの適用

---

### 認識及び測定

- BC122 条件変更の中には、IFRS第9号に従って金融商品の認識の中止と新たな金融商品の認識を生じるものがある。しかし、条件変更が常に金融商品の認識の中止を生じるわけではないので、IASBは、提案しているモデルがこうした金融商品にどのように適用されることになるのかを検討した。

- BC123 本公開草案は、企業が損失評価引当金を認識すべきなのは 12 か月の予想信用損失なのか全期間の予想信用損失なのかを評価する際に、報告日現在での条件変更後の金融商品の信用度を当該金融商品の当初認識時の（条件変更前の）信用度と比較すべきだと提案している。信用リスクの低い（例えば、信用リスクが投資適格に相当する）金融商品についての例外は、条件変更後の金融商品にも適用される。
- BC124 この決定は、条件変更されているが認識の中止とはなっていない金融商品は、会計上の観点からは新たな金融商品ではなく、その結果、償却原価測定は同じ当初の実効金利を維持することになるという事実を反映している。したがって、予想信用損失モデルを他の金融商品と同様に適用して、当初認識以降の信用度の変動を反映すべきである。
- BC125 IASB は、問題の生じた金融商品の条件変更が複数回行われることは珍しくないので、条件変更後の金融商品について全期間の予想信用損失が要求されるのかどうかの評価が、楽観的又は悲観的すぎる予測に基づく場合があると考えた。IASB は、条件変更後の金融商品について 12 か月の予想信用損失と同額での損失評価引当金に変更することを禁止するか、又は 12 か月の予想信用損失の再設定を認める前に通常よりも厳格な要件を提案することを検討した。しかし、IASB が下した結論は、提案している悪化モデルは、全期間の予想信用損失の要件に該当しなくなった場合には、条件変更後の金融商品についての損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額での測定に戻すことを認めるべきであり、それが条件変更のない金融商品の処理案と整合的であるというものである。IASB の考えでは、こうしたモデルは取引の経済的実態を忠実に表現するものであり、乱用防止の目的を忠実な表現よりも優先させるべきではない。さらに、IASB は、企業が金融商品の条件変更を行うのは、信用の悪化による場合だけではないことに着目した。
- BC126 IASB は、企業が信用度の悪化の評価を条件変更の時点での信用度との比較により行うべきかどうかを検討した。しかし、このようなアプローチを用いると、金融商品は、定義上、条件変更時には著しくないとはいえないレベルの信用度の悪化を経験していないことになる。その結果、IASB がこのアプローチを採用したとした場合には、企業はすべての条件変更後の金融商品について、条件変更の時点では 12 か月の予想信用損失を認識することになる。しかし、IASB はこのアプローチを棄却した。当初の金融商品は認識の中止となっていないので、条件変更後の金融商品は新たな金融商品ではないからである。したがって、他のすべての金融商品について、IASB は、企業は報告日現在の信用度を当初認識時の（条件変更前の金融商品の）信用度と比較すべきだと提案している。IASB は、企業は条件変更後に生じる信用度の基礎を、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを満たす能力に置くべきであることに留意した。

### 総額での帳簿価額の調整

- BC127 IASB は、金融資産の金利収益及び予想信用損失の認識についてデカップル（分離）したアプローチを提案している（購入又は組成した信用減損金融資産を除く）。デカップルのアプローチに従って、企業は金利収益の計算を、実効金利を総額での帳簿価額（すなわち、損失評価引当金についての減額をしていない金額）に乗じることにより行うことになる。したが

って、企業は、契約上のキャッシュ・フローの条件変更をしている場合には、金融資産の総額での帳簿価額を修正すべきである。例えば、信用損失が条件変更により具体化した場合には、企業は総額での帳簿価額の減額を認識すべきである。総額での帳簿価額の修正により上方修正が生じて利得の認識となる場合がある。購入又は組成した信用減損金融資産を除いて、新たな総額での帳簿価額は、契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた額を表すことになる。企業が条件変更前の予想信用損失を現在の割引率を用いて測定とした場合、償却原価金額の修正の合計が、条件変更時の信用損失のみに関するものではない純損益への影響を生じる可能性がある。これは、総額での帳簿価額と損失評価引当金に使用される割引率の相違によるものである（すなわち、たとえ契約上のキャッシュ・フローが変化していない場合であっても、割引率の変動により生じる利得又は損失がある）。

## ローン・コミットメント及び金融保証契約への一般モデルの適用

### 認識及び測定

BC128 SD では、企業が同じ予想信用損失モデルを金融保証契約及びローン・コミットメントに適用すべきかどうかをコメント提出者に質問していた。コメント提出者の大半は、企業は同じモデルを適用すべきであることに同意した。企業はこれらの金融商品のすべてについて同じ方法で信用リスクを管理しているからである。

BC129 本公開草案では、企業は、与信を行う現在の契約上の義務がある場合には、ローン・コミットメント及び金融保証契約から生じる予想信用損失に係る引当金を認識すべきだと提案している。与信を行う義務の予想信用損失（オフバランスシートのエクスポージャー）は、貸付金及び他のオンバランスのエクスポージャーと同様である。唯一の相違は、後者の場合には、借手がすでにローンを引き出しているのに対し、前者ではそうではないという点である。予想信用損失に係る負債の認識は、与信を行う現在の契約上の義務があるローン・コミットメント及び金融保証契約に限定される。与信を行う現在の契約上の義務がない場合には、企業は与信を行う前にローン・コミットメントを取り消すことができる。したがって、IASB は、与信を行う現在の契約上の義務がない場合には、ローン・コミットメント又は金融保証契約について負債は存在しないという結論を下した。

BC130 企業は、一般モデルをこれらの金融商品に適用する。それには、12 か月の予想信用損失を認識すべきなのか全期間の予想信用損失を認識すべきなのかを判定するための、信用度の悪化の評価が含まれる。ローン・コミットメント及び金融保証契約の予想信用損失を見積る際に、インプット要素の1つに関して追加的な不確実性が生じる。債務不履行時のエクスポージャーである。ローン・コミットメントの債務不履行時のエクスポージャーを測定するためには、発行企業は借手が債務不履行時に引き出している金額を見積る必要がある。すなわち、発行企業は、未行使の融資枠のうち借手が融資額に転換するであろう部分（通常、信用転換係数又は利用率と呼ばれる）を見積る必要がある。一部の金融機関は、自己資本規制の目的で同様の評価を行うことを要求されている。

BC131 SD に対するコメント提出者及び IASB のアウトリーチへの参加者は、金融商品の存続期間

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

にわたる将来の資金引出しを見積ることは、追加的な複雑性を持ち込むことになる旨指摘した。こうした追加的な複雑性は、顧客の行動をより長い期間について見積ることに伴う不確実性により生じる。利害関係者は、この要求事項が、企業の満たすことのできない正確性の標準に企業を拘束するものとなることを懸念している。

**BC132** IASB は、金融商品の存続期間にわたり将来の資金引出しを見積ることに伴う複雑性を承知している。それでもなお、この見積りは、首尾一貫した予想信用損失モデルを有するためには必要である。それがないと、オンバランスのエクスポージャーとオフバランスのエクスポージャーとの間の恣意性をなくすという目的が損なわれる。したがって、IASB は、企業は信用を供与する現在の法的義務が存在する期間にわたり利用行動を見積らなければならないと提案している。

**BC133** IASB は、将来の資金引出しの見積りに関して提案された下記の代替案を検討して棄却した。

(a) 将来の資金引出しの見積りを今後 12 か月に限定する。12 か月の期間にわたる見積りを使用すると複雑性は低くなるが、こうした限定は恣意的であり、全期間の予想信用損失の見積りと矛盾する。

(b) 将来の資金引出しを過去の情報のみに基づいて見積る。見積りを過去の情報に限定すると複雑性は低くなるが、予想信用損失モデルの目的と矛盾する。過去の利用率は、将来の資金引出しに関する良い指標にはなり得るが、企業は、予想信用損失を見積る際には現在及び将来の予想も考慮することが必要となる。

(c) 健全性規制当局が提供する信用転換係数を使用する。規制当局は通常、12 か月の期間にわたる信用転換係数を提供している。一般に、それは将来予測的ではなく、商品の種類に固有又は企業に特有のものである。(a)及び(b)で述べた問題点と同様、予想信用損失を見積る際にこうした標準化した変数を適用することはモデルと矛盾する。また、こうした規制の対象となっていない企業については問題点への対応にならない。

**BC134** ローン・コミットメント及び金融保証契約はまだ資金化されていないので、実効金利法及び実効金利が適用可能ではない。ローン・コミットメントと金融保証契約は、それぞれ、将来において貸し付ける確約と信用損失を補償する約束である。したがって、それらの金融商品単独では（資金引出しの前には）金利の概念が生じない。むしろ、ローン・コミットメント及び金融保証契約のキャッシュ・フローの性格は、デリバティブと類似している。金利収益が適用されないという事実は、IFRS 第 9 号の範囲に含まれるローン・コミットメント及び金融保証契約の会計処理に反映されている。そうしたローン・コミットメント及び金融保証契約については、関連する手数料収益の収益認識は実効金利法を使用しない。したがって、IASB は、金融資産から生じる予想信用損失の測定に係る割引率についての要求事項を、ローン・コミットメント及び金融保証契約から生じる予想信用損失の測定に係る割引率についての要求事項に単純に拡張することはできない。

**BC135** その結果、IASB は、ローン・コミットメント又は金融保証契約から生じる予想信用損失を割引く際に適用すべき割引率は、次のものを反映する率とすることを提案している。

- (a) 貨幣の時間価値についての現在の市場の評価（すなわち、無リスク金利）
- (b) キャッシュ・フローに固有のリスク（当該リスクが、割引の対象となるキャッシュ・フローの調整ではなく、割引率の調整により考慮される範囲で）

BC136 IASB は、ローン・コミットメント及び金融保証契約について損失評価引当金を認識することは不適切となることに留意した。損失評価引当金を表示すべき対応する資産がないからである。したがって、IASB は、企業はこうした金融商品に係る予想信用損失を財政状態計算書上において引当金として認識しなければならないと要求することを決定した。

## 一般モデルに対する例外

### 購入又は組成した信用減損金融資産

#### 認識及び測定

- BC137 本公開草案は、IAS 第 39 号の AG5 項の適用範囲及び要求事項を引き継ぐことを提案している。それにより、企業は、当初認識時に減損の客観的証拠がある金融資産についての実効金利を計算する際に、当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることが要求される。さらに、企業は、この測定の要求の対象となる金融資産からの金利収益を、純損益及びその他の包括利益計算書に表示しなければならない。これは信用調整後の実効金利を当該金融資産の償却原価（損失評価引当金について調整後）に適用することにより計算される。
- BC138 提案している一般モデルを開発した際に、IASB は、2009 年 ED で提案していた要求事項の適用により提供されることになる優れた情報があることを認識した。特に、金融資産の信用度が非常に低く当初認識時に減損の客観的証拠がある場合である。IASB の考えでは、このモデルは一般モデルよりもこれらの金融資産の背景にある経済的実態を忠実に表現するものであり、このより適切な表現の便益はこれらの金融資産についてのコストを上回る。財務諸表利用者の一部は、比較可能性を確保するためすべての金融資産についての単一の予想信用損失モデルが好ましいとするであろう。しかし、IASB の考えでは、購入又は組成した信用減損金融資産に一般モデルを適用しても、望まれた比較可能性は達成されない。当該モデルはこの金融資産のセットについて背景にある経済的実態を忠実に表現しないからである。
- BC139 IASB は、これの適用範囲は通常は購入した金融資産に関するものであるが、稀な状況において、その範囲に含まれる金融資産が組成される場合があることに留意した。しかし、これは、低い信用度で組成された金融資産のすべてが範囲に含まれることを意味しない。当初認識時に減損の客観的証拠がなければならない。IASB は、問題の生じた資産について認識の中止を生じるような大幅な条件変更が行われた状況を考慮した。こうした場合には、その条件変更が、新たな資産が減損しているという客観的な証拠となる可能性がある。
- BC140 2009 年 ED と整合的に、このモデルは当初の信用損失の予想を実効金利の一部と考えているので、金利収益は資産の実効利回りを表すことになる。企業は、当初の予想信用損失の変動を利得又は損失として認識する。BC23 項は、2009 年 ED のモデルをすべての金融資産に

適用するとした場合に生じるであろう運用上の課題を示している。しかし、本公開草案の提案を開発した際に、IASB は、IAS 第 39 号のこの要求は実務上の問題になっていないと観察し、これを維持することを提案するとともに、作成者にとっての運用上の課題を最小限にするために IAS 第 39 号に基づいた適用範囲を使用することを提案している。

開示

BC141 IASB は、当初認識時に減損の客観的証拠がある金融資産とそうでない金融資産との比較可能性を改善することを図った。財務諸表利用者は、こうした開示はこの会計処理の領域における複雑性の一部を軽減するのに役立ち、信用損失の予想に有利な変化があった場合に企業が回収できる可能性のある契約上のキャッシュ・フローを検討できるようになると述べた。したがって、本公開草案では、企業は購入又は組成した信用減損金融資産の当初認識時に価格に黙示的に含まれている予想信用損失を開示すべきだと提案している。

**営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ**

認識及び測定

BC142 本公開草案は、ED/2010/6「顧客との契約から生じる収益」（「収益認識 ED」）に従った重大な財務要素のない営業債権を次のように会計処理することを提案している<sup>27</sup>。

- (a) 企業は、当該営業債権を、当初認識時に収益認識 ED で定義している取引価格（すなわち、多くの場合には請求金額）で測定することを要求される。
- (b) 企業は、当該営業債権について存続期間全体を通じて全期間の予想信用損失に係る損失評価引当金を認識することを要求される。

BC143 企業は、収益認識 ED に従った重大な財務要素のある営業債権と、これとは別に、IAS 第 17 号「リース」又はリース・プロジェクトの暫定的決定に従ったリース債権の両方について、会計方針の選択肢を有することになる。それらの会計方針の選択肢は、企業が提案されているモデルを完全に適用するのか、全期間の予想信用損失に係る損失評価引当金を当初認識時から認識の中止時まで認識するのか（単純化したアプローチ）のいずれかの選択を企業に認めるものとなる。IASB は、この選択肢を営業債権とリース債権について認めると比較可能性が低下することに留意した。しかし、高度化した信用リスク管理システムを有していない企業にとっては、信用度の悪化を追跡することの実務上の懸念の一部を軽減することになる。さらに、重大な財務要素のない営業債権の中で満期が 1 年より長いものは多くないので、全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同じか又は非常に類似したものとなる。IASB の考えでは、比較可能性を達成することの便益は、この場合に完全なモデルを導入す

<sup>27</sup> IASB は、新しい収益認識の基準を本公開草案の提案の最終確定の前に公表する予定である。当面、企業はこれらの要求事項の営業債権への適用を、それらが IAS 第 18 号「収益」に従った財務取引を構成するかどうかに基づいて行わなければならない。企業は、IAS 第 18 号に従った財務取引を構成しない債権については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識することを要求される。

るためのコストを上回るものではない<sup>28</sup>。

- BC144 2009年EDでは、企業は予想信用損失モデルを営業債権に適用すべきだと提案し、企業が引当マトリクスを使用できるという実務上の便法を提案していた。2009年EDに対するコメント提出者の多くは、予想信用損失モデルを利付でない（例えば、短期の）営業債権に適用しても、満期が短いため、発生損失モデルよりも有用な情報の提供とはならないとIASBに述べた。また、高度化されていない金融機関や非金融機関にとっては、予想信用損失モデルを適用する際に運用上の課題が生じるであろうとも指摘した。IASBはこれらの懸念を認識したが、予想信用損失モデルを適用するためのさまざまな方法があり、企業には有用な情報を失わずに予想信用損失モデルの適用のコストを低減するための柔軟性があることに留意した。したがって、IASBは追加的なアウトリーチを実施して、現行の実務及び予想信用損失モデルを営業債権に適用することの運用上の課題について情報を収集した。このアウトリーチでは、IAS第39号の現行の減損の要求事項の実務上の適用により、信用損失が営業債権が期日経過となるまで認識されない結果となる（当該債権について別の信用損失事象が認識される場合は別として）ことが多いことが示された。アウトリーチの参加者の一部は次のように考え、IASBも同意した。営業債権が期日経過となる前に、より将来予測的なベースで損失評価引当金を認識することを企業に要求すれば、財務報告の改善となるという考えである。
- BC145 アウトリーチ参加者の一部は、予想信用損失モデルを重大な財務要素のない営業債権に適用する際に重大な運用上の課題はないとも述べた。これらの参加者は、予想信用損失モデルが実務の変更を必要とすることは承知しているが、現行の方法論の中に将来予測的な情報を織り込むことができると考えている。さらに、アウトリーチ参加者は、IASBは最新の営業債権（すなわち、期日を経過していない債権）への予想信用損失モデルの適用の運用可能性を、有用な情報を失わずに高める余地があると指摘した。IASBの考えでは、引当マトリクスは、これらの営業債権についての予想信用損失をこれらの提案の目的に従って測定するための許容可能な方法となり得る。企業は、実績引当率（過去の結果の平均値である）を調整して、現在の状況に関する関連性のある情報を、合理的で裏付け可能な予測及び予想信用損失への影響（貨幣の時間価値を含む）とともに反映することになる。こうした技法は、本公開草案で示している予想信用損失の測定目的と整合する。
- BC146 IASBは、リース・プロジェクトで行われた暫定的決定により、リース債権の測定が、IFRS第9号に従って償却原価で測定される金融資産と同様の方法で行われることとなることに留意した。しかし、実効金利法の適用の相違などを含めて、いくつかの相違がある。リース契約に含まれているキャッシュ・フローは、条件付の支払のように、本公開草案の要求事項の対象となる他の金融商品にはない特性を含んでいる場合がある。条件付及び変動のリース料の存在により、次のことが生じる。
- (a) リース債権の測定に含まれるキャッシュ・フローを特定するための具体的な要求事項

<sup>28</sup> ただし、企業が一般モデルの適用を選択とした場合には、期日経過の情報を悪化の評価に利用することができよう。

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

(条件付支払を含めるための要件、更新オプションの取扱い、組込デリバティブの分離など)

(b) 割引率の算定に対する結果的な影響 (すなわち、(a)を前提にすると、割引率は、必ずしも償却原価で測定する金融資産についての実効金利と同じ方法で算定できない)。

BC147 一部のリース債権の測定は本公開草案の範囲に含まれる他の金融資産の測定と異なることになるが、IASB は、それは異なるモデルを適用する理由にはならないと考えている。IASB の考えでは、提案している予想信用損失モデルは、次の前提が成り立つ限り、リース債権に適用することができる。

(a) 予想信用損失の評価の対象とされるキャッシュ・フローが、リース債権の測定に含められているキャッシュ・フローと整合的である。

(b) 予想信用損失を割り引くために使用される率が、IASB がリース・プロジェクトで提案している率と整合的である。

BC148 リース取引において、貸手が受け取るべきキャッシュ・フローは、基礎となるリース資産により保全されている。貸手は原資産を所有しており、債務不履行の場合には当該資産を取り戻すことになるからである。今後公表予定のリースに関する改訂後公開草案の要求事項に従って、貸手は、一部のリースについて、リース債権及び原資産の構成部分を表す残余資産を認識することになる。そうした場合、貸手は、損失評価引当金を測定する際に、リース債権の基礎となっている資産の使用権に関する担保の価値を考慮すべきである。

### 開示

BC149 本公開草案は、企業が単純化したアプローチを適用する場合には、営業債権及びリース債権について一般的開示への例外を提案している。これには、企業が営業債権及びリース債権に単純化したアプローチを適用する場合の、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失との間の変更に関する情報の提供に関連した開示の免除が含まれている。

## 経過措置

BC150 本公開草案は次のことを提案している。

(a) 企業は、提案されている要求事項を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。ただし、下記の例外を除く。

(i) 提案している要求事項の適用開始日において、金融商品の当初認識の時点での債務不履行の発生確率を入手するのに過大なコスト又は労力を要する場合。この場合には、当該金融商品が認識の中止となるまでの各報告日において、損失評価引当金の測定を、信用リスクが当該報告日現在で低いかどうかのみに基づいて決定しなければならない。

(ii) 企業は過去の期間の修正再表示を要求されない。ただし、企業は、事後的判断の使

用なしに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。

企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、適用開始日を含む事業年度の期首において、企業は当該事業年度の利益剰余金（又は、適宜、資本の他の内訳項目）の期首残高を、提案している要求事項の適用の影響について修正しなければならない。

(b) IFRS 第 9 号を最初に適用する報告期間において、企業は、下記の要求事項に従えば報告されていたであろう表示科目の金額の開示を要求されない。

(i) 過去の期間について本公開草案の提案

(ii) 当期について IAS 第 39 号

(c) 本公開草案の適用開始日において、企業は、IAS 第 39 号又は IAS 第 37 号の定めに基づく期末の減損引当金を、本公開草案の提案による期首の損失評価引当金又は引当金に調整する開示の提供を要求される。企業は、この開示を IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号に従った関連する金融資産の測定区分ごとに提供しなければならず、測定区分の変更がその日現在の損失評価引当金に与える影響を区別して示さなければならない。

BC151 IAS 第 8 号は、基準に具体的な経過措置がない場合の会計方針の変更についての原則及び枠組みを定めている。IAS 第 8 号は、一般的ルールとして、遡及適用は財務諸表利用者に最も有用な情報をもたらすものであり、期間固有の影響又は変更の累積的影響を計算することが実務上不可能である場合を除いて、望ましいアプローチであると述べている。実務上不可能であることの定義には、予想信用損失の見積りに関連性のある過去の情報を、その早い日の時点では利用可能でなかったはずの情報と客観的に区別することが可能でない状況が含まれる（IAS 第 8 号では、この状況を「事後的判断」と呼んでいる）。

BC152 提案している予想信用損失モデルの遡及適用に関して、2つの主要な論点がある。

(a) 当初の信用度のデータの利用可能性——提案しているモデルは、損失評価引当金の残高を全期間の予想信用損失と同額で設定すべきかどうかの判断を、金融商品の当初認識以降に信用度の改善があったかどうかについての企業の評価に依拠している。企業は IASB に、通常は当初の信用度に関する情報を現時点では保持しておらず、移行時にこの評価を行うことは困難である可能性が高いと述べた。

(b) 事後的判断のリスク——企業は従来、会計目的で予想信用損失を認識したり開示したりすることを要求されていなかった。したがって、過去の期間における予想信用損失の金額の認識と測定するために事後的判断が使用されるリスクがある。

### 当初の信用度のデータの利用可能性

BC153 本公開草案の提案では、企業は、提案しているモデルを最初に適用する際に、既存の金融商品について当初認識時に利用可能な信用度に関する情報を使用することを要求されるとしている。ただし、こうした情報の入手に過大なコスト又は労力を要する場合は除く。企業が

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

移行時に当初の信用度に関する情報を使用しなかった金融商品については、認識の中止となるまでのいずれかの報告日において、信用リスクが低くない（例えば、信用リスクが投資適格に相当するものでない）場合には、当該金融商品について全期間の予想信用損失の認識が要求される。

BC154 このようなアプローチは適用が比較的単純であるはずである。これらの金融商品について当初の信用度との比較での信用度の変化の評価が必要とされないからである。さらに、報告日現在での信用度を評価する信用リスク管理システムと対応している。しかし、IASB は、この救済措置は、企業が当該モデルを適用するために支払の期日経過の状況を使用している場合には、適用可能ではないと決定した。金融商品が当初認識以降に悪化しているのかどうかを判断するための必要な情報を有していることになるからである。

BC155 IASB は、企業が報告日現在の信用度のみを基礎とするアプローチを使用する場合には、認識すべき予想信用損失の金額を決定する際に、当該アプローチでは当初認識以降に発生している信用の悪化を企業が考慮することが認められないことを承知している。したがって、企業は、信用リスクが低くない（例えば、信用リスクが報告日現在で投資適格に相当するものでない）金融商品について、全期間の予想信用損失を認識することを要求されることになる。これは、たとえ企業が当該金融商品の価格付けを当該リスクを反映するように行っていて、当初認識以降に信用度の著しい悪化が生じていない場合であっても、そうなる。また、事業モデルが信用リスクの低くない（例えば、信用リスクが報告日現在で投資適格に相当するものでない）金融商品の組成又は購入に重点を置いている企業にとっては、より不利な影響がある。信用度のみを評価を要求することは、当初の信用度に関する情報を要求事項案への移行時から使用することを推奨する可能性があり、提供される情報の比較可能性と質を高めることになる。しかし、状況によっては、こうしたアプローチは当初の信用度に関する情報の使用を阻害する可能性がある。特に、企業が要求事項案への移行時に当該金融商品に係る全期間の予想信用損失を吸収できる場合である。

BC156 全体的なモデルとの不整合を承知しつつ、IASB は、こうしたアプローチが有用な情報の提供とその提供に関連するコストとのバランスを取る最善の方法であると判断した。IASB は下記の代替案を検討して棄却した。

(a) 既存の要求事項を過去分に継続適用する (**grandfathering**) ——BC152 項に示した論点の両方に対処するような移行のアプローチの1つとして、IASB が適用開始日において既存の金融商品について現行の減損の要求事項を「継続適用する」ことが考えられたであろう。すなわち、企業は要求事項案への移行時に存在しているすべての金融商品にIAS第39号の減損の要求事項を引き続き適用する。これは要求事項案の将来に向かっての適用の一形態となる。この継続適用アプローチは、要求事項案の適用前の期間について予想信用損失を測定する必要性をなくすことになり、また、要求事項案への移行時において当初認識時の信用度に関する情報が利用可能でなかったり入手が煩雑であったりする金融商品に対しての要求事項案の適用の問題も解消することになる。また、全面的な遡及適用（すなわち、比較対象期間の修正再表示も含んだ遡及適用）を要求するとした場合に可能となる強制発効日よりも早い強制発効日をIASBが定めることも可能とな

る。新たなモデルへの移行を行う際の資本への重大な影響の可能性（一部の企業には規制上の影響を生じる可能性がある）を懸念する人々は、このアプローチを肯定的に見るであろうが、予想信用損失の会計処理の改善を遅らせることになり、比較可能性も低下する。さらに、企業は IAS 第 39 号の減損モデルと新たな予想信用損失モデルの両方に従った情報を、継続適用する金融商品のすべての認識の中止をするまで作成することが必要となり、少なくとも一部の企業にとっては煩雑となる。こうした理由により、IASB は移行について継続適用アプローチを棄却した。

- (b) 金融商品の当初認識時の信用度をリセットして、提案しているモデルの適用開始日現在の信用度を反映するようにする——これは、3 つの代替案の中では最も煩雑性が少なくなっていたであろう。すべての金融商品について企業が過去の信用履歴を無視するものだからである。企業は信用度の悪化又は改善を、当初認識時の信用度との比較ではなく、提案しているモデルの適用開始日から考慮することになる。IASB はこのアプローチを棄却した。当初認識以降に発生した信用度の悪化又は改善を無視することになり、予想信用損失を忠実に表現しないこととなるからである。
- (c) 企業が当初の信用度の情報を使用しない金融商品について、移行時の全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を、認識の中止時まで認識する——この代替案は、適用が比較的単純となっていたであろう。信用度の変動を、移行時にも、関連する金融商品の存続期間にわたっても、企業が分析することを要求しないとするものとなっていたからである。しかし、この代替案は全体的なモデルの目的（信用度の変化を反映するように設計されている）と不整合である。このアプローチは、信用度が実際には当初認識時よりも良好である金融商品について企業が全期間の予想信用損失を認識する結果ともなる。

## 事後的判断

BC157 本公開草案の要求事項の適用開始日において、経過措置の提案では、必要な情報が事後的判断の使用なしに利用可能である場合には、比較対象期間の修正再表示を認めるが、要求はしないこととしている。これは、過去の期間において全期間の予想信用損失の認識を要求すべきかどうかの決定、及び、より一般的には、過去の期間における予想信用損失の測定に、事後的判断が使用されるリスクに対処することになる。企業はそれらの決定を行うために「過去を振り返る」ことはしないことになるからである。その代わりに、提案しているモデルを最初に適用する期間の期首において、企業は損失評価引当金を提案しているモデルにその日現在で従ったものとなるように修正し、資本の期首の内訳項目を修正する。企業は、依然として、提案されているモデルを（修正後の）遡及ベースで適用することになる。損失評価引当金の残高が、当初の信用度に関する情報に基づいて決定されるからである（BC150 項に示した経過的な救済措置の適用がある）。その結果、企業は、当初の信用度を使用して、新たな要求事項への移行時に、損失評価引当金の測定を全期間と 12 か月のいずれの予想信用損失と同額で行うべきかを判定する。比較情報の修正再表示の禁止は、新しいモデルの適用により生じた損失評価引当金の残高を、企業が提案を最初に適用する期間の期首から財務諸表に反映することを意味することになる。

BC158 IASB は、事後的判断のリスクに対処する別の方法として、新たな要求事項の公表と強制発効日との間に長い準備期間を設けて、企業が修正再表示後の比較情報を提供するために比較対象期間について予想信用損失を同時に計算できるようにすることも考えられることに留意した。しかし、より長期の準備期間を考慮するにあたり、IASB はこのプロジェクトの緊急性に留意した。提案しているモデルを企業が遡及適用できる（修正再表示後の比較情報の提供を含む）ような準備期間を、事後的判断のリスクに対処するやり方で設けるとすると、最終の要求事項の公表と強制発効日との間に相当の遅延が生じることになる。これは次の理由による。

(a) これまでのアウトリーチでは、企業は提案されているモデルの導入の準備のために 2 年から 3 年が必要となる可能性があることが示されている。

(b) IFRS が企業に表示を要求している比較対象期間は 1 期だけであるが、多くの法域では、より多くの過去の比較対象期間の表示を企業に要求している。

BC159 また、IASB は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトのすべてのフェーズについて同じ強制発効日を要求するというアプローチを追求している。減損のフェーズについて長い準備期間を導入することは、分類及び測定並びにヘッジ会計の要求事項の強制発効日に影響を及ぼすか、あるいは IASB が当プロジェクトのすべてのフェーズに同じ強制発効日を要求することを再検討することが必要となる。IASB は各フェーズを IFRS 第 9 号の他の要求事項を念頭に置いて開発してきたので、異なるプロジェクト・フェーズについて異なる強制発効日を設定することとすると、複雑性が増し、不測の事態の可能性もある。

BC160 さらに、提案を反映するように比較対象期間の修正再表示を要求とした場合、2 つのモデルを並行して運用することが必要となり、少なくとも一部の企業にとっては非常に煩雑となる。

BC161 そうした要因のすべてを考慮して、IASB は、比較対象期間の修正再表示を強制適用までの長期の準備期間との組合せで要求する提案はしないことを決定した。

## 経過的開示

BC162 適用開始日において、IASB は、企業が IAS 第 39 号に従って作成した期末の減損損失に係る引当金を IFRS 第 9 号に従った期首の損失評価引当金に調整する調整表を測定区分ごとに開示し、分類の変更がその日現在の損失評価引当金の残高に与える影響を区別して示すべきであると提案している。これは、提案されているモデルの適用の影響を財務諸表利用者が理解するために必要な情報を提供することになる。したがって、新しいモデルを最初に適用する際に、企業が当期において IAS 第 39 号の減損モデルに従えば報告したであろう表示科目の金額の開示は、要求すべきではない。

## IFRS の初度適用企業

BC163 本公開草案を公表する際に、IASB は、IFRS の初度適用企業についての IFRS 第 9 号への移行を本プロジェクトの再審議において再検討することになることに留意した。この再検討に

は、2012年11月に公表したIFRS第9号の限定的修正案を含める予定で、IFRSの初度適用企業にIFRS第9号の採用のための十分な準備期間が与えられ、既存の作成者と比較した不利にならないことを確保するようにする。その時までは、IFRSの初度適用企業がIFRS第9号の利用可能な版の早期適用を選択する場合には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」のうちIFRS第9号に関連する現行の要求事項に従うことになる。

## 本公開草案に関する影響の分析

### はじめに

- BC164 IASBは、新たな要求事項案の導入により生じそうなコストと新しい提案に関連して生じそうな継続的な適用コスト（このコストと便益を総称して「影響」と呼ぶ）を評価し、知識を共有することを約束している。IASBは、本提案の影響の分析は、本提案の対象となる金融商品の償却原価に関して提案しているアプローチの影響の方向性を検討するが、当該影響の大きさは数量化できないことに留意している。これは、全体的な大きさを計算するには、新たな情報（当初認識時の信用度など）を収集するために企業が本提案を自らの金融商品に適用してシステム変更を行うことが必要となるためである。これらのすべてには、かなりの時間、労力及びコストが必要となる。また、損失評価引当金に与える影響は、モデルを適用するために利用でき、一方で、企業の信用リスク管理システムの高度さにある程度依存する信頼性のある情報の利用可能性及びそれへのアクセスに左右される。これらは、企業が本提案を適用するまでは評価することができない。
- BC165 さらに、IASBは、さまざまな法域にわたる企業が、IAS第39号における現行の減損の要求事項をさまざまな方法で適用していることを承知している。これは、部分的には、各国又は各法域の規制上の定義及び要求事項との相互関係によるものである。
- BC166 したがって、本提案が企業の財務報告に与える影響の大きさは、次のような事項に左右される。企業が保有する金融商品、企業がIAS第39号の要求事項を適用してきた方法、企業の信用リスク管理システムの高度さや、以下に関する情報の利用可能性である。その情報とは、例えば、債務不履行の発生確率、期日経過の状況、すべての金融商品についての全期間の予想信用損失の見積り（例えば、製品、地理的地域及び組成時期（ビンテージ））に関するものである。
- BC167 提案しているアプローチは、発生損失モデルに比べて経済状況の変化に敏感に反応するものであることを考えると、影響の大きさも、導入時における一般的な経済状況に左右される。
- BC168 これまでに実施した限定的なアウトリーチに基づいて、IASBは、一部の金融機関が本提案の予備的な適用をモデル化していて、損失引当金残高が増大すると予想していることを承知している。IASBは、さまざまな法域で生じそうな本提案の影響に関してより多くの情報を入手するため、本公開草案のコメント期間中にフィールドワークの実施を計画している。

## 信用度の悪化の適時認識

- BC169 IASB は、予想信用損失を金融商品の残存期間にわたる予想されるキャッシュ不足額の現在価値で測定する（B27 項参照）ことにより、企業の将来キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性に関して目的適合性のある情報が提供されると考えている。
- BC170 さらに、IASB は、提案しているアプローチは、BC4 項に述べた IAS 第 39 号の発生損失モデルの弱点を克服するとも考えている。IAS 第 39 号の発生損失モデルでは、損失事象が発生しているという客観的証拠があってはじめて、信用損失の認識が可能となる。その結果、将来の事象の影響は、たとえ予想されている場合であっても、考慮することができない。本公開草案の提案は、予想信用損失を報告日現在での最善の利用可能な情報を用いて認識することを常に要求している。このような情報には合理的で裏付け可能な予測情報が含まれる。したがって、提案しているモデルは、現行の IAS 第 39 号の発生損失モデルよりも経済状況の変化に敏感に反応し、予想信用損失をより早期に認識することになる。

## 二重の測定目的

- BC171 損失評価引当金の測定（第 4 項から第 5 項に示されている）は、金融商品の信用度の悪化を反映する二重測定アプローチに基づいている。これにより、IAS 第 39 号の現行の要求事項又は SD で提案していた TPA よりも、全期間の予想信用損失が適時に認識されることになる。また、信用損失の予想が、当初に当該金融商品の価格付けに織り込まれていた予想に比べて悪化した場合には、信用損失を認識する結果ともなる。
- BC172 IASB は、一部の利害関係者が、全期間の予想信用損失のアプローチを支持していることを承知している。それによると、金融資産の信用度や相対的な信用の価格に関係なく、企業は損失評価引当金を当初認識時の全期間の予想信用損失と同額で認識する。このようなアプローチでは、当初の全期間の予想信用損失の認識の契機となるのは、当初認識以降の信用度の悪化ではなく、金融資産の当初認識である。IASB は、これは適切でないと考えている。金融資産が当初認識時の公正価値を大幅に下回る帳簿価額で認識されることになり、当該資産の経済的実態と不整合となるからである。
- BC173 IASB は、本公開草案で提案しているアプローチにより、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している金融商品と、これが発生していない金融商品との明確な区別が可能となると考えている。特に、財務諸表利用者は、このような区別は有用な情報を提供すると述べた。

## 経済的実態のより適切な反映

### 単一の減損モデル

#### 強制的な FVOCI 測定区分

- BC174 IAS 第 39 号において売却可能金融資産に分類される負債性金融商品の減損は、財務諸表利用者に最も厳しく批判された要求事項の 1 つである。公正価値の変動を基礎としていて、償却原価で測定する類似の金融資産に適用される減損モデルと合致していないからである。

BC175 償却原価で測定する金融資産と同様に、強制的に FVOCI で測定される金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性は、元本及び利息の支払のみを表すものである。したがって、IASB は、公正価値の変動ではなく、期待将来キャッシュ・フロー及び信用度の変化に基づく減損アプローチであれば、このような金融資産に関連する予想信用損失の経済的実態をより忠実に反映すると考えている。これは、このような金融資産に関する償却原価情報と公正価値情報の両方が財務諸表利用者に提供されていることとも整合する。

#### **条件変更された金融商品**

BC176 BC125 項で述べたように、IASB は、契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融商品について、信用度の著しい悪化がなくなっている場合には、条件変更前の金融商品と同じ方法で 12 か月の予想信用損失と同額での損失評価引当金に変更することを認めるべきだと結論を下した。IASB の考えでは、こうした対称的なアプローチは、取引の経済的実質を忠実に表現するものであり、忠実な表現を乱用防止の目的のために犠牲にすべきではない。

BC177 一部の財務諸表利用者は、これらの提案が現行の IAS 第 39 号の要求事項よりも寛容となることを懸念している。支払猶予は、現在は減損の客観的証拠とみなされているからである。しかし、信用度の悪化は、当初の信用リスク（当初の契約条件に関する）を参照して判定されるので、金融商品が必ずしも契約上のキャッシュ・フローの条件変更の結果として 12 か月の予想信用損失と同額での損失評価引当金に移行するとは限らない。さらに、支払猶予は、IAS 第 39 号に従って発生損失の認識の客観的証拠となるが、契約上のキャッシュ・フローの条件変更の影響は、減損損失の測定に反映される。したがって、条件変更された金融商品が著しく悪化しているとは考えられない場合には、IAS 第 39 号では現在、少額の発生損失しか認識されない可能性が高い。

BC178 その結果、IASB の考えでは、たとえ条件変更後に、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金が認識される場合であっても、IAS 第 39 号で認識される損失評価引当金よりも少なくなることはないはずである。さらに、IASB は、12 か月の予想信用損失と同額で測定した損失評価引当金に復帰した条件変更された金融資産について、総額での帳簿価額の開示を企業に要求することを提案している。

#### **ローン：コミットメント及び金融保証契約**

BC179 IASB は、ローン・コミットメント及び金融保証契約を提供する金融機関は、すでに、健全性規制や信用リスク管理の目的で、予想される融資引出しを決定していることが多いことに留意した。しかし、本公開草案の提案は、次の点でそれらの見積りとは異なる。予想される資金引出しを算定するのは、与信を行う契約上の義務を企業が有する期間にわたってであり、企業が与信を行うと予想している期間ではない。したがって、未行使の融資枠が直ちに取消可能である場合には、本提案によれば予想信用損失に係る引当金は認識されない。たとえ企業が、信用リスク管理目的上、融資枠の取消しはしないと仮定している場合でも同じである。現在の信用リスクの分析及びシステムは、本提案の適用の基礎として使用できるが、IASB は、これらの見積りに修正が必要となると予想している。

BC180 BC131 項に述べたように、IASB のアウトリーチへの参加者の一部は、金融商品の存続期間にわたる将来の資金引出しを見積ることは、複雑性を持ち込むことになると述べた。しかし、IASB は、予想される資金引出しの計算は、オンバランスのエクスポージャーとオフバランスのエクスポージャーとの間の恣意性を取り除き、首尾一貫性のある予想信用損失モデルを達成するために必要であると考えている。

### 金利収益

BC181 IASB は、減損の客観的証拠が存在する金融資産については、契約上の利回りを反映した総額での帳簿価額に基づいた金利収益の計算は、もはや実効利回りを忠実に表現しないことに留意した。IASB は、こうした金融資産の償却原価（すなわち、損失評価引当金について調整後（第 25 項(b)参照））に対する金利収益の計算と表示は、こうした金融資産に係る経済的リターンをより適切に表現すると考えている。IAS 第 39 号はすでにこの計算を要求しており、このアプローチが適用される金融資産は、すでに IAS 第 39 号における要件を用いて決定されているので、この提案の導入が複雑となったりシステム変更が必要となったりすることはないはずである。

### 財務情報の比較可能性

BC182 IASB は、予想信用損失アプローチの適用の際により多くの判断が必要になればなるほど見積りの主観性が高くなり、この主観性は、異なる企業間での報告金額の比較可能性に影響を及ぼすことを承知している。判断の適用に関する懸念はあるが、IASB の考えでは、提案しているアプローチは報告される金額の比較可能性を改善することになる。IAS 第 39 号に従った発生損失モデルでは、損失事象がない場合には、信用度の悪化は報告されないからである。このため、金融資産について報告される金額及び実効利回りリターンの比較可能性が制限されていた。

BC183 IASB の考えでは、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを評価する際に、期間構造及び当初の信用リスクを考慮することにより、信用リスク管理がより適切に反映され、満期や当初の信用リスクがさまざまな金融商品についての要求事項の比較可能性を改善することになる。

BC184 予想信用損失の反映を試みるどのようなアプローチも、測定の不確実性に晒され、経営者の判断や使用する情報の質により大きな重点を置くことになる。これには、財務諸表利用者が予想信用損失のさまざまな測定値を理解し比較するのに役立つ定量的及び定性的な開示の両方が必要となる。本公開草案では、財務諸表利用者が、適用しているインプット、仮定及び技法、予想信用損失により生じる金額並びに信用リスクの悪化及び改善の影響を識別し理解できるようにする開示の要求事項を提案している。IASB は、これは同一の企業の異なる報告期間の比較可能性の増大につながると考えている。

BC185 一部の利害関係者は、当初認識時に信用減損している金融資産と一般的な予想信用損失アプローチを用いて測定する金融資産との間の比較可能性を IASB が向上させることができれば、有用であろうとも述べた。これは、この領域における会計処理の複雑性の一部を軽減するこ

とになるからである。したがって、IASB は、企業はこうした金融資産の当初認識時の価格に黙示的に含まれている予想される契約上のキャッシュ不足額を開示すべきであると提案している。

### 財務情報の有用性

- BC186 IASB は、本公開草案で提案している予想信用損失モデルは、企業がさまざまなクラスの金融商品についての信用リスク管理にどのようなアプローチを採り、自らの金融商品の信用度の悪化及び改善の影響に関する情報を提供しているのかを反映することになることに留意した。
- BC187 提案しているアプローチが提供する情報の有用性を評価する際に、IASB は、一般引当アプローチ及び公正価値アプローチが提供する情報と比較した。IASB の考えでは、予想した信用損失と予想外の信用損失の両方を吸収するための引当金を（信用度の悪化を参照せずに）設定する一般引当アプローチは、測定目的が欠けており、認識する損失評価引当金と信用度の悪化との間の関連性を示していない。さらに、予想信用損失に関する明示的な情報は、全面公正価値モデルでは提供されない。金融商品の公正価値の変動には、信用リスク以外のリスクの変動から生じる変動（金利リスク、流動性リスク及び市場リスクなど）が含まれる。IASB は、このようなアプローチは有用な情報を提供しないと考える。公正価値情報を用いて予想信用損失を測定すると、契約上のキャッシュ・フローに焦点を当てる原価ベースの測定と不整合となるからである。
- BC188 IASB の考えでは、提案している信用悪化の要件は、関連する開示要求案との組合せにより、信用度が悪化している金融商品を区別することの便益と当該評価を行うことのコスト及び複雑性との間での最善のバランスを達成するものである。

### 経済的意思決定のための目的適合性のある情報

- BC189 IASB の考えでは、提案しているアプローチは、経済的意思決定のためのより目的適合性の高い情報を、将来予測的な情報を含む広範囲の情報の使用及び予想信用損失のより適時の認識を通じて金融商品の信用度の変化を描写することにより、提供する。IASB の考えでは、損失評価引当金は、報告日現在で会計処理されている金融商品についての実際の信用損失の予想を反映すべきである。
- BC190 IASB は、提案しているアプローチは、金融資産に係る予想信用損失を過大表示する結果となり、12 か月の予想信用損失に係る損失評価引当金の認識を通じて、関連する資産の価値を過小表示する結果となることを承知している。しかし、IASB は、運用上の負担を軽減し、費用対効果を高めるような 2009 年 ED の代用を提供することを図った。IASB は、本提案は、有用な情報を提供することの便益とその提供のコストとの最善のバランスを提供すると判断した。さらに、その過大表示は、全期間の予想信用損失を当初認識時に認識するとした場合ほどの大きさにはならないであろう。長期資産及び当初認識時において債務不履行の発生確率が高い資産については、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失との測定値の差異は重大となる可能性がある。

BC191 さらに、目的適合性のある情報が次のことにより提供される。予想信用損失の見積りを予想の変化について見直すこと、著しい信用度の悪化があった場合に全期間の予想損失を認識すること、また、信用損失事象が発生している証拠がある場合に金利収益を金融資産の償却原価の金額に対して計算するよう要求することによるものである。

### 予想信用損失に関する規制上の概念

BC192 一部の財務諸表利用者は、提案している予想信用損失アプローチが自己資本規制の枠組みと整合し、景気循環抑制的なものとなり、すべての信用損失を吸収するのに十分な損失評価引当金が計上されるようにするよう、IASB に要望した。

BC193 バーゼル銀行監督委員会が開発した枠組みなど、一部の健全性規制や自己資本規制の制度では、すでに、規制上の資本の引当の一部として 12 か月の予想信用損失を計算するよう金融機関に要求している。しかし、これらの見積りは、過去の事象に基づく信用損失の実績を、経済循環全体にわたっての（「スルー・ザ・サイクル」）「引当」レベルを示すために使用するのみである。さらに、スルー・ザ・サイクルのアプローチは、報告日現在で実際に予想されている結果ではなく、広範囲の考え得る経済的結果を考慮する。これにより、損失評価引当金が報告日現在の金融商品の経済的特徴を反映しない結果となる。

BC194 IASB は、財務報告（予想信用損失の見積りを含む）は、報告日現在の情報、状況及び事象を基礎とするものであることに留意している。IASB は、企業がこれらの規制上の測定値を本公開草案の提案に従った予想信用損失の計算の基礎として利用できると期待している。しかし、これらの計算は、本公開草案の測定の実施事項を満たすために修正しなければならない。報告日時点で利用可能で裏付け可能な情報のみを考慮すべきである。これには、現在の経済状況に関する情報のほか、将来の事象や経済状況の合理的で裏付け可能な予測が含まれる場合がある（当該情報が、見積りを行う際に利用可能（かつ裏付け可能）である限り）。

BC195 IASB は、本提案の適用開始時に生じる移行調整額は利益剰余金に影響を与え、規制上の資本に不利な影響を与える可能性があることを承知している。しかし、IASB の考えでは、財務報告の目的は、財務諸表の広範な利用者にとって有用な透明性のある情報を提供することであるべきで、健全性規制当局は IFRS と規制上の要求との相互関係に対処する方法を検討する最適の立場にある。

BC196 一部の人々の考えでは、損失評価引当金の残高は、不況時に使用するために好況時に積み立てることにより、景気循環抑制的な効果を提供するように使用すべきだと考えている。しかし、これは信用損失の予想の変化の影響を隠すことになる。本公開草案で提案している予想信用損失アプローチは、報告日現在で利用可能な情報を基礎とし、経済の実態を反映するように設計されており、適用する仮定やインプットを景気循環抑制的な効果の達成のために修正するものではない。例えば、信用度が増大している場合、提案している予想信用損失アプローチは当該変動を忠実に表現する。これは一般目的財務諸表の目的と整合的である。

BC197 提案しているモデルの目的は、金融資産の帳簿価額に関する予想信用損失の経済の実態を忠実に表現することである。IASB は、この目的の中に、予想外の信用損失をカバーするのに

十分となる損失評価引当金を認識することは含めていない。これは財務報告の主たる目的ではないからである。一部の財務諸表利用者は、保守的又は慎重な信用損失の表現が好ましいとし、このような表現の方が金融安定を維持する責任を有する規制機関のニーズ及び投資者のニーズをより適切に満たすことになることと主張するであろう。

### 作成者の遵守コストに生じる可能性の高い影響

BC198 本提案は、信用リスクの著しい変動を区別の基礎として使用することにより、悪化している金融商品を識別するコストへの対処を図っている。これは、信用リスク管理により監視される変動と合致すべき、意味のある信用リスクの変化のみを捕捉できるようにすることを意図したものである。

BC199 IASB は、予想信用損失アプローチの導入及び継続的適用は複雑でコストがかかることを承知している。提案している特定の予想信用損失アプローチにより生じるコストには、次の事項に関連する複雑性により生じるコストが含まれる。

- (a) 信用度の悪化を評価するための金融商品の追跡及び当該評価の実施の困難性
- (b) 全期間の予想信用損失の計算

### 導入のコスト

BC200 IASB は、本公開草案で提案しているアプローチは、信用リスク管理の視点とは異なっていることを承知している。企業は当初認識以降の信用度の変化を評価する必要があるが、信用リスク管理者は特定の日における信用リスクを評価するからである。特に、企業から、同一の企業に対する 2 つの貸付金が異なる時期に組成された場合には、損失評価引当金が異なる可能性があるとの懸念が提起された。このような視点の相違は、このアプローチにコストと複雑性を加える可能性が高いが、IASB は、それは正当化されると考えている。資産の信用損失の予想が、当該資産の価格に織り込まれた予想を上回った場合にのみ、損失が生じるという基本的な考え方によるものである。

BC201 予想信用損失アプローチの導入には、大規模なシステム変更、時間及び資源が必要となり、規制上の目的で予想信用損失をすでに計算している金融機関も含めて、大半の企業に多額のコストが生じることになる。

BC202 最近のアプローチ活動への参加者は、提案されている予想信用損失アプローチの導入のコストは、企業がどのようにポートフォリオを区分しているのかに左右されると指摘した。企業は、例えば、ポートフォリオを組成時の信用度別に区分し、悪化の評価を、信用リスクが低いポートフォリオの区分のみについて、報告日現在の信用度を当初の信用度と比較することにより行う場合がある。したがって、悪化の要件の適用のコストは、当初の信用度の多様性及び信用リスク管理システムの高度さに応じて変わってくる。

BC203 しかし、IASB は、多額の導入コストは、本公開草案で提案しているアプローチに限ったことではなく、企業がどの予想信用損失アプローチを導入するのかを問わず、導入のコスト及び労力は多大なものとなることに留意している。IASB の考えでは、本公開草案は、予想信

用損失モデルの複雑な要求事項と、当該アプローチの運用可能性を高めるように設計した単純化との適切なバランスをとっており、それにより導入のコストを低減している。

## 継続的適用のコスト

### 金利収益の認識

BC204 信用度の悪化のレベルの相違により金利収益の認識を総額ベースから純額ベースに変更するという提案は、全期間の予想信用損失を認識する場合に比べて、複雑性のレベルが高まっている。しかし、IASB の考えでは、減損の客観的証拠がある金融資産は、本公開草案に従って全期間の予想信用損失が認識される金融資産の部分集合となる。本公開草案に例挙している減損の客観的証拠は、IAS 第 39 号における既存の要件と同様であるため、IASB の考えでは、これらの考え方の適用による実務の変更は最小限となるはずであり、したがって、重大なコスト上の影響はないであろう。

### 12 か月の予想信用損失に係る引当金

BC205 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金の計算も、コストと複雑性を加えるものとなる。これらのコストは、健全性規制上の目的で 12 か月の予想信用損失の計算をすでに要求されている金融機関にとっては、比較的小さくなるであろう。しかし、この測定値は、この提案の測定の要求事項を満たすために修正しなければならないであろう。場合によっては、企業は、損失率などの情報を使用して 12 か月の予想信用損失に係る損失評価引当金を計算することができ、それにより、すでにリスク管理のために使用している情報を基礎とすることができる。しかし、12 か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定することのコストは、バーゼル II の対象外の金融機関及び金融機関以外の企業にとっては高くなるであろう。12 か月の予想信用損失は、通常、他の目的では要求されない独特の計算だからである。しかし、いくつかの救済措置が設けられている。例えば、12 か月の予想信用損失の計算は、営業債権又はリース債権については要求されない。

### 当初の信用リスクの追跡

BC206 2009 年 ED へのコメント提出者は、当該提案は、全期間の予想信用損失の当初の見積りを信用調整後の実効金利を通じて追跡し、全期間の予想信用損失のその後の変動を測定することを企業に要求することになると強調した。これは、重大な運用上の課題と多額のコストにつながるものとなる。実効金利の情報は、信用リスクの情報と同じシステムには含まれていないからである。

BC207 一部の作成者（特に、信用リスク管理者）は、信用リスクの追跡は、ほとんどの状況においては、予想信用損失の追跡よりも単純で、信用リスク管理の実務とより密接に合致していると述べた。本公開草案の提案では、当初認識以降に発生している信用リスクの変動の評価を、実効金利の決定とは別個に要求している。したがって、企業は、報告日現在で信用リスクの著しい増大が生じているのかどうかを判断できるように、当初の信用リスクを測定し追跡することが要求される。

- BC208 すべての金融商品について当初認識以降に債務不履行の発生確率を追跡することの運用上の負担を削減するため、本公開草案では、報告日現在で信用リスクが低い金融商品（信用リスクの変動は問わない）について全期間の予想信用損失を認識することを企業に要求していない。したがって、企業は、報告日現在で信用リスクが低い金融商品（例えば、信用リスクが投資適格に相当する金融商品）について、当初認識時からの信用度の変化を評価する必要はないことになる。
- BC209 IASB は、一定期間にわたる信用リスクの変動の追跡を可能にする高度な信用リスク管理システムをすべての企業が有しているわけではないことを承知している。こうした企業にとっての運用上の負担をさらに軽減するため、IASB は、他の借手固有の情報が過大なコスト又は労力なしに利用可能でない場合には、企業は期日経過の情報を使用して、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することができると提案しており、より高度な信用リスク管理システムの導入を要求することはしていない。
- BC210 一部の作成者は、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金をそれぞれの金融商品について算定することが必要となり、追跡の運用上の負担を増すことになると懸念している。しかし、本公開草案の提案は、個々の金融商品を信用度が著しく悪化しているものとして識別することを要求していない。共通のリスク特性を有する金融商品は、集散的に評価することができ、全期間の損失評価引当金を集散的に認識することができる。

#### **営業債権及びリース債権について単純化したアプローチ**

- BC211 IASB は、営業債権及びリース債権について提案している単純化したアプローチを通じて、12 か月の予想信用損失を計算する必要とこれらの金融資産に係る信用の悪化を追跡する必要の両方をなくすことにより、非金融機関及び他の企業にとってのコスト及び複雑性に対処することを提案している。

#### **財務諸表の利用者の分析コストに生じる可能性の高い影響**

- BC212 IASB の考えでは、財務諸表利用者は、当初認識以降の信用悪化についての評価を用いた企業の予想信用損失の評価が提供する、より適時な情報から便益を受ける。本公開草案で提案しているアプローチは、IAS 第 39 号の発生損失モデル（信用損失は、損失事象が発生しているという客観的証拠があった場合にのみ認識される）とは非常に対照的である。本公開草案に従って、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金がすべての金融商品について認識されることになる。ただし、信用リスクが著しく増大している場合は例外で、その場合には損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識すべきである。したがって、全期間の予想信用損失は、IAS 第 39 号における発生損失モデルよりも早期に認識される。信用リスクは一般に、信用損失事象が発生する前に著しく増大するからである（特に、将来予測的情報の使用を考えた場合）。
- BC213 IASB は、財務諸表利用者の観点からは、本提案アプローチの欠点は、当初認識時に信用減損していない信用度の低い金融商品について、信用リスクの著しい増大があるまでは、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金のみが認識されることであることを承知して

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

いる。しかし、IASB は、企業が信用度の低い顧客に融資するのを阻害する要因を作りたくはない。さらに、IASB の考えでは、全期間の予想信用損失の全額は、金融商品が正確に価格付けされていれば、当初認識時には生じないはずである。

- BC214 IAS 第 39 号では、異なる測定区分には異なる減損アプローチを適用していた。導入及び継続的適用のコストをさらに低減するため、IASB は、本公開草案の範囲に含まれるすべての金融商品に単一の予想信用損失アプローチを適用することを提案している。これは企業が信用リスクを内部的に管理している方法との整合性が高いものである。
- BC215 IASB は、予想信用損失の会計処理が IFRS と US GAAP とで揃っていれば、財務諸表利用者にとって好ましいことを承知している。IASB は、本公開草案で提案しているアプローチと FASB が開発した現在予想信用損失モデルの間での完全なコンバージェンスは達成していないが、両者のアプローチは、当初認識以降に信用度が著しく悪化しており信用リスクが低くはない金融資産や、企業が全期間の予想信用損失を用いて損失評価引当金を測定する場合の営業債権及びリース債権については、損失評価引当金が同じとなることに留意している。さらに、両方のモデルとも同じデータ及び情報セットを使用するので、IASB の考えでは、短期の資産及び信用リスクが低い金融資産（例えば、信用リスクが投資適格に相当）に係る損失評価引当金には、いかなる場合にも著しい相違は生じない。
- BC216 IASB は、予想信用損失の評価は相当の主観性を本来的に伴うので、報告される金額の検証可能性と比較可能性を低下させ、財務諸表利用者に分析のコストを転嫁することが避けられないことを承知している。しかし、どのような場合に信用損失が発生するのかに関する決定や現行の減損損失の測定も主観性を伴うものであり、発生損失の要件の適用の相違により比較可能性の欠如が生じている。本公開草案の提案は、全期間の予想信用損失の認識の要件の評価及び予想信用損失の測定の際に企業が使用するインプット、仮定及び技法に関する情報を財務諸表利用者に提供する開示要求の拡充により、これらの問題点をある程度軽減することになる。また、本公開草案では、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で計上している金融資産のうち条件変更されたものに関する情報の開示も提案している。これには、当該金融資産の総額での帳簿価額、条件変更から生じた利得又は損失、債務不履行の再発率が含まれている。条件変更に関する情報の提案は、この領域における情報の拡充に対する財務諸表利用者からの要望に対応したものである。

## 本公開草案に対する代替的見解

### クーパー氏の代替的見解

AV1 クーパー氏は、本公開草案の公表に反対票を投じた。当初認識以降に信用リスクの著しい増大がない金融資産について 12 か月の予想信用損失引当金を設定するという要求に反対しているからである。クーパー氏は、12 か月という期間は概念上の根拠がなく、この損失評価引当金は融資活動の経済的実態を反映できない財務報告を生じ、財務諸表利用者の誤解を招く可能性があると考えている。クーパー氏は、提案されているモデルは、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金がなければ、現行の IAS 第 39 号の発生損失モデルよりも改善となると考えているが、2009 年 ED の当初の提案には劣ると考えている。2009 年 ED を単純化すべきであることには同意するが、これは期待キャッシュ・フロー・アプローチと一緒に放棄しなくても達成できると考えている。

### 12 か月の予想信用損失引当金

AV2 BC66 項で認めているとおり、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金は、金融資産の価格付けが市場の条件で行われていて、経済的な信用損失が存在しない場合であっても、当初認識時に信用損失を生じることになる。クーパー氏は、これには概念上の正当な理由がないという BC61 項の評価に同意するが、それでもなおコストと便益の理由で適切であるという IASB の見解には反対である。12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金は、IASB 自身の「概念フレームワーク」に反している。結果が中立的ではなく、取引を忠実に表現できないからである。財務報告の他の領域では、市場の条件で購入又は組成された資産の価値を減額するために評価性引当金を直ちに設定することはない。明らかに、金融資産が過大な価格で購入されるか又は信用リスクの程度を考えると低すぎる市場の条件を離れた利率で組成されている場合には、取引価格を下回る金額での当初認識が適切である。しかし、これらの状況はすでに、各基準において金融商品を公正価値（これらのケースでは取引価格よりも低いであろう）で当初認識するという要求によりカバーされている。

AV3 クーパー氏は、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金は、正当化できない二重計算を生じるとも考えている。当初認識時の信用リスクの影響は、金融資産の帳簿価額にすでに反映されているからである。例えば、現在価値で報告されている営業債権及び関連する収益を考えてみる（すなわち、収益認識 ED の提案に基づいて重大な財務要素があるもの）。当該営業債権の当初測定は、信用リスクを適切に反映する率で割り引くことにより、顧客の信用度を考慮に入れなければならないので、全期間の信用損失の期待値（確率で加重）の全額は、実質的に、すでに当該測定において認識されている。本公開草案で提案している、追加的な別個の 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金の設定は、二重計算となる。したがって、利益が販売時に過小表示されて、その後の各期間において契約上のキャッシュ・フローの全額（予想信用損失を無視する）を用いて金利収益が認識されるにつれて利益が過大表示されるだけである。二重計算の影響は、全期間の予想信用損失の全額が当初認識時に認識される場合には、いっそう明らかとなる。これは本公開草案により一部の営業債権

及びすべてのリース債権について提案されている会計方針の選択肢である。

- AV4 BC43 項で述べているように、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を正当化している理由の 1 つは、2009 年 ED の特徴である利回り調整の近似となるということである。クーパー氏は、これが正しいとは考えていない。偶然でしか、この損失評価引当金が、契約上の金利のうち、認識され、実質的に予想信用損失に対する保証である部分に等しくなることはない。また、12 か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識することは、当初認識の期間における費用（その後の修正あり）となるが、追加的な契約上の金利は、当該金融資産の残存期間にわたり各期間に認識される。利回り調整の代用ならば、定期的な調整とすべきであり、一回限りの金額とすべきではない。
- AV5 本公開草案では、金融資産のうち購入時又は組成時に信用減損している部分集合については、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を計上すべきではないと提案している。クーパー氏は、このこと及びこれらの資産についての全体的なアプローチに賛成している。これは、実質的に、後で提案している「グロスアップ」方式をすべての金融資産に適用するのと同じである。しかし、もっとリスクの高い信用減損している資産にはこうした損失評価引当金を適用しないのに、リスクの比較的低い大多数の資産については 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を計上することがなぜ必要とみなされているのか疑問である。
- AV6 クーパー氏は、信用の悪化を条件とする減損モデルは妥当なアプローチであり、現行の要求事項への改善となると考えている。12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識することへの反対を別にすれば、本公開草案のモデルの他の側面はおおむね支持しており、それらの側面は運用可能だと考えている。12 か月の予想信用損失引当金はこのモデルの不可欠の構成要素ではないと考えている。著しい信用の悪化に晒されている金融資産については、全期間の予想信用損失を表す損失評価引当金を設定し、その他の金融資産については損失評価引当金を計上しないこととすれば、現行の要求事項に比べて信用損失の早期の認識となるはずである。IAS 第 39 号で減損損失を認識する前に要求している悪化は、本公開草案で定めている悪化よりも大きいからである。また、おそらく最も重要なことであるが、提案されているモデルは、たとえ 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金の認識がなくても、現行の IAS 第 39 号の発生損失モデルよりも、信用状態の変化にずっと敏感に反応するものとなる。

## 2009 年 ED で提案したモデルの単純化

- AV7 クーパー氏は、IASB が開発して 2009 年にコメントを求めるために公開した当初の期待キャッシュ・フロー・モデルが、金融資産に係る予想信用損失の認識についての最も適切なモデルであると引き続き考えている。このアプローチを適用する際の運用上の課題は認識しているが、これは軽減することが可能であり、また、本公開草案で提案しているモデルのさまざまな運用上の困難に比べて大きな課題となるものではない。現在の IASB の提案は、その当初のモデルの単純化ではなく、すべての資産について期待キャッシュ・フローを直接測定する代わりに信用の悪化を反映する異なるアプローチであると考えている。信用の悪化に基づくアプローチの導入は、逃した好機であると考えている。

- AV8 クーパー氏は、金融資産についての測定基礎としての償却原価の主要な魅力は、金利収益（及び費用）を発生計上するという結果であると考えている。したがって、償却原価が正当化できるのは、金利収益と関連する減損費用又は減損利得を一緒に考えた場合に意味がある場合のみである。彼の考えでは、減損を償却原価測定と統合している（ただし、表示目的では分離する）2009年EDのモデル、又はそれを単純化したものだけが、この目的を達成する。本公開草案の提案のように、減損を基礎となっている測定と分離することは、いかなる答えも恣意的な明確な境界線が必要となることが避けられないことを意味する。その結果、基準設定は「損失評価引当金の残高の十分性」の議論に直面するが、これは会計基準設定主体ではなく、健全性規制当局の焦点とすべきものである。
- AV9 クーパー氏は、2009年EDを単純化してその結果をおおむね再現する2つの考え得るモデルがあると考えている。修正した全期間の予想信用損失方式とグロスアップ方式である。これらの代替的方法は両者とも、2009年EDと同様に、予想信用損失についての同じ計算をすべての金融資産に適用することができ、また、全期間の信用損失をいつ認識すべきかについての要件や、当初認識時に信用減損している金融資産についての異なるモデルは必要とされないという利点がある。

### 修正した全期間の予想信用損失方式

- AV10 クーパー氏は、BC44項からBC51項における分析に同意しており、FASBの現在予想信用損失（CECL）モデルは概念上の欠陥があり、目的適合性のある情報を提供しないと考えている。それでもなお、全期間の予想信用損失の測定値は、2009年EDと整合的な結果となる意味のあるものとなるように修正できると考えている。全期間の予想信用損失を、回収が見込まれていない契約上のキャッシュ・フローの現在価値と同額とすることの問題点は、計算が不完全であることである。市場の条件で組成又は購入された金融資産については、予想信用損失（当該資産が債務不履行となる可能性を考慮に入れる）は、組成又は購入の日において、予想される追加の金利収益（信用スプレッドの一部を通じて）により相殺されなければならない。クーパー氏の考えでは、全期間の予想信用損失の測定値を、追加的な金利収益を相殺するか又は部分的に相殺する可能性を考慮するように修正すれば、このモデルを概念的に健全にし、融資事業の経済的実態を正確に反映するものとなる。将来の予想される金利について全期間の予想信用損失への相殺を決定することは、明らかに複雑性を増大させる。しかし、クーパー氏は、これを運用可能にするために利用できるアプローチ及び実務上の便法があると考えている。いずれにしても、全期間の予想信用損失を当初認識時から認識するアプローチは、経済現象を不適切に表現するものであり、したがって、いかに適用が単純であろうと、コストと便益のテストに合致しない。

### グロスアップ方式

- AV11 グロスアップ方式はBC25項で説明されている。クーパー氏の考えでは、この方式は2009年EDをデカップル（分離）したアプローチの使用により忠実に再現するものであり、FASBが提案しているCECLモデルの初日の信用損失の効果を避けつつ、全期間の予想信用損失の全額が常に認識されることを確保するものとなる。IASBの見解と反対に、クーパー氏は、

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

このアプローチは本公開草案の提案と比較して著しく多くの運用上の課題を生じるものではないと考えている。必要ならば、オープン・ポートフォリオについての追跡の問題が緩和されるように、実務上の便法を適用することができる。この方法は、ローン組成コストの会計処理について IAS 第 39 号及び US GAAP を適用する際に現在使用されており、これらを扱うためにすでに整備されているシステムを拡張して、金融資産を組成又は購入した時点で見積った信用損失に対応できるようにすることが可能であると考えている。また、FASB がこの方式を購入した信用減損資産に適用することを提案していることにも着目している。

**[案] 付録**  
**他の IFRS に関するガイダンスの修正**

**IFRS 第 7 号「金融商品：開示」**

IG23 項の前の見出し並びに IG23 項から IG27 項及び IG29 項を削除する。  
 IG26 項の前の見出し及び IG28 項を修正する。新たな文言は下線、削除する文言は取消線を付している。

~~信用度（第36項(c)）~~

IG23 ~~〔削除〕企業は第36項(c)により、期日経過や減損が認められない信用リスクを有する金融資産の信用度に関する情報を開示することが要求される。そのため、企業は次の情報を開示する。~~

- ~~(a) 外部又は内部の信用格付けシステムを利用した信用エクスポージャーの分析~~
- ~~(b) 相手方の性質~~
- ~~(c) 相手方のデフォルト率に関する過去の情報~~
- ~~(d) 信用度を評価する際に利用される他の情報~~

IG24 ~~〔削除〕信用度を管理及び監視する際に、企業が外部の格付けを考慮している場合には、企業は次に関する情報を開示する。~~

- ~~(a) 外部信用格付け別の信用エクスポージャーの金額~~
- ~~(b) 利用した格付け機関~~
- ~~(c) 企業の信用エクスポージャーのうち格付けのあるものと格付けのないものの金額~~
- ~~(d) 内部格付けと外部格付けの関係~~

IG25 ~~〔削除〕信用度を管理及び監視する際に、企業が内部の格付けを考慮している場合には、企業は次に関する情報を開示する。~~

- ~~(a) 内部格付けのプロセス~~
- ~~(b) 内部格付け評点別の信用エクスポージャーの金額~~
- ~~(c) 内部格付けと外部格付けの関係~~

期日経過又は減損している信用リスクを期日経過の状況に基づいて評価している金融資産（第 37X 項）

IG26 ~~〔削除〕相手方が約定期日に返済を怠った場合、対象となる資産は期日経過債権になる。—例として、ある企業が毎月利払いが求められる貸付契約を締結したとする。翌月初日に利~~

## FINANCIAL INSTRUMENTS: EXPECTED CREDIT LOSSES

~~払いが行われない場合、当該貸付は期日経過債権になる。期日経過とは、相手方が支払に応じないことを意味するものではないが、返済条件の見直し、強制執行又は訴訟手続などのさまざまな措置の原因になり得ることを意味する。~~

IG27 ~~〔削除〕期日経過債権に分類された金融資産の条件が見直しの対象になる場合、当該金融資産がその後も期日経過債権に分類されるか否かを決定するにあたって新たな約定取決めの条件が適用される。~~

IG28 第37項(a)X項は、減損していない期日経過債権について残存期間別の分析を求めている。企業は、適切な期間枠の決定に判断を用いる。例えば、企業は次の期間枠を適切と判断するかもしれない。

- (a) 3か月以内
- (b) 3か月超6か月以内
- (c) 6か月超1年以内
- (d) 1年超

IG29 ~~〔削除〕第37項(b)により、減損した金融資産の分類別の分析が要求される。こうした分析では、次の項目がその対象になる。~~

- ~~(a) 減損損失控除前の帳簿価額~~
- ~~(b) 関連する減損損失の金額~~
- (c) 利用可能な担保やその他信用補完の性質及び公正価値

### IAS 第18号「収益」

公開草案「顧客との契約から生じる収益」は、IAS 第18号の第14項に付属している設例におけるIAS 第39号での実効金利に関連したガイダンスを、移動することを提案している（公開草案「顧客との契約から生じる収益」のD25項参照）。このガイダンスはIFRS 第9号に移される。

### IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

セクションCにおいて、設例9を削除する。

#### 設例9 単一の保証

~~〔削除〕1999年12月31日に、企業Aは企業Bの借入金について単一の保証を行った。その当時、企業Bの財政状態は健全であった。2000年中には企業Bの財政状態は悪化し、2000年6月30日に企業Bは和議の申請をした。~~

本契約は、IFRS 第4号「保険契約」の保険契約の定義に該当するが、IFRS 第9号「金融商品」の

範囲内である。IFRS 第9号における金融保証契約の定義にも該当しているからである。発行者が、このような契約を保険契約とみなすと事前に明確に宣言し、保険契約に適用される会計処理を行う場合には、発行者は当該金融保証契約に IFRS 第4号又は IFRS 第9号のどちらを適用するのか、選択することができる。IFRS 第4号は、もし特定の最小の要求が満たされるのであれば、発行者に保険契約に対する現在の会計方針を継続することを認めている。IFRS 第4号は、特定の要件に該当した会計方針の変更も認めている。次は、IFRS 第4号が認めている会計方針の設例であり、また IFRS 第9号の適用範囲である金融保証契約に関して、IFRS 第9号の要求事項に従ったものである。

(a) 1999年12月31日現在

~~過去の債務発生事象に起因した現在の債務——債務発生事象は保証の供与であり、それは法的債務を発生させる。~~

~~決済時における経済的便益をもつ資源の流出——1999年12月31日現在、経済的便益の流出の可能性は高くない。~~

~~結 論——保証は公正価値で認識される。~~

(b) 2000年12月31日現在

~~過去の債務発生事象に起因した現在の債務——債務発生事象は保証の供与であり、それは法的債務を発生させる。~~

~~決済時における経済的価値をもつ資源の流出——2000年12月31日現在、債務を決済するために、経済的便益をもつ資源が流出する可能性は高い。~~

~~結 論——保証は、事後的に、(a)債務の最善の見積り（第14項及び第23項参照）と、(b)当初に認識した金額から、該当がある場合には IAS 第18号「収益」に従って認識された償却累計額を控除した金額のうちいずれか大きい方で測定する。~~

## IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」

セクション B において、Q&A の B24 から B27 及び関連する見出しを、IFRS 第 9 号の適用指針に移す（当該ガイダンスを IFRS 第 9 号の要求事項に合わせるために必要となる修正を加えた上で）。

セクション E において、Q&A の E4.1 から E4.8 及び関連する見出しを、IFRS 第 9 号の適用指針に移す（当該ガイダンスを IFRS 第 9 号の要求事項に合わせるために必要となる修正を加えた上で）。Q&A の E4.4.を、ガイダンスを第 6 章「ヘッジ会計」[案] の要求事項と合わせるために修正する。